

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

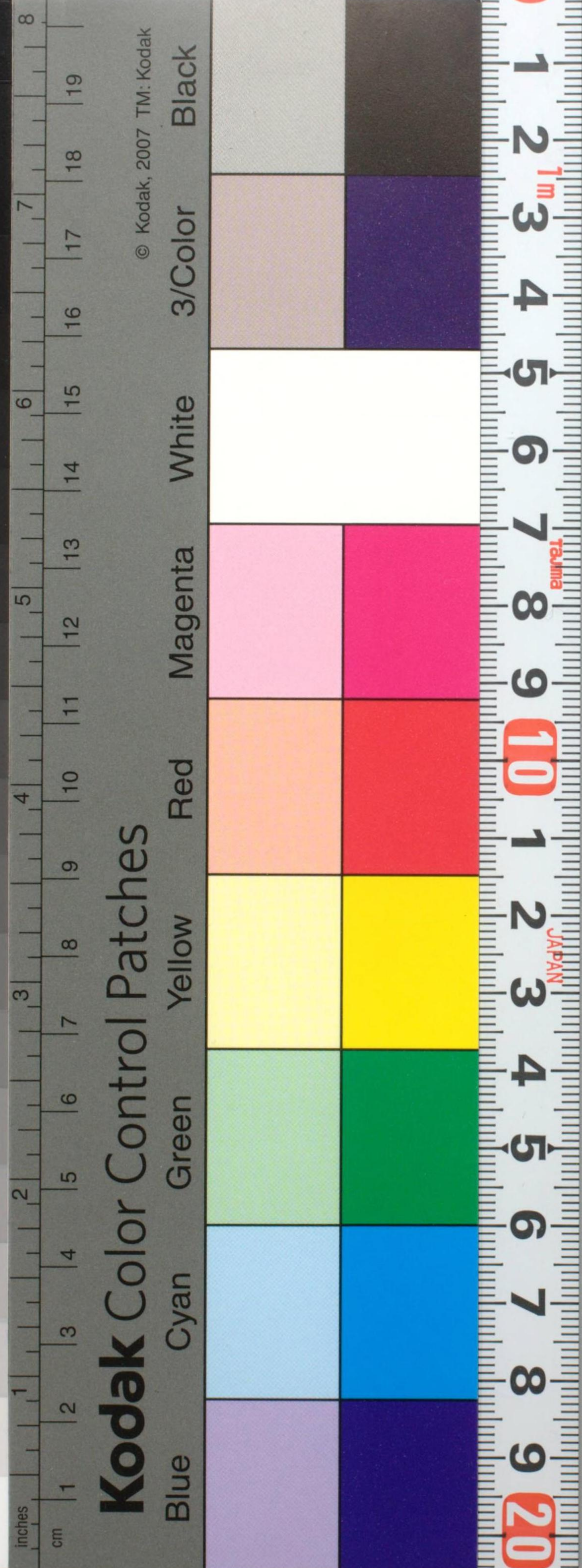


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue	Cyan	Green	Yellow	Red	Magenta	White	3/Color	Black
Light Blue	Light Cyan	Light Green	Light Yellow	Light Red	Light Magenta	White	Light Gray	Black
Dark Blue	Dark Cyan	Dark Green	Dark Yellow	Dark Red	Dark Magenta	White	Dark Gray	Black



# 法務年鑑

昭和36年

法務省







# 法務年鑑

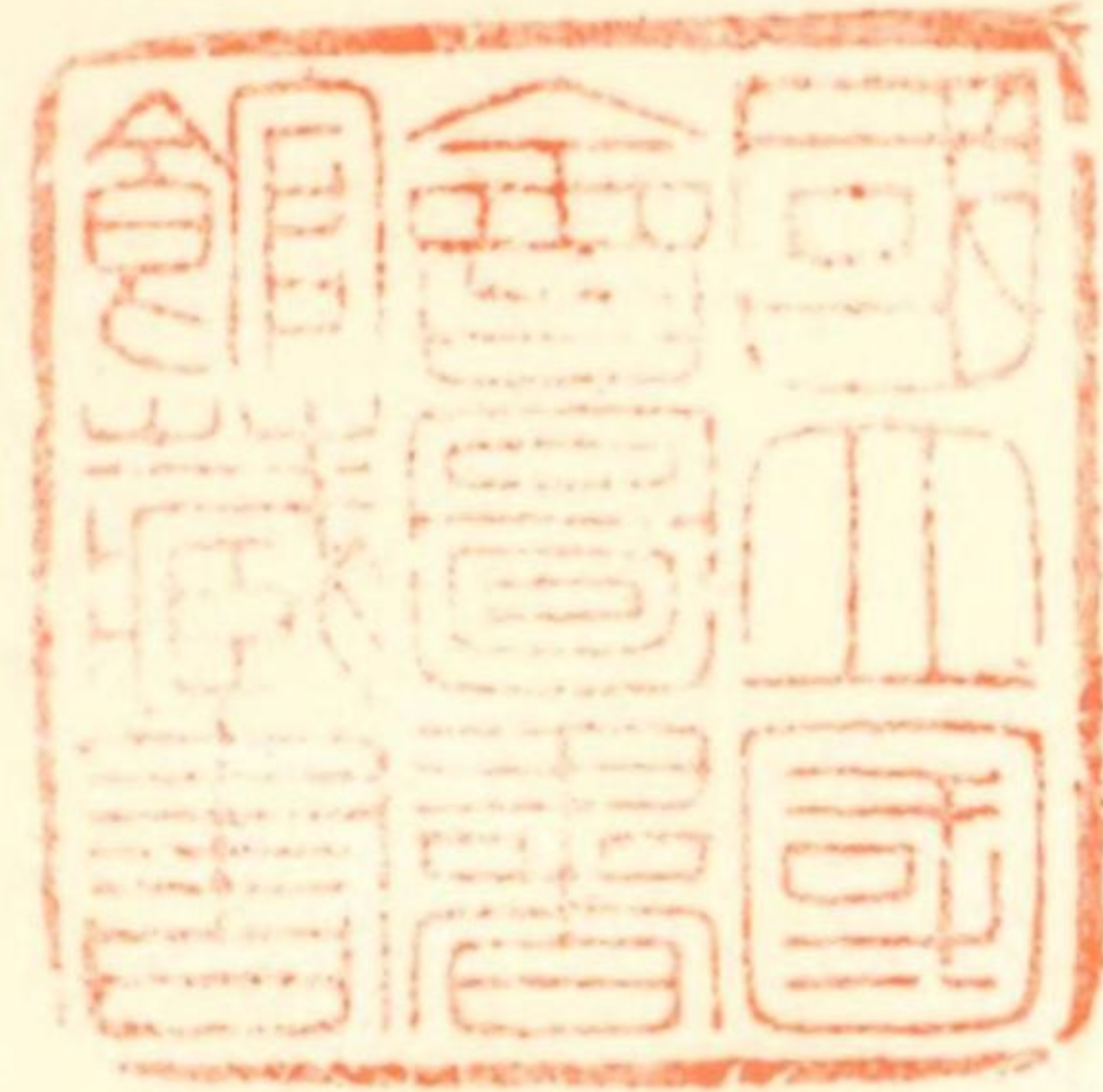
昭和36年

法務省

〔地方支分部局〕—公安調査局—地方公安調査局



317.23  
H1617h



595672

〔地方支分部局〕—公安調査局—地方公安調査局

### は し が き

- 1 この年鑑は、法務省の全機構について、昭和36年中（昭和36年1月1日から同年12月31日まで）における活動を概観する目的で編さんした。
- 2 本年は法務省の組織の上に次のような変更があった。
  - (1) 行政機関職員定員法（昭和24年5月31日法律第126号）が廃止され、法務省の職員の定員は、法務省設置法（第13条の17）に規定された（昭和36年6月2日法律第111号国家行政組織法の一部を改正する法律附則第2項、第6条）。これに伴い、法務省職員定数規程（昭和27年8月1日法務省令第8号）は廃止され、新たに法務省定員規則（昭和36年6月16日法務省令第24号）が制定された。これらの改正は、いずれも昭和36年4月1日から適用された。
  - (2) 諸部局・機関の、新設・改廃のおもなものは次のとおりである。
    - (イ) 附属機関においては、① 昭和36年6月5日条約第4号をもって、国際連合と日本国政府との間に、犯罪の防止及び犯罪者の処遇等に関し、研修、研究及び調査を行なうことを目的として、「アジア極東犯罪防止研修所」を我国に設置する協定が結ばれたことに伴い、これに関する日本側の実施運営機関として、6月5日から、法務総合研究所に新たに「国際連合研修協力部」がおかれた（昭和36年6月5日法律第114号、同日法務省令第23号）。9月20日から、仙台市に法務総合研究所の支所がおかれた（昭和36年9月20日法務省令第40号）。② 矯正関係諸機関においては、5月1日から、田川拘置支所（昭和36年4月28日法務省令第17号）、6月1日から、八王子拘置支所及び都城拘置支所（昭和36年5月30日法務省令第21号）がそれぞれ新設された。なお、昭和36年12月26日法務省令第63号により、昭和37年1月1日から、福島拘置支所が新設されることとなった。
    - (ロ) 地方支分部局においては、6月5日羽田入国管理事務所が新設され、東京入国管理事務所羽田空港出張所が廃止された（昭和36年6月5日法律第114号）。また、11月1日から横浜地方法務局川崎出張所は、同法務局川崎支局に昇格した（昭和36年10月17日法務省令第43号）。
- 3 編さんのために、各方面から与えられた御協力に対し、深く謝意を表するとともに、遠慮のない御批判をお願いする次第である。

昭和37年9月

法務大臣官房司法法制調査部



## 目 次

法務省機構図 (昭和36年12月31日現在)

### 組 織

法務省設置法	1
法務省組織令	9
法務省組織規程	22
法務省定員規則	24

### 会 計

1 予 算	27
(1) 法務省所管 昭和37年度政府職員予算定員及び俸給額表	27
1 法務本省	27
2 法務総合研究所	28
3 国連犯罪防止アジア地域研修協力費	29
4 法務局	30
5 最高検察庁	30
6 高等検察庁	31
7 地方検察官署	32
8 矯正官署	33
9 刑務所	34
10 少年院	35
11 少年鑑別所	36
12 婦人補導院	36
13 更生保護官署	37
14 地方入国管理官署	38
15 公安審査委員会	39
16 公安調査庁	40
(2) 法務省主管 昭和37年度一般会計歳入予算額	41
(4) 法務省所管 昭和37年度歳出予算項目別表	42
2 財 産	55
昭和35年度法務省所管組織別国有財産現在額表	55



# 業務の実施状況

## 本省

1 内部部局	57
(1) 大臣官房	57
秘書課	1 公文書の接授その他 57
	2 会 同 57
	3 機構改革に基づく部局及び諸機関の改廃・新設等 57
秘書課・広報連絡室	1 広報事務 58
	2 渉外連絡事務 59
人事課	1 定員関係 62
	2 給与関係 62
	3 任用関係取扱数 64
	4 職員の表彰取扱件数 64
	5 懲戒事件取扱件数 65
	6 職員の営利企業への就職及び兼業について 65
	7 レクリエーション業務 65
検察官適格審査会	65
経理部 (管理課・主計課・営繕課一設計室)	66
	1 昭和37年度予算の編成 66
	2 昭和37年度予算の概要 67
	3 昭和36年度補正予算の編成 68
	4 昭和36年度予算の執行 69
	5 昭和36年度営繕工事実施大綱 71
	6 昭和36年度法務省営繕費 72
司法法制調査部	73
司法法制課	1 司法制度等に関する法令案の作成 73
	2 司法制度及び法務に関する調査研究 74
	(1) 調査研究 74
	(2) 翻 訳 74
	3 法令及び判例の収集、整備、編さん及び刊行 74
	4 戦争犯罪に関する資料の調査及び収集 76
	A級関係資料の収集・整備状況 77
	BC級関係資料の収集・整備状況 77
	5 統司法沿革誌の編さん 77

調査統計課	1 司法制度及び法務に関する資料の収集、整備、編さん及び刊行 78
	2 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項 78
	3 法務に関する統計の整備、改善及び企画 78
	4 統計資料の編さん及び刊行 78
[法務図書館(国立国会図書館支部法務図書館)]	80
	1 図書資料の収集 80
	(1) 図書資料数 80
	(2) 図書資料受入数 81
	(3) 庁用図書資料の配布 81
	2 図書資料の整理(整理冊数) 81
	3 管理業務(図書資料の閲覧・貸出状況) 82
	4 考査業務 83
	5 国立国会図書館中央館等との連絡業務 83
(2) 民事局	84
立案法令等・会同・研修・戸籍吏員の表彰・外国出張	84
第一課	1 公証に関する事項 86
	2 民事行政審議会、公証人審議会及び土地家屋調査士試験委員に関する事項 86
	3 法務局及び地方法務局に関する事項 86
	4 その他 86
	5 刊行物 87
	6 事務能率研究会 87
第二課	1 戸籍事務に関する事項 87
	2 住民登録に関する事項 88
	3 文教及び厚生に関する民事に関する事項 88
第三課	1 不動産登記その他の登記に関する事項 88
	2 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項 89
	司法書士員数調 90
	土地家屋調査士員数調 91
	3 外事及び農林に関する民事に関する事項 92
第四課	1 商事に関する事項 92
	2 非訟事件に関する事項 92
	3 商業登記に関する事項 92
	4 法人の登記に関する事項 92
	5 供託に関する事項 92
	6 財政、金融及び通商産業に関する民事に関する事項 93



第五課	1 国籍に関する事項	93
	2 労働、運輸及び通信に関する民事に関する事項	93
	3 解散団体の財産の管理及び処分等に関する事項	93
参事官		94
(3) 刑事局		95
会同・主な審議法案		96
総務課 A 検察庁の組織及び事務運営に関する企画立案実施に関する事項		99
1 検察庁の組織運営関係		99
2 検察事務関係		100
3 死刑執行命令関係		101
4 条約関係		101
5 検察審査会関係		102
6 検察庁に関する国家賠償請求訴訟関係		102
7 司法警察関係		103
8 犯罪票事務関係		105
9 指紋関係		106
10 無線電信電話施設関係		106
11 検察予算関係		107
12 被疑者補償関係		107
13 検察月報・検察資料関係		108
14 北鮮帰還業務関係		108
B 法令の立案解釈に関する事項		109
刑事課	1 一般刑事関係	109
(1) 概況		109
(2) 暴力関係事犯		109
(3) 暴力事犯防止対策		110
2 公務員犯罪関係		110
3 補助金関係		111
4 選挙関係		111
5 外事関係		112
6 財政経済関係		113
青少年課	1 少年関係	113
(1) 概況		113
(2) 少年犯罪の受理・処理状況		114
(3) 小年調査票制度		115
(4) 少年法制関係		115
2 風紀関係		115

	(1) 売春防止法関係	115
	(2) 婦女の福祉に関係ある犯罪事件	116
3 麻薬・覚せい剤関係		116
(1) 麻薬関係		116
(2) 覚せい剤取締法関係		117
公安課〔公安〕	1 公安情勢	117
(1) 日共関係		117
(2) 学生関係		118
(3) 右翼関係		118
(4) 朝鮮人関係		118
2 公安事件		119
3 主な裁判		119
〔労働〕	1 労働運動の概況	119
2 労働事件		120
(1) 違法争議行為事件		120
(2) 労働保護法規違反事件		121
参事官	1 刑法の改正(刑法改正準備会と改正刑法準備草案)	121
2 刑事訴訟法の改正		122
3 判決前調査制度		123
4 保安処分制度		123
(4) 矯正局		124
会同・協議会		124
総務課	1 矯正職員の人事	124
2 矯正に関する法令案の作成		125
3 矯正施設の巡閲・監査		125
4 「矯正資料」の刊行		126
保安課	1 矯正施設の紀律維持及び保安	126
2 被収容者の拘禁及び処遇		127
作業課	1 最近10カ年間の刑務所の経費と作業収入額	130
2 作業製品需要先別調		130
3 調定額及び就業人員		131
4 職業訓練実施結果		131
医療分類課	1 保健医療	132
2 分類鑑別		133
(1) 刑務所関係		133
(2) 保護少年の分類鑑別		138
(3) 婦人補導院関係		141



	3	給養改善状況	141
	4	指紋事務	143
教育課	1	教科教育	145
	2	職業教育	145
	3	資格又は免許の取得状況	146
	4	通信教育受講状況	147
	5	篤志面接委員活動状況	147
	6	余暇活動実施状況	148
	7	その他	149
参事官			149
	[法規室]	1 矯正に関する基本法令案の作成	149
		(1) 監獄法の改正準備	149
		(2) 少年法等の改正問題点の検討	149
		(3) その他	149
	2	矯正法令の解釈、運用、調査等	149
	3	資料の収集、整備	149
	[参事官室]	1 重要な矯正行政についての企画立案	150
		2 重要な矯正行政についての調査研究	150
		3 その他	150
(5) 保護局			151
	概況・会同		151
総務課	1	地方更生保護委員会及び保護観察所の管理	151
	2	更生保護に関する一般企画及び法令案の作成	151
	3	保護司等の表彰等	152
調査連絡課	1	更生保護に関する科学的調査及び資料の整備	153
	2	保護区及び保護区ごとの保護士の定数	154
	3	全国更生保護大会	154
	4	地方別保護司研修	155
	5	社会を明るくする運動	156
	6	更生保護会	157
観察課	1	特殊事案に関する仮釈放審理の実状調査等	161
	2	保護観察の充実強化方策検討のための実験	161
	3	起訴猶予者に対する特別の更生補導措置	161
	4	保護観察に関する実態調査	161
	5	審査請求事件	162
恩赦課	1	常時恩赦	162
	2	出願期間短縮願処理状況	162

参事官	1	更生保護行政についての調査研究	163
	2	更生保護に関する法令案に関する事項	164
(6) 訟務局 (第一課～第五課・訟務管理官)			164
	概況・会同・刊行物		164
	特異事件		165
	1	新たに提起された事件 (民事・行政・税務事件)	165
	2	判決等によって終了した事件 (民事・行政・税務事件)	169
	訟務事件受理・既済・未済件数及び前年との比較 (総表) (別表1)		177
	申立準備事件実施件数並びに単独及び下級庁と共同事件の処理期間別件数 (別表2)		178
	本訴実施事件担当別件数 (別表3)		179
	本訴単独及び下級庁と共同事件審級別・同既済事件の審理期間別件数 (第一審, 第二審, 第三審) (別表4, 5, 6)		180~182
	本訴単独及び下級庁と共同実施事件種類別件数並びに判決数及び結果別相手方数 (民事・行政・税務事件) (別表7)		183
	保全処分申請事件実施件数 (別表8)		185
	支払命令事件実施件数 (別表9)		186
	調停事件実施件数 (別表10)		186
	即決和解事件実施件数 (別表11)		187
	強制執行実施件数 (別表12)		188
	執行停止その他事件実施件数 (別表13)		189
	単独及び下級庁と共同実施事件所管庁別件数 (別表14)		190
	指揮事件件数 (別表15)		191
	法律意見照会事件件数 (別表16)		191
	事件協力回数 (別表17)		191
	法務局及び地方法務局別争訟事件の実施件数 (別表18)		192
(7) 人権擁護局			196
	総務課		
	1	人権擁護委員の現況	196
	2	人権擁護委員の活動状況	196
	3	人権擁護委員の表彰	197
	4	会同	198
	5	法令の改廃	198
	6	刊行物	199
	調査課		
	1	人権侵犯事件統計	199
	2	特記事項	204
	人権擁護管理官		
	1	啓発活動行事	204
	2	啓発用刊行物	204



	3 貧困者の訴訟援助	205
	4 人権相談事件	205
	5 国連に対するレポートの提出	205
(8) 入国管理局		206
概況・会同		206
総務課	1 出入国の管理に関する一般的企画及び関係各庁との連絡	208
	2 出入国の管理に関する法令案の作成	208
	3 出入国の管理に関する調査研究及び情報収集	209
	4 本邦における外国人の在留に関する一般的事項	209
	5 入国審査官及び入国警備官の配置及び規律	209
	6 入国者収容所及び入国管理事務所に係る事項	209
	7 刊行物	209
入国審査課	1 外国人の上陸の審査及び許可	210
	2 外国人及び日本人の出国並びに日本人の帰国 北鮮帰還者出国手続状況	210
	3 出入国の管理に関する船舶等の長及び運送業者の責任	211
	4 査証の事前審査及び仮入国審査状況	211
資格審査課	1 外国人の在留資格の取得及び変更並びに在留期間の更新	220
	2 外国人の永住許可	221
	3 外国人の再入国許可	221
審判課	1 違反審査事件総人員	222
	2 収容令書及び退去強制令書発布人員	222
	3 外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議申立及び結果(人員)	223
	4 通報者に対する報償金の交付	224
	5 出入国管理に関する行政訴訟及び人身保護請求事件	224
警備課	1 違反調査に関する事項	224
	(1) 不法入国状況	224
	(2) 違反調査における特異事件	225
	(3) 処理状況	226
	2 収容令書及び強制退去令書の執行	226
	3 水難から救助された外国人の送還	228
	4 収容施設の警備並びに被収容者の仮放免及び処遇	228
	5 保証金の納付、返還及び没取	229
登録課	1 外国人の登録状況	230

	2 外国人登録手続に従事する職員の中央研修	231
2 附属機関		232
(1) 法務総会研究所		232
研究部門(研究第1部・研究第2部)		232
研修部門(研修第1部・研修第2部・研修第3部・国際連合研修協力部)		233
法務研究研究題目及び研究員		233
検察研究調査委託題目及び研究員		233
刊行物		236
(2) 矯正研修所		237
中央矯正研修所		237
地方矯正研修所		238
(3) 監獄		240
刑務所、少年刑務所及び拘置所の数		240
刑務所の名称及び所在地		240
少年刑務所の名称及び所在地		242
拘置所の名称及び所在地		242
(4) 少年院及び少年鑑別所		243
少年院及び少年鑑別所の数		243
少年院の名称及び所在地		243
少年鑑別所の名称及び所在地		245
(5) 婦人補導院		246
婦人補導院の数		246
婦人補導院の名称及び所在地		246
(6) 巢鴨刑務所		246
(7) 入国者収容所		247
入国者収容所の名称及び所在地		247
(8) 中央更生保護審査会		247
(9) 法制審議会		247
昭和36年中調査審議の諮問事項及び審議結果		248
総会		248
行政事件訴訟特例法改正要綱		249
部会		259
(10) 民事行政審議会		260
登記部会		260
戸籍部会		260



(11) 矯正審議会	260
(12) 更生保護事業審議会	261
(13) 保護司選考会	261
(14) 副検事選考審査会	262
(15) 検察官特別考試審査会	263
(16) 公証人審査会	263
(17) 土地家屋調査士試験委員	263
3 地方支分部局	264
(1) 法務局及び地方法務局	264
法務局・地方法務局の所在地及び管轄区域	264
法務局・地方法務局の支局及び出張所の名称と数	267
戸籍・住民登録事件表	277
登記事件表	279
土地台帳及び家屋台帳事務取扱数	281
供託金年計表	284
供託有価証券年計表	286
(2) 矯正管区	289
矯正管区の名称, 所在地及び管轄区域	289
(3) 地方更正保護委員会	289
地方更正保護委員会の名称, 所在地及び管轄区域	289
仮釈放事件等及び仮出獄取扱事件等の受理及び処理人員	290
(4) 保護観察所	292
保護観察所の名称, 所在地及び管轄区域	292
保護司依嘱・解嘱状況	294
保護観察事件の受理及び処理人員(種類別)	296
保護観察事件の受理及び処理人員(庁別)	298
申請, 申報, 申出, 上告事件人員	300
環境調整事件の受理及び処理件数	300
共助事件の処理件数	300
(5) 入国管理事務所	301
入国管理事務所及び同出張所所在地	301
出入国港指定一覧表	303

外 局

1 司法試験管理委員会	305
2 公安審査委員会	306

3 公安調査庁	306
---------	-----

検 察 庁

1 検察庁の組織及び職員	307
(1) 検察庁の組織	307
(イ) 検察庁の数	307
(ロ) 検察庁の名称及び所在地	307
最高検察庁	307
高等検察庁及び同支部	307
地方検察庁及び同支部	308
区検察庁	312
(2) 検察庁政令(勅令)定員沿革	315
(3) 検察官職員数	317
(4) 検察官の俸給	318
(5) 検察事件総数と検察官定員との比照累年比較	319
2 検察事件統計表	322
(1) 被疑事件の受理の累年比較	322
(2) 被疑事件の起訴の累年比較	324
(3) 被疑事件の受理及び処理状況	326
(イ) 全被疑事件の罪名別	326
(ロ) 全被疑事件の検察庁管内別	330
(ハ) 外国人の被疑事件の罪名別	334
(ニ) 少年の被疑事件の罪名別	338
(ホ) 少年の被疑事件の罪名別	340

附 録

1 昭和36年公布法務省主管法律題・件名一覧表	1
2 昭和36年公布法務省主管政令題・件名一覧表	1
3 昭和36年公布法務省令題・件名一覧表	2
4 昭和36年主要訓令題・件名一覧表	4
5 昭和36年主要通達件名一覧表	6
6 昭和36年法務省主要行事及び催物等一覧表	17
7 昭和36年法務省主要人事異動一覧表	20

法務専用電信通信系統図 巻末見返し(裏面)  
 法務省機構図(昭和36年1月1日現在)巻末見返し



〔地方支分部局〕—公安調査局—地方公安調査局

組 織



# 法務省設置法 (昭和22年12月17日法律第193号(法務庁) 昭和24年5月31日法律第136号(法務府) 昭和27年7月31日法律第268号(法務省))

本文 昭和36年12月31日現在

法務庁設置法をここに公布する。

法務省設置法

**第1条** 国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項の規定に基づいて、法務省を設置する。

② 法務省の長は、法務大臣とする。

**第2条** 法務大臣は、左に掲げる国の行政事務を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

- (1) 檢察に関する事項
- (2) 行刑に関する事項
- (3) 恩赦及び更生保護に関する事項
- (4) 国の利害に関係のある争訟に関する事項
- (5) 国籍、戸籍、住民登録、登記及び供託に関する事項
- (6) 人権の擁護に関する事項
- (7) 出入国の管理及び外国人の登録に関する事項
- (8) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)の規定による破壊的団体の規制に関する事項
- (9) 司法制度及び法務に関する法令案の作成に関する事項
- (10) 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和27年法律第103号)の規定による刑の執行及び赦免等に関する事項
- (11) 国際連合と日本国との間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関し、研修、研究及び調査を行なうことを目的とする研修所を日本国に設置する条約に基づき、国際連合に協力して行なう研修、研究及び調査に関する事項。
- (12) 前各号に掲げるものの外、他の機関に属しない法務に関する事項

**第3条** 法務省に、大臣官房及び左の7局を置く。

- 民事局
- 刑事局
- 矯正局
- 保護局
- 訟務局
- 人権擁護局
- 入国管理局



② 大臣官房に経理部及び司法法制調査部を置く。

**第4条** 訟務局及び入国管理局に、次長各1人を置く。

② 次長は、局長を助け、局務を整理する。

**第5条** 大臣官房においては、左の事務を掌る。

- (1) 皇統譜副本の保管に関する事項
- (2) 機密に関する事項
- (3) 大臣の官印及び省印の管守に関する事項
- (4) 各部局の所掌事務の連絡調整に関する事項
- (5) 所管行政の考査に関する事項
- (6) 最高裁判所との連絡交渉に関する事項
- (7) 公文書類の授受、発送及び保存に関する事項
- (8) 法務に関する法令の周知徹底に関する事項
- (9) 法務省及びその所管各庁の事務に関する情報宣伝に関する事項
- (10) 渉外事務に関する事項
- (11) 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事項
- (12) 司法試験に関する事項
- (13) 経費及び収入の予算、決算、会計及び会計の監査に関する事項
- (14) 法務省及びその所管各庁の管理に属する財産及び物品に関する事項
- (15) 職員共済組合その他職員の厚生に関する事項
- (16) 営繕に関する事項
- (17) 司法制度に関する法令案及び他の部局の所管に属しない法令案の作成に関する事項
- (18) 内外の法令並びに司法制度及び法務に関する資料の調査、収集、整備及び編纂に関する事項
- (19) 法務に関する統計に関する事項
- (20) 法制審議会に関する事項
- (21) 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項

② 経理部においては、前項第13号乃至第16号の事務を掌る。

③ 司法法制調査部においては、第1項第17号から第21号までの事務を掌る。

**第6条** 民事局においては、左の事務を掌る。

- (1) 国籍に関する事項
- (2) 戸籍に関する事項
- (3) 住民登録に関する事項
- (4) 登記に関する事項
- (5) 供託に関する事項
- (6) 公証に関する事項
- (7) 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項

(8) 民事に関する法令案の作成に関する事項

(9) 民事に関する事項で他の所管に属しないもの

**第7条** 刑事局においては、左の事務を掌る。

- (1) 検察事務及び検察庁に関する事項
- (2) 犯罪人の引渡に関する事項
- (3) 犯罪捜査の科学的研究に関する事項
- (4) 司法警察職員の教養訓練に関する事項
- (5) 刑事に関する法令案の作成に関する事項
- (6) 犯罪の予防その他刑事に関する事項で他の所管に属しないもの

**第8条** 矯正局においては、左の事務を掌る。

- (1) 犯罪人に対する刑及び勾留の執行その他行刑に関する事項
- (2) 刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院に関する事項
- (3) 矯正職員の教養訓練に関する事項
- (4) 犯罪人の指紋に関する事項
- (5) 矯正に関する事項で他の所管に属しないもの
- (6) 法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）により監置に処せられた者に関する事項
- (7) 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による刑の執行に関する事項

**第9条** 保護局においては、左の事務を掌る。

- (1) 恩赦に関する事項
- (2) 仮出獄、仮出場及び仮退院に関する事項
- (3) 不定期刑の終了及び退院に関する事項
- (4) 保護観察に関する事項
- (5) 中央更生保護審査会、地方更生保護委員会及び保護観察所に関する事項
- (6) 保護司及び更生保護事業に関する事項
- (7) 民間における犯罪予防活動の助長に関する事項
- (8) 犯罪者及びその改善更生に関する科学的研究その他更生保護に関する事項で他の所管に属しないもの
- (9) 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による赦免、刑の軽減、仮出所等に関する事項

**第10条** 訟務局においては、左の事務を掌る。

- (1) 民事に関する争訟に関する事項
- (2) 行政に関する争訟に関する事項

**第11条** 人権擁護局においては、左の事務を掌る。

- (1) 人権侵犯事件の調査及び情報の収集に関する事項
- (2) 民間における人権擁護運動の助長に関する事項



- (3) 人権擁護委員に関する事項
- (4) 人身保護、貧困者の訴訟援助その他人権の擁護に関する事項

**第11条の2** 入国管理局においては、左の事務を掌る。

- (1) 出入国の管理に関する事項
- (2) 本邦における外国人の在留に関する事項
- (3) 外国人の登録に関する事項
- (4) 入国者収容所及び入国管理事務所に関する事項

**第11条の3** 第5条乃至前条の規定により所掌部局の定まらない事務の所掌については、法務大臣の定めるところによる。

**第11条の4** 刑事政策に関する総合的な調査研究を行い、法務大臣所部の職員に法務に関する専門的研究を行わせ、及び法務大臣所部の職員（矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。）に対し、職務上必要な訓練を行ない、並びに第2条第11号に規定する研修、研究及び調査を行なう機関として、法務大臣の管理に属する法務総合研究所を置く。

- ② 法務総合研究所は、これを東京都に置く。
- ③ 法務大臣は、必要があると認めるときは、法務総合研究所の支所を置くことができる。
- ④ 法務総合研究所の内部組織並びに支所の名称、位置及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

**第12条** 矯正の事務に従事する職員に対して、職務上必要な訓練を行う機関として、法務大臣の管理に属する中央矯正研修所及び地方矯正研修所を置く。

- ② 中央矯正研修所は、これを東京都に置き、地方矯正研修所の名称及び位置は、別表1の通りとする。
- ③ 中央矯正研修所及び地方矯正研修所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

**第13条** 法務大臣の監督の下に、別表2の上欄に掲げる機関を置き、その設置の目的は、それぞれ同表の下欄に記載する通りとする。

- ② 前項の機関の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律（これに基づく命令を含む。）に別段の定がある場合を除く外、政令でこれを定める。

**第13条の2** 法務大臣の管理の下に、第6条第1号乃至第7号、第10条及び第11条の事務を分掌させるため、法務局及び地方法務局を置く。

- ② 法務大臣は、法務局の長に、その管轄区域内の地方法務局の事務を指揮監督させることができる。
- ③ 法務局及び地方法務局の名称、位置及び管轄区域は、別表3の通りとする。但し、支局又は出張所を置く場合においては、法務省令で、法務局又は地方法務局の管轄区域をその一部に限ることができる。
- ④ 法務局に、訟務部、民事行政部及び人権擁護部を置く。
- ⑤ 法務局及び地方法務局の組織の細目は、法務省令でこれを定める。

- ⑥ 法務大臣は、必要と認める地に、法務局又は地方法務局の支局又は出張所を置き、法務局又は地方法務局の事務を分掌させることができる。

⑦ 支局及び出張所の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

⑧ 法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所は、第1項又は第6項の規定による事務を分掌する外、他の法令によりその権限に属せしめられた事務を掌る。

**第13条の3** 法務大臣の管理の下に、監獄法（明治41年法律第28号）第1条第1項の規定による監獄を置く。

- ② 監獄の名称及び位置は、別表4の通りとする。
- ③ 法務大臣は、必要があると認めるときは、分監を置くことができる。

④ 監獄の内部組織並びに分監の名称、位置及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

**第13条の4** 少年院及び少年鑑別所については、少年院法（昭和23年法律第169号）の定めるところにより、その名称及び位置は、別表5の通りとする。

② 法務大臣は、必要と認めるときは、少年院の分院及び少年鑑別所の分所を置くことができる。

③ 少年院及び少年鑑別所の内部組織並びに分院及び分所の名称、位置及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

**第13条の5** 法務大臣の管理の下に、婦人補導院法（昭和33年法律第17号）第1条の規定による婦人補導院を置く。

- ② 婦人補導院の名称及び位置は、別表6の通りとする。
- ③ 法務大臣は、必要があると認めるときは、婦人補導院の分院を置くことができる。
- ④ 婦人補導院の内部組織並びに分院の名称、位置及び内部組織は、法務省令で定める。

**第13条の6** 矯正局の所掌事務を分掌させ、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の適切なる運営管理を図るため、法務大臣の管理に属する矯正管区を置く。

- ② 矯正管区の名称、位置及び管轄区域は、別表7の通りとする。
- ③ 矯正管区の所掌事務の範囲及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

**第13条の7** 極東国際軍事裁判所及びその他の連合国戦争犯罪法廷により刑を科せられた者を収容するため、法務大臣の管理に属する巣鴨刑務所を置く。

- ② 巣鴨刑務所は、これを東京都に置く。
- ③ 巣鴨刑務所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

**第13条の8** 法務大臣の所轄の下に、犯罪者予防更生法（昭和24年法律第142号）第3条の事務を掌らせるため、中央更生保護審査会を置く。

② 中央更生保護審査会については、犯罪者予防更生法の定めるところによる。

**第13条の9** 法務大臣の管理の下に、犯罪者予防更生法第12条の事務を掌らせるため、地方更生保護委員会を置く。

- ② 地方更生保護委員会の名称、位置及び管轄区域は、別表8の通りとする。
- ③ 前項に定めるものの外、地方更生保護委員会については、犯罪者予防更生法の定める



ところによる。

- ④ 法務大臣の管理の下に、犯罪者予防更生法第18条の事務を掌らせるため、保護観察所を置く。
- ⑤ 保護観察所の名称、位置及び管轄区域は、別表9の通りとする。
- ⑥ 法務大臣は、必要と認めるときは、保護観察所の支部を置くことができる。
- ⑦ 保護観察所の内部組織並びに支部の名称、位置及び内部組織は、法務省令でこれを定める。

第13条の10 出入国管理令（昭和26年政令第319号）の規定による退去強制令書の執行を受ける者を送還するため一時これらの者を収容する機関として、法務大臣の管理に属する入国者収容所を置く。

- ② 入国者収容所の名称及び位置は、別表10の通りとする。
- ③ 入国者収容所の内部組織は、法令省令でこれを定める。

第13条の11 法務大臣の管理の下に、第11条の2第1号及び第2号の事務を分掌させるため、入国管理事務所を置き、入国管理事務所の事務を分掌させるため、入国管理事務所の出張所を置く。

- ② 入国管理事務所の名称、位置及び管轄区域は、別表11の通りとし、入国管理事務所の出張所の名称及び位置は、別表12の通りとする。
- ③ 入国管理事務所及び出張所の内部組織は、法務省令でこれを定める。

第13条の12 検察庁については、検察庁法の定めるところによる。

第13条の13 司法試験管理委員会については、司法試験法（昭和24年法律第140号）の定めるところによる。

第13条の14 公安審査委員会については、公安審査委員会設置法（昭和27年法律第242号）の定めるところによる。

第13条の15 公安調査庁については、公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）の定めるところによる。

第13条の16 法務省及びその所管各庁に置かれる職員については、他の法律に特例の定めのある場合を除く外、国家公務員法（昭和22年法律第120号）の定めるところによる。

第13条の17 法務省の国家行政組織法第19条第1項の定員は、法務大臣、政務次官及び秘書官の定員を除き、次のとおりとする。

区 分	定 員	備 考
本 省	44,677人	うち10,767人は、検察庁の職員とする。
司法試験管理委員会	-	
公安審査委員会	10人	
公安調査庁	1,710人	
合 計	46,397人	

附 則 [省略]

(別表) 1 [省略] 本省の部 2 附属機関——矯正研修所の項 237 頁参照

(別表) 2

種 類	目 的
法 制 審 議 会	法務大臣の諮問に応じて、民事法、刑事法その他法務に関する基本的な事項について調査審議すること。
民 事 行 政 審 議 会	法務大臣の諮問に応じて、登記、戸籍、その他民事行政事務の改善について調査審議すること。
矯 正 審 議 会	法務大臣の諮問に応じて、収容者の矯正、刑務作業その他矯正施設における矯正に関する制度及びその運営の改善について調査審議すること。
更生保護事業審議会	法務大臣の諮問に応じて、更生保護事業の向上に関する重要事項について調査審議すること。
保 護 司 選 考 会	法務大臣又は地方更生保護委員会の委員長の諮問に応じて、保護司の委嘱及び解嘱に関する意見を述べること。
副 検 事 選 考 審 査 会	検察庁法（昭和22年法律第61号）第18条第2項の規定に基き、副検事の選考に関する事務を行うこと。
検 察 官 特 別 考 試 審 査 会	検察庁法第18号第3項に規定する検察官の特別考試を行うこと。
公 証 人 審 査 会	公証人法（明治41年法律第53号）に定める公証人の懲戒に関する議決等を行うこと。
土地家屋調査士試験委員	土地家屋調査士試験に関する事務をつかさどる。

(別表) 3 [省略] 本省の部 3 地方支分部局——法務局及び地方法務局の項 264 頁参照

(別表) 4 同 2 附 属 機 関——監獄の項 240 頁参照

(別表) 5 同 同 同 ——少年院及び少年鑑別所の項 243 頁参照

(別表) 6 同 同 同 ——婦人補導院の項 246 頁参照

(別表) 7 同 3 地方支分部局——矯正管区の項 289 頁参照

(表別) 8 同 同 同 ——地方更生保護委員会の項 289 頁参照

(別表) 9 同 同 同 ——保護観察所の項 292 頁参照

(別表) 10 同 2 附 属 機 関——入国者収容所の項 247 頁参照



(別表) 11	同	3	地方支分部局 — 入国管理事務所の項 301頁参照
(別表) 12	同	同	同 — 同 302頁参照

**本年中における改正**

国家行政組織法等の一部を改正する法律	(昭和36年6月2日法律第11号)
法務省設置法の一部を改正する法律	(昭和36年6月5日法律第114号)

## 法務省組織令 (昭和27年8月30日政令第384号)

本文 昭和36年12月31日現在

法務省組織令をここに公布する。

法務省組織令

内閣は、国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第7条第3項及び第4項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第1章 本省

第1節 大臣官房(第1条—第8条の4)

第2節 民事局(第9条—第15条)

第3節 刑事局(第16条—第20条)

第4節 矯正局(第21条—第27条の2)

第5節 保護局(第28条—第33条)

第6節 訟務局(第34条—第41条)

第7節 人権擁護局(第42条—第45条)

第8節 入国管理局(第46条—第52条)

第2章 外局

第1節 公安審査委員会の事務局(第52条の2)

第2節 公安調査庁(第53条—第69条)

附則

第1章 本省

第1節 大臣官房

(大臣官房の分課)

第1条 大臣官房に、経理部及び司法法制調査部に置くものの外、次の2課を置く。

秘書課

人事課

2 経理部に次の3課を置く。

管理課

主計課

営繕課

3 司法法制調査部に次の2課を置く。

司法法制課

調査統計課

(秘書課)

第2条 秘書課においては、次の事務をつかさどる。



- (1) 皇統譜副本の保管に関する事項
  - (2) 機密に関する事項
  - (3) 大臣の官印及び省印の管守に関する事項
  - (4) 各部局の所掌事務の連絡調整に関する事項
  - (5) 所管行政の考査に関する事項
  - (6) 最高裁判所との連絡交渉に関する事項
  - (7) 公文書類の接授、審査、発送、編さん及び保存に関する事項
  - (8) 法務に関する法令の周知徹底に関する事項
  - (9) 本省及びその所管各庁の事務に関する情報宣伝に関する事項
  - (10) 外務省その他関係各庁との渉外事務の連絡交渉に関する事項
  - (11) 公文書類の翻訳に関する事項
  - (12) 渉外関係資料の収集、編さん及び保存に関する事項
- (人事課)

第3条 人事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の定員に関する事項
  - (2) 職員の任免、分限及び懲戒に関する事項
  - (3) 職員の試験及び選考に関する事項
  - (4) 職員の職階及び給与に関する事項
  - (5) 職員の人事記録に関する事項
  - (6) 職員の服務及び能率に関する事項
  - (7) 職員の研究及び研修に関する事項
  - (8) 栄典及び表彰に関する事項
  - (9) 恩給及び公務災害補償に関する事項
  - (10) 司法試験管理委員会に関する事項
  - (11) 検察官適格審査会、検察官特別考試審査会及び副検事選考審査会に関する事項
- (所掌の課の定まらない事務)

第4条 大臣官房の所掌に関する事務（経理部及び司法法制調査部の所掌に属する事務を除く。）で、前2条の規定により所掌の課が定まらないものは、法務大臣の定めるところにより、秘書課又は人事課がつかさどる。

(管理課)

第5条 管理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 本省の歳入徴収に関する事項
- (2) 本省の支出に関する事項
- (3) 本省の物品会計に関する事項
- (4) 共済組合に関する事項
- (5) 職員の厚生に関する事項
- (6) 庁内の警備及び保安に関する事項

- (7) 運輸に関する事項
  - (8) 経理部の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの
- (主計課)

第6条 主計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項
  - (2) 会計の監査に関する事項
- (営繕課)

第7条 営繕課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 営繕の企画及び経理計画に関する事項
  - (2) 営繕工事の設計及び実施に関する事項
  - (3) 本省及びその所管各庁の管理に属する国有財産に関する事項
  - (4) 電気通信施設に関する事項
- (司法法制課)

第8条 司法法制課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 司法制度に関する法令案及び他の部局の所管に属しない法令案の作成に関する事項
  - (2) 司法制度及び法務に関する資料の調査研究に関する事項
  - (3) 内外の法令及び判例の収集及び整備並びに法令集等の編さん及び刊行に関する事項
  - (4) 戦争犯罪に関する資料の調査及び収集に関する事項
  - (5) 法制審議会に関する事項
  - (6) 司法法制調査部の所掌に係る事項で調査統計課の所掌に属しないもの
- (調査統計課)

第8条の2 調査統計課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 司法制度及び法務に関する資料の収集、整備、編さん及び刊行に関する事項
  - (2) 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項
  - (3) 法務に関する統計の整備、改善及び企画に関する事項
  - (4) 民事統計、刑事統計、矯正統計その他法務に関する統計に関する事項
  - (5) 統計資料の編さん及び刊行に関する事項
- (参事官)

第8条の3 司法法制調査部に参事官3人を置く。

2 参事官は、命を受けて、次の事務に参画する。

- (1) 司法制度に関する重要な法令案及び他の部局の所管に属しない重要な法令案の作成に関する事項
  - (2) 司法制度及び法務に関する重要な資料の調査研究に関する事項
- (調査官)

第8条の4 大臣官房に調査官2人を置く。

2 調査官は、命を受けて、大臣官房の所掌事務のうち重要事項に係るものに参画する

## 第2節 民事局



(民事局の分課)

第9条 民事局に次の5課を置く。

第一課

第二課

第三課

第四課

第五課

(第一課)

第10条 第一課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公証に関する事項
- (2) 民事行政審議会、公証人審査会及び土地家屋調査士試験委員に関する事項
- (3) 民事局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

(第二課)

第11条 第二課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 戸籍に関する事項
- (2) 住民登録に関する事項
- (3) 文教及び厚生に関する民事に関する事項

(第三課)

第12条 第三課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 不動産登記その他の登記に関する事項(第四課の所掌に属するものを除く。)
- (2) 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項
- (3) 外事及び農林に関する民事に関する事項

(第四課)

第13条 第四課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 商事に関する事項
- (2) 非訟事件に関する事項
- (3) 商業登記に関する事項
- (4) 法人の登記に関する事項
- (5) 供託に関する事項
- (6) 財政、金融及び通商産業に関する民事に関する事項

(第五課)

第14条 第五課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 国籍に関する事項
- (2) 労働、運輸及び通信に関する民事に関する事項
- (3) 破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)附則第4項に規定する財産の管理及び処分に関する事項

(参事官)

第15条 民事局に参事官6人を置く。

2 参事官は、命を受けて、民事に関する重要な法令案の作成に関する事務に参画する。

### 第3節 刑事局

(刑事局の分課)

第16条 刑事局に次の4課を置く。

総務課

刑事課

青少年課

公安課

(総務課)

第17条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 検察庁の組織及び運営に関する事項
- (2) 犯罪捜査の科学研究に関する事項
- (3) ファイル制による書類の分類整理方法の調査及び実施その他検察事務の能率化に関する事項
- (4) 犯罪人の引渡に関する事項
- (5) 刑の執行指揮に関する事項
- (6) 司法警察職員の教養訓練に関する事項
- (7) 刑事局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

(刑事課)

第18条 刑事課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 一般刑事事件(少年の一般刑事事件を除く。)の検察及び犯罪の予防に関する事項
  - (2) 財政経済関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
- (青少年課)

第18条の2 青少年課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 少年の一般刑事事件の検察及び青少年犯罪の予防に関する事項
  - (2) 少年法(昭和23年法律第168号)第37条第1項に掲げる罪に係る事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
  - (3) 麻薬関係事件及び覚せい剤関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
  - (4) 売春、人身売買その他風紀関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
- (公安課)

第19条 公安課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公安関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
  - (2) 労働関係事件の検察及び犯罪の予防に関する事項
- (参事官)

第20条 刑事局に参事官6人を置く。

2 参事官は、命を受けて、刑事に関する重要な法令案の作成に関する事務に参画する。



#### 第4節 矯正局

(矯正局の分課)

第21条 矯正局に次の5課を置く。

総務課

保安課

作業課

医療分類課

教育課

(総務課)

第22条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 矯正(法廷等の秩序維持に関する法律(昭和22年法律第286号)の規定による監置の執行及び平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律(昭和27年法律第103号)の規定による刑の執行を含む。以下同じ。)に関する一般的企画に関する事項
- (2) 矯正に関する人事、予算その他一般的管理の整備改善に関する事項
- (3) 矯正に関する法令案の作成に関する事項
- (4) 矯正施設(巣鴨刑務所を含む。以下同じ。)の巡閲及び調査に関する事項
- (5) 矯正審議会に関する事項
- (6) 巣鴨刑務所の一般的運営に関する事項
- (7) 矯正職員(巣鴨刑務所の職員を含む。以下同じ。)の研修及び福利に関する事項
- (8) 局内の事務の総合調整に関する事項
- (9) 矯正局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

第23条 削除

(保安課)

第24条 保安課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 被収容者の紀律、警備その他矯正施設の保安に関する事項
- (2) 被収容者の収容、拘禁、処遇、移送及び釈放に関する事項
- (3) 矯正職員の点検、礼式及び非常訓練に関する事項

(作業課)

第25条 作業課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 被収容者の作業及び職業教育の企画、指導及び運営に関する事項
- (2) 作業賞与金及び死傷手当金に関する事項

(医療分類課)

第26条 医療分類課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 被収容者の給養、保健、衛生、医療及び薬剤に関する事項
- (2) 被収容者の鑑別、分類及び保護に関する事項
- (3) 指紋その他個人識別に関する事項

(教育課)

第27条 教育課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 被収容者の教科教育及び特殊教育並びに訓練に関する事項
- (2) 被収容者の厚生及び教化に関する事項

(参事官)

第27条の2 矯正局に参事官2人を置く。

2 参事官は、命を受けて、次の事務に参画する。

- (1) 矯正に関する重要な法令案の作成に関する事項
- (2) 重要な矯正行政についての調査研究に関する事項

#### 第5節 保護局

(保護局の分課)

第28条 保護局に次の4課を置く。

総務課

調査連絡課

観察課

恩赦課

(総務課)

第29条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 地方更生保護委員会及び保護観察所に関する事項
- (2) 更生保護に関する一般的企画に関する事項
- (3) 更生保護に関する法令案の作成に関する事項
- (4) 保護司、更生保護会及び更生保護事業に従事する職員の表彰に関する事項
- (5) 中央更生保護審査会、更正保護事業審議会及び保護司選考会に関する事項
- (6) 保護局の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

(調査連絡課)

第30条 調査連絡課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 犯罪者及びその改善更生に関する科学的調査研究に関する事項
- (2) 更生保護に関する資料の整備に関する事項
- (3) 保護司の設置区域及び組織に関する事項
- (4) 更生保護会その他更生保護事業に関する事項
- (5) 民間における犯罪予防活動の助長に関する事項
- (6) 更生保護に関する関係各庁及び各種団体又は機関との連絡に関する事項

(観察課)

第31条 観察課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 保護観察に関する事項
- (2) 仮出獄、仮出場及び仮退院に関する事項
- (3) 不定期刑の終了及び退院に関する事項
- (4) 地方更生保護委員会の決定に対する審査に関する事項



(5) 刑の執行終了者等の更生保護に関する事項  
(恩赦課)

第32条 恩赦課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 恩赦制度の調査研究に関する事項
- (2) 特定の者に対する恩赦の調査及び実施に関する事項
- (3) 政令による恩赦の立案及び実施に関する事項
- (4) 前科のまつ消に関する事項
- (5) 平和条約第11条による刑の執行及び赦免等に関する法律の規定による赦免、刑の軽減、仮出所及び一時出所の調査に関する事項  
(参事官)

第33条 保護局に参事官1人を置く。

2 参事官、次の事務に参画する。

- (1) 更生保護に関する重要な法令案の作成に関する事項
- (2) 重要な更正保護行政についての調査研究に関する事項

#### 第6節 訟務局

(訟務局の分課)

第34条 訟務局に次の5課及び訟務管理官1人を置く。

- 第一課
- 第二課
- 第三課
- 第四課
- 第五課  
(第一課)

第35条 第一課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 国の債権に関する争訟に関する事項
- (2) 国有財産に関する争訟に関する事項
- (3) 国の利害に関係のある訴訟に関する調査並びに資料の収集及び整備に関する事項
- (4) 訟務局の所掌に係る事項で他の課及び訟務管理官の所掌に属しないもの  
(第二課)

第36条 第二課においては、国家賠償その他国の債務に関する争訟に関する事務をつかさどる。

(第三課)

第37条 第三課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 財政、金融、産業、経済、建設、運輸及び通信関係の行政に関する争訟に関する事項
- (2) 農地関係の民事に関する争訟に関する事項  
(第四課)

第38条 第四課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 法務、外事、文教、選挙、労働及び厚生関係の行事にに関する争訟に関する事項
- (2) 労働関係の民事に関する争訟に関する事項  
(第五課)

第39条 第五課においては、国税の賦課処分に関する争訟に関する事務をつかさどる。  
(訟務管理官)

第40条 訟務管理官は、国税の徴収に関する争訟に関する事務をつかさどる。  
(所掌事務に関する特例)

第41条 訟務局の各課及び訟務管理官は、特に必要があるときは、訟務局長の定めるところにより、臨時に、訟務局の他の課及び訟務管理官の所掌に属する事務をつかさどることができる。

#### 第7節 人権擁護局

(人権擁護局の分課)

第42条 人権擁護局に次の2課及び人権擁護管理官1人を置く。

- 総務課
- 調査課  
(総務課)

第43条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 人権擁護に関する企画に関する事項
- (2) 民間における人権擁護運動の助長に関する事項
- (3) 人権擁護委員に関する事項
- (4) 人権擁護局の所掌に係る事項で他の課及び人権擁護管理官の所掌に属しないもの  
(調査課)

第44条 調査課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 人権侵犯事件の調査に関する事項
- (2) 人権侵犯事件に関する情報の収集に関する事項  
(人権擁護管理官)

第45条 人権擁護管理官は、次の事務をつかさどる。

- (1) 人身保護その他人権に対する侵害の排除及び被害者の救済に関する事項
- (2) 貧困者の訴訟援助に関する事項
- (3) 自由人権思想の啓発活動に関する事項

#### 第8節 入国管理局

(入国管理局の分課)

第46条 入国管理局に次の6課を置く。

- 総務課
- 入国審査課
- 資格審査課



審判課

警備課

登録課

(総務課)

第47条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 出入国の管理に関する一般的企画及び関係各庁との連絡に関する事項
- (2) 出入国の管理に関する法令案の作成に関する事項
- (3) 出入国の管理に関する調査研究及び情報収集に関する事項
- (4) 本邦における外国人の在留に関する一般的事項
- (5) 入国審査官及び入国警備官の配置及び規律に関する事項
- (6) 入国者収容所及び入国管理事務所に関する事項
- (7) 入国管理局の所掌に係る事項で他の課及び登録管理官の所掌に属しないもの

(入国審査課)

第48条 入国審査課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 外国人の上陸の審査及び許可に関する事項
- (2) 外国人及び日本人の出国並びに日本人の帰国に関する事項
- (3) 出入国の管理に関する船舶等の長及び運送業者の責任に関する事項

(資格審査課)

第49条 資格審査課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 外国人の在留資格の得取及び変更並びに在留期間の更新に関する事項
- (2) 外国人の永住許可に関する事項
- (3) 外国人の再入国の許可に関する事項

(審判課)

第51条 審判課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 違反審査に関する事項
- (2) 収容令書及び退去強制令書の発付に関する事項
- (3) 外国人の上陸及び退去強制についての口頭審理及び異議の申立に関する事項
- (4) 通報者に対する報償金の交付に関する事項

(警備課)

第51条 警備課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 違反調査に関する事項
- (2) 収容令書及び退去強制令書の執行に関する事項
- (3) 水難から救護された外国人の送還に関する事項
- (4) 入国者収容所、収容場その他の施設の警備並びに被収容者の仮放免及び処遇に関する事項
- (5) 保証金の納付、返還及び没取に関する事項
- (6) 入国審査官及び入国警備官の武器の携帯及び使用に関する事項

(登録課)

第52条 登録課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 外国人の登録に関する事項
- (2) 出入国及び外国人登録に関する記録の整理及び保管に関する事項

## 第2章 外局

### 第1節 公安審査委員会の事務局

(調査官)

第52条の2 公安審査委員会の事務局に調査官1人を置く。

2 調査官は、破壊活動防止法の規定による処分請求の審査に必要な調査に関する事務をつかさどる。

### 第2節 公安調査庁

(総務部の分課)

第53条 総務部に次の4課を置く。

総務課

職員課

資料課

審理課

(総務課)

第54条 総務課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 機密に関する事項
- (2) 長官及び次長の官印並びに庁印の管守に関する事項
- (3) 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関する事項
- (4) 各部の所掌事務の連絡調整に関する事項
- (5) 地方支分部局の一般的監督に関する事項
- (6) 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事項
- (7) 行政財産及び物品の管理に関する事項
- (8) 総務部の所掌に係る事項で他の課の所掌に属しないもの

(職員課)

第55条 職員課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 職員の定員に関する事項
- (2) 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務、給与その他の人事に関する事項
- (3) 職員の厚生及び教養に関する事項
- (4) 所掌事務に関する一般的企画に関する事項
- (5) 行政の考査及び監察に関する事項

(資料課)

第56条 資料課においては、所掌事務に関する内外の資料の収集、整理及び保管に関する事務をつかさどる。



(審理課)

第57条 審理課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 破壊活動防止法の規定による弁明の聴取及び処分の請求に関する事項
- (2) 所掌事務に関する法令の整備に関する事項

(参事官)

第57条の2 総務部に参事官2人を置く。

2 参事官は、命を受けて、総務部の所掌事務のうち重要事項に係るものに参画する。

(調査第一部の分課)

第58条 調査第一部に次の4課を置く。

第一課

第二課

第三課

第四課

(第一課)

第59条 第一課においては、破壊活動防止法第4条第1項第1号イに掲げる暴力主義的破壊活動を行った団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

第60条 削除

(第二課)

第61条 第二課においては、破壊活動防止法第4条第1項第1号ロ及びハに掲げる暴力主義的破壊活動を行った団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(第三課)

第62条 第三課においては、破壊活動防止法第4条第1項第1号ニに掲げる暴力主義的破壊活動を行った団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(第四課)

第63条 第四課においては、破壊活動防止法第4条第1項第1号ホに掲げる暴力主義的破壊活動を行った団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(参事官)

第63条の2 調査第一部に参事官2人を置く。

2 参事官は、命を受けて、調査第一部の所掌事務のうち重要事項に係るものに参画する。

(調査第二部の分課)

第64条 調査第二部に次の3課を置く。

第一課

第二課

第三課

(第一課)

第65条 第一課においては、破壊活動防止法第4条第1項第2号イ、ロ、ハ、ニ及びホ並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行った団体に関する調査に関

する事務をつかさどる。

第66条 削除

(第二課)

第67条 第二課においては、破壊活動防止法第4条第1項第2号へ及びト並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行った団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(第三課)

第68条 第三課においては、破壊活動防止法第4条第1項第2号チ及びリ並びにこれらに関する同号ヌに掲げる暴力主義的破壊活動を行った団体に関する調査に関する事務をつかさどる。

(参事官)

第68条の2 調査第2部に参事官2人(うち1人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。)を置く。

2 参事官は、命を受けて、調査第二部の所掌事務のうち重要事項に係るものに参画する。(所掌事務に関する特例)

第69条 第41条の規定は、調査第一部及び調査第二部の各課に準用する。この場合において、同条の規定中「訟務局長」とあるのは、「調査第一部長」又は「調査第二部長」と読み替えるものとする。

附 則 [省略]

本年中における改正 なし



# 法務省組織規程 (昭和27年8月30日 法務省令 第18号)

本文 昭和36年12月31日現在

法務省組織規程を次のように定める。

法務省組織規程

(この規程の趣旨)

**第1条** 法務省の内部組織は、法務省組織令(昭和27年政令第384号。以下「令」という。)に定めるものの外、この規定の定めるところによる。

(秘書課の事務)

**第2条** 秘書課においては、令第2条に掲げる事務の外、左の事務をつかさどる。

- (1) 本省及びその所管各庁の内部組織に関する事項
- (2) 他の部局の所掌に属しない事項

(広報連絡室)

**第3条** 秘書課に広報連絡室を置く。

2 広報連絡室においては、令第2条第8号から第12号までの事務をつかさどる。

(人事課の事務)

**第4条** 人事課においては、令第3条に掲げる事務の外、公証人、人権擁護委員及び保護司の身分に関する事務をつかさどる。

**第5条及び第6条** 削除

(設計室)

**第6条の2** 経理部営繕課に設計室を置く。

2 設計室においては、令第7条第2号の事務をつかさどる。

(民事局第一課の事務)

**第7条** 民事局第一課においては、令第10条に掲げる事務の外、法務局及び地方法務局に関する事務をつかさどる。

2 前項の事務で他の局の所掌事務と関連するものについては、その局と協議しなければならない。

**第7条の2** 削除

**第8条** 削除

(特別顧問)

**第8条の2** 法務省に特別顧問9人以内を置く。

2 法務省特別顧問は、法務省設置法(昭和22年法律第193号。以下「法」という。)第2条第9号に掲げる行政事務について、法務大臣の諮問に答え、又は法務大臣に意見を述べる。

3 法務省特別顧問は、非常勤とする。

(顧問及び参与)

**第9条** 司法法制調査部及び保護局に顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 司法法制調査部顧問は、令第8条第4号の事務について、保護局顧問は、法第9条第9号の事務について、それぞれ部長若しくは局長の諮問に答え、又は部長若しくは局長に意見を述べる。

3 司法法制調査部参与は、令第8条第4号の事務について、保護局参与は、法第9条第9号の事務について、それぞれ部又は局の事務に参与する。

4 司法法制調査部及び保護局の顧問及び参与は、非常勤とする。

附 則 [省 略]

本年における改正 なし



# 法務省定員規則 (昭和36年6月16日法務省令第24号)

本文 昭和36年12月31日現在

1 法務省の各内部部局，各附属機関及び各地方支分部局並びに検察庁の定員は，次のとおりとする。

本省

区	分	定数	備考
内部部局	大臣官房	479人	事務次官1人を含む。 うち340人は経理部，69人は司法法制調査部の定員とし，司法法制調査部の定員のうち6人は，国立国会図書館支部法務図書館の定員とする。
	民事局	62人	
	刑事局	62人	
	矯正局	41人	
	保護局	25人	
	訟務局	63人	
	人権擁護局	16人	
	入国管理局	215人	
	計	981人	
附属機関	法務総合研究所	84人	
	中央矯正研修所	29人	
	地方矯正研修所	-人	
	監獄	16,815人	
	少年院	2,645人	
	少年鑑別所	1,133人	
	婦人補導院	75人	
	巢鴨刑務所	-人	
	入国者収容所	232人	
		計	11,013人
地方支分部局	法務局及び地方法務局	9,398人	
	矯正管区	240人	
	地方更生保護委員会	245人	
	保護観察所	978人	
	入国管理事務所	1,055人	
	計	11,916人	
検察庁		10,767人	
合	計	44,677人	

司法試験管理委員会 (外局)

区	分	定数	備考
		-人	

公安審査委員会 (外局)

区	分	定数	備考
内部部局	事務局	10人	

公安調査庁 (外局)

区	分	定数	備考
内部部局	総務部	152人	長官1人，次長1人を含む。
	調査第一部	160人	
	調査第二部	128人	
	計	440人	
附属機関	公安調査庁研修所	7人	
地方支分部局	公安調査局及び地方公安調査局	1,263人	
合	計	1,710人	

2 各地方矯正研修所，名監獄，各少年院，各少年鑑別所，各婦人補導院，各入国者収容所，各法務局，各地方法務局，各矯正管区，各地方更生保護委員会，各保護観察所，各入国管理事務所，各検察庁，各公安調査局及び各地方公安調査局別の定員は，前項に規定する当該附属機関又は地方支分部局別並びに検察庁の定員の範囲内において法務大臣又は外局の長が別に定める。

附則

- この省令は，公布の日から施行し，昭和36年4月1日から適用する。
- 法務省職員定数規程（昭和27年法務省令第8号）は廃止する。

(注) 法務省定員規則は国家行政組織法第22条の2の規定に基づいて制定されたものである。

[参考]

◎ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）抄

第22条の2 各行政機関の各内部部局，第8条の各機関及び各地方支分部局別の定員は，当該行政機関の定員の範囲内において，それぞれ総理府令又は省令で定める。ただし，法律に別段の定めのある場合は，この限りでない。



会 計



# 1 予 算

## (1) 法務省所管 昭和37年度政府職員予算定員及び俸給額表

特別職の職員	3人	2,843,000円
一般職の職員	46,826人 (内304人9箇月)	14,289,100,000円
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの	15,925人 (内109人9箇月)	3,978,444,000円
行政職俸給表(二)の適用を受けるもの	2,300人 (内18人9箇月)	474,337,000円
公安職俸給表(一)の適用を受けるもの	16,112人	4,828,553,000円
公安職俸給表(二)の適用を受けるもの	10,253人 (内177人9箇月)	3,313,785,000円
研究職俸給表の適用を受けるもの	19人	9,520,000円
医療職俸給表(一)の適用を受けるもの	331人	163,622,000円
医療職俸給表(二)の適用を受けるもの	60人	21,359,000円
医療職俸給表(三)の適用を受けるもの	30人	6,525,000円
検 察 官	1,796人	1,492,955,000円
合 計	46,829人 (内304人9箇月)	14,291,943,000円

組織内の職名別、等級別の内訳は下記のとおりである。

1 法務本省	988人	388,131,000円
(1) 特別職の職員	3人	2,843,000円

職 名 別	定 数(人)	俸 給 額(円)
大 臣	1	2,220,000
政 務 次 官	1	0
秘 書 官	1	623,000
計	3	2,843,000

(2) 一般職の職員	985人	385,288,000円
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの	910人	367,145,000円

職 名 別	定数(人)	俸 給 額 (円)	等 級 別 内 訳
事 務 次 官	1	1,120,800	1等級1人
局 長	7	2,541,600	2等級7人 (内4人は検事をもつて充てること ができる。)



職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
部長, 局次長	4	-	2等級4人(内4人は検事をもつて充てることができる.)
課長	38	6,745,200	3等級38人(内27人は検事をもつて充てることができる.)
課長補佐	96	43,315,200	4等級96人
係長	210	71,942,400	5等級191人, 6等級19人
参事官	18	2,452,800	3等級18人(内14人は検事をもつて充てることができる.)
管理官	2	613,200	3等級2人(内1人は検事をもつて充てることができる.)
調査官	4	2,128,800	3等級2人, 4等級2人
研修指導員	5	2,216,400	3等級1人, 4等級2人, 5等級2人
翻訳職	19	7,564,800	4等級9人, 5等級10人
専門職	32	15,248,400	3等級5人, 4等級27人
法規専門職	26	-	3等級6人, 4等級20人(検事をもつて充てることができる.)
技術専門職	35	12,264,000	5等級35人
一般職員	413	117,853,400	6等級141人, 7等級129人, 8等級143人
検事	(76)	81,138,000	
計	910	367,145,000	

行政職俸給表(二)の適用を受けるもの 75人 18,143,000円

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
技能労務職員	75	18,143,000	1等級4人, 2等級9人, 3等級32人, 4等級23人, 5等級7人

## 2 法務総合研究所

一般職の職員	74人	38,106,000円
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの	48人	26,575,000円

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
次長	1	-	2等級1人(検事をもつて充てることができる.)
部長	3	-	2等級2人, 3等級1人(検事をもつて充てることができる.)
事務局長	1	-	3等級1人(検事をもつて充てることができる.)
課長	4	2,146,800	3等級1人, 4等級3人
課長補佐	4	2,044,800	4等級4人
係長	8	3,388,800	5等級7人, 6等級1人
教官	5	-	3等級5人(検事をもつて充てることができる.)

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
助教官	2	1,022,400	4等級2人
翻訳職	1	511,200	4等級1人
一般職員	19	5,886,000	6等級4人, 7等級9人, 8等級6人
検事	(10)	11,575,000	
計	48	26,575,000	

行政職俸給表(二)の適用を受けるもの 7人 2,011,000円

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
技能労務職員	7	2,011,000	3等級1人, 4等級5人, 5等級1人

研究職俸給表の適用を受けるもの 19人 9,520,000円

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
部長等研究員	6	3,678,000	2等級6人(内1人は検事をもつて充てることができる.)
室長等研究員	8	1,556,000	3等級8人(内2人は検事をもつて充てることができる.)
研究員	5	813,000	4等級5人
検事	(3)	3,473,000	
計	19	9,520,000	

## 3 国連犯罪防止アジア地域研修協力費

一般職の職員	19人	6,895,000円
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの	14人	5,412,000円

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
部長	1	847,200	2等級1人
課長補佐	1	487,200	4等級1人
係長	2	600,000	6等級2人
教官	2	974,400	4等級2人
助教官	2	974,400	4等級2人
一般職員	6	1,528,800	6等級3人, 7等級3人
計	14	5,412,000	

行政職俸給表(二)の適用を受けるもの 5人 1,483,000円

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
技能労務職員	5	1,483,000	3等級4人, 4等級1人



4 法 務 局			
一般職の職員	9,594人 (内 100人9箇月)	2,391,182,000円	
行政職俸給表(-)の適用を受けるもの	9,312人 (内 100人9箇月)	2,332,202,000円	
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
法務局長	8	847,200	2等級8人(内7人は検事をもつて充てることができる。)
部長	24	9,487,200	3等級22人, 4等級2人(内8人は検事をもつて充てることができる。)
課長	80	36,096,000	4等級80人
課長補佐	65	25,396,800	4等級26人, 5等級39人
地方法務局長	41	25,141,200	3等級41人
地方法務局次長	3	1,353,600	4等級3人
同課長	287	129,494,400	4等級287人
支局長	239	107,836,800	4等級239人
支局長補佐	58	20,323,200	5等級58人
出張所長	1,673	559,366,800	3等級1人, 4等級439人, 5等級407人, 6等級826人
出張所長補佐	18	6,307,200	5等級18人
係長	621	179,582,400	5等級181人, 6等級440人
訟務専門職	57	19,876,800	4等級8人, 5等級49人, (内2人は検事をもつて充てることができる。)
登記供託専門職	1,432	376,939,200	5等級232人, 6等級722人, 7等級478人
一般職員	4,706	817,381,200	6等級42人, 7等級3,374人, 8等級1,290人
検事	(17)	16,772,000	
計	9,312	2,332,202,000	
行政職俸給表(-)の適用を受けるもの		282人	58,980,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
技能労務職員	282	58,980,000	1等級1人, 2等級3人, 3等級69人, 4等級151人, 5等級58人
5 最高検察庁			
一般職の職員	120人	58,724,000円	
行政職俸給表(-)の適用を受けるもの	24人	4,236,000円	
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
事務局長	1	847,000	2等職1人
秘書官	1	613,000	3等級1人
一般職員	22	2,776,000	6等級4人, 7等級14人, 8等級4人

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
計	24	4,236,000	
行政職俸給表(-)の適用を受けるもの		12人	3,151,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
技能労務職員	12	3,151,000	1等級1人, 2等級2人, 3等級6人, 4等級3人
公安職俸給表(-)の適用を受けるもの		66人	26,513,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
課長	7	4,091,000	2等級7人
課長補佐	9	4,406,000	3等級9人
係長	21	7,488,000	4等級18人, 5等級3人
翻訳職	1	490,000	3等級1人
一般職員	28	10,038,000	5等級16人, 6等級12人
計	66	26,513,000	
検 察 官		18人	24,824,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
検事総長	1	2,220,000	
次長検事	1	1,620,000	
検事	16	20,984,000	
計	18	24,824,000	
6 高等検察庁			
一般職の職員	681人	324,289,000円	
行政職俸給表(-)の適用を受けるもの	130人	22,853,000円	
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
一般職員	130	22,853,000	2等級5人, 7等級77人, 8等職48人
行政職俸給表(-)の適用を受けるもの		63人	14,787,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
技能労務職員	63	14,787,000	2等級5人, 3等級35人, 4等級17人, 5等級6人
公安職俸給表(-)の適用を受けるもの		359人	127,461,000円



職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
事務局長	8	5,635,000	1等級8人
課長	68	32,681,000	3等級63人, 4等級5人
支部課長	6	2,938,000	3等級6人
係長	154	55,406,000	4等級86人, 5等級68人
専門職	20	8,009,000	3等級6人, 4等級14人
一般職員	103	22,792,000	5等級14人, 6等級89人
計	359	127,461,000	
検 察 官			129人 159,188,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
検事長	8	13,080,000	
検事	121	146,108,000	
計	129	159,188,000	
<b>7 地方検察官署</b>			
一般職の職員	10,035人(内52人9箇月)		3,560,820,000円
行政職俸給表(-)の適用を受けるもの	2,236人		367,892,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
一般職員	2,236	367,892,000	6等級38人, 7等級1,347人, 8等級851人
行政職俸給表(-)の適用を受けるもの			770人(内2人9箇月) 168,260,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
技能労務職員	770	168,260,000	2等級39人, 3等級262人, 4等級313人, 5等級156人
公安職俸給表(-)の適用を受けるもの			5,380人(内50人9箇月) 1,715,725,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
事務局長	49	29,532,000	1等級13人, 2等級29人, 3等級7人
地検課長	378	171,727,000	3等級269人, 4等級109人
支部課長	269	120,074,000	3等級174人, 4等級95人
区検課長	301	120,808,000	3等級84人, 4等級217人
係長	1,173	374,777,000	4等級421人, 5等級752人
主任捜査事務官	814	293,285,000	3等級131人, 4等級392人, 5等級291人
一般職員	2,396	605,522,000	5等級67人, 6等級2,329人
計	5,380	1,715,725,000	

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
検 察 官			1,649人 1,308,943,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
検事	912	769,975,000	
副検事	737	538,968,000	
計	1,649	1,308,943,000	
<b>8 矯正官署</b>			
一般職の職員	269人		105,118,000円
行政職俸給表(-)の適用を受けるもの	114人		41,404,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
矯正管区長	8	6,777,600	2等級8人
矯正管区部長	24	14,230,800	3等級21人, 4等級3人
中央矯正研修所長	1	847,200	2等級1人
中央矯正研修所課長	2	902,400	4等級2人
同係長	5	1,579,200	5等級3人, 6等級2人
同教頭	1	613,200	3等級1人
同教官	12	4,536,000	4等級5人, 5等級5人, 6等級2人
一般職員	61	11,917,600	6等級3人, 7等級30人, 8等級28人
計	114	41,404,000	
行政職俸給表(-)の適用を受けるもの			11人 2,361,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
技能労務職員	11	2,361,000	3等級4人, 4等級6人, 5等級1人
公安職俸給表(-)の適用を受けるもの			144人 61,353,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
矯正管区課長	56	27,417,600	3等級56人
同係長	42	15,725,400	4等級39人, 5等級3人
同矯正専門職	22	8,200,000	4等級20人, 5等級2人
地方矯正研修所教頭	8	3,916,800	3等級8人
同教官	16	6,093,200	4等級16人
計	144	61,353,000	



9 刑 務 所			
一般職の職員		16,813人	4,953,391,000円
行政職俸給表(-)の適用を受けるもの		796人	133,575,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
所長	4	3,388,800	2等級4人
一般職員	792	130,186,200	6等級49人, 7等級265人, 8等級478人
計	796	133,575,000	
行政職俸給表(-)の適用を受けるもの		512人	97,569,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
技能労務職員	512	97,569,000	2等級26人, 3等級118人, 4等級215人, 5等級153人
公安職俸給表(-)の適用を受けるもの		15,215人	4,588,948,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
所長	67	44,485,200	1等級40人, 2等級25人, 3等級2人
部長	178	91,351,200	2等級34人, 3等級144人
課長	504	207,468,000	3等級183人, 4等級321人
支所長	112	51,534,000	2等級3人, 3等級79人, 4等級30人,
支所課長	86	31,579,200	4等級86人
課長補佐係長	1,547	494,764,800	3等級10人, 4等級519人, 5等級1,018人
矯正専門職	529	191,805,600	3等級53人, 4等級354人, 5等級122人
一般職員	12,192	3,475,960,000	6等級2,583人, 7等級9,609人
計	15,215	4,588,948,000	
医療職俸給表(-)の適用を受けるもの		220人	111,079,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
所長	2	1,634,400	2等級2人
医務部長	20	13,022,400	2等級4人, 3等級16人
医務課長	95	49,901,600	3等級29人, 4等級61人, 5等級5人
支所長	2	1,426,800	2等級1人, 3等級1人
支所医務課長	13	5,952,400	4等級6人, 5等級7人
医師	88	39,141,400	4等級23人, 5等級65人
計	220	111,079,000	
医療職俸給表(-)の適用を受けるもの		51人	18,298,000円

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
薬剤師	31	12,010,800	2等級6人, 3等級24人, 4等級1人
栄養士	13	4,110,000	3等級8人, 4等級5人
診療エックス線技師	7	2,177,200	3等級4人, 4等級3人
計	51	18,298,000	
医療職俸給表(-)の適用を受けるもの		19人	3,922,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
看護婦	19	3,922,000	3等級19人
10 少 年 院			
一般職の職員		2,675人 (内30人9箇月)	737,895,000円
行政職俸給表(-)の適用を受けるもの		262人	41,553,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
一般職員	262	41,553,000	6等級5人, 7等級75人, 8等級182人
行政職俸給表(-)の適用を受けるもの		214人	39,489,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
技能労務職員	214	39,489,000	2等級4人, 3等級19人, 4等級72人, 5等級119人
公安職俸給表(-)の適用を受けるもの		2,115人 (内30人9箇月)	616,114,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
院長	53	31,206,000	1等級13人, 2等級26人, 3等級14人
次院長	44	21,542,400	3等級44人
分院長	3	1,468,800	3等級3人
課長	174	69,156,000	3等級43人, 4等級131人
係長	455	139,622,400	4等級86人, 5等級369人
一般職員	1,386	353,118,400	5等級118人, 6等級989人, 7等級279人
計	2,115	616,114,000	
医療職俸給表(-)の適用を受けるもの		77人	38,156,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
院長	5	3,878,400	2等級4人, 3等級1人
医務課長	58	29,229,300	3等級11人, 4等級33人, 5等級14人



職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別	内訳
医師	14	5,048,300	4等級3人, 5等級11人	
計	77	38,156,000		
医療職俸給表(二)の適用を受けるもの		7人		2,583,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別	内訳
薬剤師	7	2,583,000	3等級7人	
<b>11 少年鑑別所</b>				
一般職の職員		1,143人(内10人9箇日)		324,538,000円
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの		188人		30,493,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別	内訳
一般職員	188	30,493,000	6等級5人, 7等級96人, 8等級87人	
行政職俸給表(二)の適用を受けるもの		129人		23,566,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別	内訳
技能労務職員	129	23,566,000	3等級13人, 4等級47人, 5等級69人	
公安職俸給表(二)の適用を受けるもの		797人(内10人9箇月)		258,809,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別	内訳
所長	50	27,974,400	1等級7人, 2等級21人, 3等級22人	
次長	12	5,970,000	2等級1人, 3等級11人	
課長	150	59,486,400	3等級36人, 4等級114人	
分所長	1	489,600	3等級1人	
係長	204	62,707,200	4等級40人, 5等級164人	
一般職員	380	102,181,400	5等級64人, 6等級266人, 7等級50人	
計	797	258,809,000		
医療職俸給表(一)の適用を受けるもの		29人		11,670,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別	内訳
医務課長	12	5,711,100	3等級1人, 4等級9人, 5等級2人	
医師	17	5,958,900	4等級2人, 5等級15人	
計	29	11,670,000		
<b>12 婦人補導院</b>				

一般職の職員		75人		19,945,000円
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの		1人		128,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別	内訳
一般職員	1	128,000	8等級1人	
行政職俸給表(二)の適用を受けるもの		5人		491,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別	内訳
技能労務職員	5	491,000	4等級2人, 5等級3人	
公安職俸給表(二)の適用を受けるもの		63人		16,941,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別	内訳
院長	3	1,993,200	1等級2人, 2等級1人	
課長	6	2,570,400	3等級3人, 4等級3人	
係長	12	3,811,200	4等級4人, 5等級8人	
一般職員	42	8,566,200	5等級4人, 6等級22人, 7等級16人	
計	63	16,941,000		
医療職俸給表(一)の適用を受けるもの		3人		1,778,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別	内訳
課長	3	1,778,000	3等級1人, 4等級2人	
医療職俸給表(三)の適用を受けるもの		3人		607,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別	内訳
看護婦	3	607,000	3等級3人	
<b>13 更正保護官署</b>				
一般職の職員		1,223人		406,121,000円
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの		1,169人		394,840,000円
職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別	内訳
委員長	8	6,777,600	2等級8人	
委員	36	18,396,000	3等級36人(内6人は検事をもつて充てることができる。)	
部長	16	8,839,200	3等級10人, 4等級6人	
地方更生保護委員会 課長	33	14,587,200	4等級30人, 5等級3人	



職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
同係長	32	9,844,800	5等級13人, 6等級19人
同保護観察官	55	18,926,400	4等級13人, 5等級19人, 6等級23人
同一般職員	51	12,319,600	6等級8人, 7等級30人, 8等級13人
所長	49	26,320,800	3等級26人, 4等級23人
保護観察所課長	157	65,798,400	4等級107人, 5等級50人
同係長	59	17,793,600	5等級19人, 6等級40人
同保護観察官	453	134,740,800	4等級17人, 5等級79人, 6等級357人
同一般職員	220	53,162,600	6等級7人, 7等級148人, 8等級65人
検事	(6)	7,333,000	
計	1,169	394,840,000	

行政職俸給表(二)の適用を受けるもの 54人 11,281,000円

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
地方更生保護委員会技能労務職員	14	3,410,400	2等級2人, 3等級8人, 4等級2人, 5等級2人
保護観察所技能労務職員	40	7,870,600	3等級6人, 4等級13人, 5等級21人
計	54	11,281,000	

#### 14 地方入国管理官署

一般職の職員 1,296人(内9人9箇月) 339,155,000円

行政職俸給表(一)の適用を受けるもの 457人(内9人9箇月) 140,953,000円

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
所長	15	9,108,000	2等級1人, 3等級12人, 4等級2人
次長	15	6,930,000	3等級1人, 4等級14人
部長	1	613,200	3等級1人
課長	38	16,339,200	4等級30人, 5等級8人
課長補佐係長	56	17,810,000	5等級35人, 6等級21人
出張所長	53	21,292,800	4等級27人, 5等級26人
入国審査官	155	45,545,800	4等級10人, 5等級37人, 6等級108人
一般職員	124	23,314,000	6等級15人, 7等級68人, 8等級41人
計	457	140,953,000	

行政職俸給表(二)の適用を受けるもの 74人 16,537,000円

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
技能労務職員	74	16,537,000	2等級6人, 3等級31人, 4等級9人, 5等級28人

公安職俸給表(一)の適用を受けるもの 753人 178,252,000円

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
部長	1	489,600	3等級1人
課長	17	8,078,400	3等級15人, 4等級2人
課長補佐係長	36	13,219,200	4等級36人
警備士補	68	19,992,000	5等級68人
警守長	132	38,108,400	6等級132人
警守	454	86,680,400	7等級454人
船員	45	11,684,000	5等級30人, 7等級15人
計	753	178,252,000	

医療職俸給表(一)の適用を受けるもの 2人 939,000円

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
医師	2	939,000	4等級2人

医療職俸給表(二)の適用を受けるもの 2人 478,000円

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
薬剤師	1	335,000	3等級1人
栄養士	1	143,000	4等級1人
計	2	478,000	

医療職俸給表(三)の適用を受けるもの 8人 1,996,000円

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
看護婦	8	1,996,000	2等級2人, 3等級6人

#### 15 公安審査委員会

一般職の職員

行政職俸給表(一)の適用を受けるもの 10人 3,592,000円

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
事務局長	1	847,200	2等級1人
調査官	1	613,200	3等級1人
専門職	4	1,629,600	4等級3人, 5等級1人
一般職員	4	502,000	7等級3人, 8等級1人
計	10	3,592,000	



16 公安調査庁			
一般職の職員	1,814人 (内 103人 9箇月)	634,041,000円	
行政職俸給表(一)の適用を受けるもの	254人	65,591,000円	

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
長官	1	1,120,800	1等級1人
次長	1	847,200	2等級1人
研修所長	1	847,200	2等級1人
部 長	3	2,541,600	2等級3人
課 長	11	3,066,000	3等級11人 (内6人は検事をもつて充てることができる.)
係 長	9	2,721,600	5等級4人, 6等級5人
参事官	6	2,686,800	2等級1人, 3等級5人 (内2人は検事をもつて充てることができる.)
一般職員	76	10,196,200	6等級9人, 7等級39人, 8等級28人
公安調査局長	8	3,388,800	2等級7人, 3等級1人 (内4人は検事をもつて充てることができる.)
公安調査局部長	6	2,452,800	3等級6人 (内2人は検事をもつて充てることができる.)
同 係 長	8	2,803,200	5等級8人
同 一 般 職 員	71	9,525,400	6等級6人, 7等級39人, 8等級26人
地方公安調査局一般職員	53	7,108,400	6等級2人, 7等級32人, 8等級19人
検 事	(14)	16,285,000	
計	254	65,591,000	

行政職俸給表(二)の適用を受けるもの	87人 (内16人 9箇月)	16,228,000円	
--------------------	----------------	-------------	--

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
技能労務職員	87	16,228,000	2等級3人, 3等級33人, 4等級44人, 5等級7人

公安職俸給表(二)の適用を受けるもの	1,473人 (内87人 9箇月)	552,222,000円	
--------------------	-------------------	--------------	--

職名別	定数(人)	俸給額(円)	等級別内訳
本庁課長補佐	26	9,792,000	3等級26人 (内6人は検事をもつて充てることができる.)
班 長	40	19,584,000	3等級40人
調 査 官	233	80,308,600	4等級121人, 5等級72人, 6等級40人
研 修 所 員	5	2,351,200	2等級1人, 3等級2人, 4等級2人
専 門 職	16	8,118,000	2等級3人, 3等級13人
公安調査局課長	30	15,446,400	2等級8人, 3等級22人

課長補佐	36	17,625,600	3等級36人
班 長	58	27,054,900	3等級44人, 4等級14人
調 査 官	485	152,069,200	3等級12人, 4等級180人, 5等級156人, 6等級135人, 7等級2人
地方公安調査局長	42	23,182,800	1等級3人, 2等級26人, 3等級13人 (内1人は検事をもつて充てることができる.)
課 長	84	41,126,400	3等級84人
課長補佐	12	5,588,000	3等級9人, 4等級3人
調 査 官	406	141,832,900	3等級28人, 4等級190人, 5等級104人, 6等級80人, 7等級4人
検 事	(7)	8,142,000	
計	1,473	552,222,000	

(2) 法務省主管 昭和37年度一般会計歳入予算額

部 款 項 目	昭和37年度 予算額(千円)	前年度予算額 (千円)	比較増△減額 (千円)
政府資産整理収入	1,004	1,004	0
回 収 金 等 収 入			
特別会計整理収入			
解散団体財産収入金	1,004	1,004	0
特別会計整理収入			
雑 収 入	7,921,595	7,679,659	241,936
国有財産利用収入	29,277	24,599	4,678
国有財産貸付収入	29,277	24,599	4,678
土地及水面貸付料	1,392	771	621
建物及物件貸付料	1,845	1,151	694
公務員宿舍貸付料	26,040	22,677	3,363
諸 収 入	7,892,318	7,655,060	237,258
懲罰及没収金	4,567,044	4,563,923	3,121
罰 金 及 科 料	4,319,000	4,318,214	786
過 料	37,167	36,350	817
没 収 金	210,877	209,359	1,518
弁償及返納金	79,879	77,251	2,628
弁償及違約金	69,627	69,257	370
返 納 金	10,252	7,994	2,258
矯正官署作業収入	3,067,626	2,825,262	242,364
刑務所作業収入	3,019,803	2,777,758	242,045
少年院職業補導収入	47,126	46,964	162
婦人補導院職業補導収入	697	540	157



部 款 項 目	昭和37年度 予算額 (千円)	前年度予算額 (千円)	比較増△減額 (千円)
物品売払収入			
不用物品売払代	106,229	102,529	3,700
雑入	71,540	86,095	△ 14,555
日雇労働者保険料被保険 者負担金	24	36	△ 12
延滞金	3,548	3,397	151
期満後収入	27,619	23,375	4,244
雑収	40,349	59,287	△ 18,938
計	7,922,599	7,680,663	241,936

(3) 法務省所管 昭和37年度歳出予算項目別表

項 目	昭和37年度予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
法 務 本 省	3,704,723,000	3,428,062,000	276,661,000
2 職 員 俸 給	388,131,000	358,561,000	29,570,000
3 扶 養 手 当	12,646,000	11,724,000	922,000
3 暫 定 手 当	38,545,000	35,353,000	3,192,000
3 職 員 諸 手 当	15,402,000	14,105,000	1,297,000
3 職 員 特 別 手 当	124,315,000	108,443,000	15,872,000
4 超 過 勤 務 手 当	30,730,000	28,010,000	2,720,000
5 委 員 手 当	5,966,000	5,760,000	206,000
5 常 勤 職 員 給 与	1,998,000	2,603,000	△ 605,000
5 非 常 勤 職 員 手 当	4,845,000	4,576,000	269,000
5 休 職 者 給 与	43,636,000	59,359,000	△ 15,723,000
5 公 務 災 害 補 償 費	33,807,000	30,311,000	3,496,000
5 退 官 退 職 手 当	733,753,000	691,252,000	42,501,000
5 臨 時 定 員 外 職 員 給 与	182,000	182,000	0
6 諸 謝 金	14,821,000	13,589,000	1,232,000
6 証 人 等 被 害 給 付 金	300,000	300,000	0
7 報 償 費	1,908,000	1,527,000	381,000
8 職 員 旅 費	22,696,000	17,767,000	4,929,000
8 人 権 侵 犯 事 件 調 査 旅 費	491,000	470,000	21,000
8 国 籍 関 係 調 査 旅 費	927,000	842,000	85,000
8 赴 任 旅 費	1,000,000	957,000	43,000
8 外 国 旅 費	8,797,000	8,797,000	0
8 委 員 旅 費	4,259,000	4,077,000	182,000

項 目	昭和37年度予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
8 参 考 人 等 旅 費	40,000	39,000	1,000
9 庁 費	100,768,000	88,069,000	12,699,000
9 光 熱 水 料	7,690,000	7,690,000	0
9 図 書 購 入 費	21,915,000	21,639,000	276,000
9 通 信 専 用 料	131,066,000	129,029,000	2,037,000
9 国 会 図 書 館 支 部 庁 費	770,000	639,000	131,000
9 土 地 建 物 借 料	4,739,000	4,739,000	0
9 各 所 修 繕	467,160,000	458,480,000	8,680,000
9 自 動 車 交 換 差 金	750,000	750,000	0
9 調 査 活 動 費	5,307,000	3,307,000	2,000,000
14 更 生 保 護 研 究 委 託 費	0	85,000	△ 85,000
15 不 動 産 購 入 費	28,713,000	28,713,000	0
15 換 地 清 算 金	14,744,000	7,983,000	6,761,000
16 更 生 保 護 会 補 助 金	13,551,000	11,940,000	1,611,000
16 法 律 扶 助 協 会 補 助 金	10,000,000	10,000,000	0
16 国 家 公 務 員 共 済 組 合 負 担 金	1,396,422,000	1,234,411,000	162,011,000
16 国 有 資 産 所 在 市 町 村 交 付 金	1,917,000	994,000	923,000
16 国 際 私 法 会 議 分 担 金	1,539,000	1,441,000	98,000
16 私 法 統 一 国 際 協 会 分 担 金	169,000	169,000	0
17 交 際 費	2,328,000	2,400,000	△ 72,000
18 賠 償 償 還 及 払 戻 金	3,000,000	14,000,000	△ 11,000,000
19 保 証 金	100,000	100,000	0
23 貸 費 生 貸 与 金	2,880,000	2,880,000	0
訟 務 費	67,249,000	58,486,000	8,763,000
6 諸 謝 金	6,305,000	6,000,000	305,000
8 訟 務 旅 費	20,169,000	18,551,000	1,618,000
9 庁 費	9,103,000	9,126,000	△ 23,000
9 訴 訟 用 印 紙 類 購 入 費	7,863,000	4,947,000	2,916,000
14 訟 務 調 査 委 託 費	1,709,000	1,762,000	△ 53,000
18 賠 償 償 還 及 払 戻 金	100,000	100,000	0
19 保 証 金	22,000,000	18,000,000	4,000,000
外 国 人 登 録 事 務 費	193,585,000	105,123,000	88,462,000
8 職 員 旅 費	614,000	265,000	349,000
9 庁 費	218,000	146,000	72,000
9 外 国 人 登 録 庁 費	41,152,000	5,429,000	35,723,000
14 外 国 人 登 録 事 務 委 託 費	151,601,000	99,283,000	52,318,000



項	目	昭和37年度予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
<b>法務官署施設費</b>				
6	諸謝金	20,000	20,000	0
8	職員旅費	7,465,000	6,049,000	1,416,000
9	庁費	6,359,000	5,153,000	1,206,000
15	施設費	690,872,000	607,232,000	83,640,000
<b>法務収容施設費</b>				
6	諸謝金	50,000	50,000	0
8	職員旅費	14,279,000	12,769,000	1,510,000
9	庁費	11,205,000	10,451,000	754,000
15	施設費	798,415,000	727,067,000	71,348,000
	計	5,494,222,000	4,960,462,000	533,760,000
<b>法務総合研究所</b>				
2	職員俸給	38,106,000	34,605,000	3,501,000
3	扶養手当	910,000	954,000	△ 44,000
3	暫定手当	3,486,000	4,099,000	△ 613,000
3	職員諸手当	1,238,000	1,073,000	165,000
3	職員特別手当	12,041,000	9,937,000	2,104,000
4	超過勤務手当	772,000	702,000	70,000
6	諸謝金	4,692,000	4,202,000	490,000
8	職員旅費	1,186,000	991,000	195,000
8	研修旅費	21,622,000	20,691,000	931,000
8	法務研究旅費	549,000	525,000	24,000
8	檢察研究旅費	2,892,000	2,767,000	125,000
8	赴任旅費	208,000	199,000	9,000
9	庁費	12,308,000	10,595,000	1,713,000
9	光熱水料	2,105,000	2,105,000	0
9	建物借料	200,000	200,000	0
14	檢察研究委託費	0	257,000	△ 257,000
<b>国連犯罪防止アジア地域研修協力費</b>				
2	職員俸給	6,895,000	3,276,000	3,619,000
3	扶養手当	192,000	107,000	85,000
3	暫定手当	676,000	377,000	299,000
3	職員諸手当	476,000	215,000	261,000
3	職員特別手当	2,220,000	1,253,000	967,000
4	超過勤務手当	261,000	128,000	133,000
6	諸謝金	2,253,000	1,072,000	1,181,000

項	目	昭和37年度予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
8	職員旅費	264,000	277,000	△ 13,000
8	研修旅費	2,832,000	1,082,000	1,750,000
9	庁費	6,286,000	17,150,000	△ 10,864,000
9	光熱水料	692,000	192,000	500,000
15	施設費	3,407,000	65,105,000	△ 61,698,000
	計	128,769,000	184,136,000	△ 55,367,000
<b>法務局</b>				
2	職員俸給	4,172,169,000	3,778,079,000	394,090,000
2	職員俸給	2,391,182,000	2,185,326,000	205,856,000
3	扶養手当	103,573,000	101,169,000	2,404,000
3	暫定手当	80,758,000	73,765,000	6,993,000
3	職員諸手当	199,493,000	157,403,000	42,090,000
3	職員特別手当	726,987,000	634,648,000	92,339,000
3	超過勤務手当	171,055,000	171,190,000	△ 135,000
6	諸謝金	1,390,000	1,434,000	△ 44,000
7	報償費	74,000	76,000	△ 2,000
8	職員旅費	48,630,000	41,899,000	6,731,000
8	人権侵害事件調査旅費	5,542,000	5,304,000	238,000
8	国籍関係調査旅費	4,486,000	4,070,000	416,000
8	赴任旅費	23,963,000	22,931,000	1,032,000
8	委員旅費	8,344,000	6,789,000	1,555,000
9	庁費	316,227,000	295,415,000	20,812,000
9	光熱水料	16,703,000	16,703,000	0
9	地区整備費	14,225,000	10,303,000	3,922,000
9	土地建物借料	21,598,000	21,557,000	41,000
9	自動車交換差金	3,000,000	0	3,000,000
13	渡切費	20,488,000	15,678,000	4,810,000
16	国有資産所在市町村交付金	676,000	357,000	319,000
17	交際費	162,000	167,000	△ 5,000
18	人権擁護委員実費弁償金	13,613,000	11,895,000	1,718,000
<b>登記諸費</b>				
8	登記登録旅費	483,431,000	454,303,000	29,128,000
8	登記登録旅費	40,762,000	34,152,000	6,610,000
9	庁費	292,669,000	270,151,000	22,518,000
25	供託金利息	150,000,000	150,000,000	0
	計	4,655,600,000	4,232,382,000	423,218,000
<b>最高検察庁</b>				
2	職員俸給	104,705,000	94,004,000	10,701,000
2	職員俸給	58,724,000	53,607,000	5,117,000



項	目	昭和37年度予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
3	扶養手当	1,205,000	1,387,000	△ 182,000
3	暫定手当	6,254,000	6,244,000	10,000
3	職員諸手当	5,968,000	5,681,000	287,000
3	職員特別手当	18,490,000	15,060,000	3,430,000
4	超過勤務手当	1,490,000	1,298,000	192,000
6	諸謝金	25,000	26,000	△ 1,000
7	報償費	2,167,000	2,204,000	△ 37,000
8	職員旅費	1,725,000	1,020,000	705,000
8	赴任旅費	357,000	342,000	15,000
9	庁費	4,874,000	3,759,000	1,115,000
9	光熱水料	601,000	601,000	0
9	自動車交換差金	750,000	750,000	0
9	調査活動費	1,450,000	1,450,000	0
16	国有資産所在市町村交付金	140,000	75,000	65,000
17	交際費	485,000	500,000	△ 15,000
高等検察庁		523,556,000	476,749,000	46,807,000
2	職員俸給	324,289,000	296,793,000	27,496,000
3	扶養手当	8,981,000	9,147,000	△ 166,000
3	暫定手当	28,979,000	28,009,000	970,000
3	職員諸手当	18,814,000	17,556,000	1,258,000
3	職員特別手当	101,725,000	86,845,000	14,880,000
4	超過勤務手当	7,564,000	6,673,000	891,000
6	諸謝金	103,000	106,000	△ 3,000
7	報償費	3,472,000	3,458,000	14,000
8	職員旅費	2,265,000	1,683,000	582,000
8	赴任旅費	983,000	940,000	43,000
9	庁費	15,739,000	15,381,000	358,000
9	光熱水料	2,442,000	2,442,000	0
9	自動車交換差金	2,250,000	3,000,000	△ 750,000
9	調査活動費	4,480,000	3,480,000	1,000,000
16	国有資産所在市町村交付金	1,230,000	989,000	241,000
17	交際費	240,000	247,000	△ 7,000
地方検察官署		5,773,180,000	5,180,438,000	592,742,000
2	職員俸給	3,560,820,000	3,215,743,000	345,077,000
3	扶養手当	126,731,000	122,259,000	4,472,000
3	暫定手当	193,592,000	179,861,000	13,731,000

項	目	昭和37年度予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
3	職員諸手当	309,068,000	291,220,000	17,848,000
3	職員特別手当	1,097,803,000	941,937,000	155,866,000
4	超過勤務手当	118,080,000	88,609,000	29,471,000
6	諸謝金	560,000	578,000	△ 18,000
7	報償費	30,771,000	30,294,000	477,000
8	職員旅費	22,562,000	14,907,000	7,655,000
8	赴任旅費	28,191,000	26,977,000	1,214,000
8	司法警察職員修習旅費	9,456,000	4,743,000	213,000
8	司法修習生旅費	236,000	225,000	11,000
9	庁費	191,306,000	175,698,000	15,608,000
9	光熱水料	29,664,000	29,664,000	0
9	採証器具費	4,307,000	4,440,000	△ 133,000
9	無電機材費	5,081,000	5,238,000	△ 157,000
9	土地建物借料	4,012,000	3,565,000	447,000
9	自動車交換差金	17,250,000	18,750,000	△ 1,500,000
9	調査活動費	20,775,000	20,775,000	0
16	国有資産所在市町村交付金	6,520,000	4,032,000	2,488,000
17	交際費	895,000	923,000	△ 28,000
検察費		532,643,000	461,878,000	70,765,000
6	諸謝金	5,503,000	5,674,000	△ 171,000
8	検察旅費	265,914,000	251,225,000	14,689,000
8	参考人等旅費	12,210,000	9,050,000	3,160,000
8	選挙取締旅費	24,026,000	0	24,026,000
9	庁費	211,446,000	194,929,000	16,517,000
9	選挙取締庁費	12,544,000	0	12,544,000
20	刑事補償金	1,000,000	1,000,000	0
計		6,934,084,000	6,213,069,000	721,015,000
矯正官署		204,916,000	186,468,000	18,448,000
2	職員俸給	105,118,000	97,995,000	7,123,000
3	扶養手当	3,777,000	3,787,000	△ 10,000
3	暫定手当	9,022,000	8,747,000	275,000
3	職員諸手当	10,162,000	9,720,000	442,000
3	職員特別手当	33,409,000	29,239,000	4,170,000
4	超過勤務手当	4,761,000	4,371,000	390,000
5	非常勤職員手当	972,000	987,000	△ 15,000
5	委員手当	152,000	152,000	0
6	諸謝金	1,021,000	1,022,000	△ 1,000



項	目	昭和37年度予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
7	報 償 費	149,000	152,000	△ 3,000
8	職 員 旅 費	2,228,000	1,632,000	596,000
8	研 修 旅 費	17,885,000	17,115,000	770,000
8	赴 任 旅 費	1,344,000	1,286,000	58,000
8	委 員 旅 費	77,000	74,000	3,000
9	庁 費	9,418,000	8,161,000	1,257,000
9	光 熱 水 料	1,618,000	1,618,000	0
9	自 動 車 交 換 差 金	3,000,000	0	3,000,000
16	国 有 資 産 所 在 市 町 村 交 付 金	803,000	410,000	393,000
<b>刑 務 所</b>		8,753,741,000	8,079,650,000	674,091,000
2	職 員 俸 給	4,953,391,000	4,596,135,000	357,256,000
3	扶 養 手 当	274,323,000	277,426,000	△ 3,103,000
3	暫 定 手 当	290,506,000	280,027,000	10,479,000
3	職 員 諸 手 当	198,979,000	177,249,000	21,730,000
3	職 員 特 別 手 当	1,563,497,000	1,368,079,000	195,418,000
4	超 過 勤 務 手 当	1,114,234,000	1,044,972,000	69,262,000
5	非 常 勤 職 員 手 当	12,961,000	13,446,000	△ 485,000
6	諸 謝 金	730,000	632,000	98,000
7	報 償 費	848,000	874,000	△ 26,000
8	職 員 旅 費	12,729,000	11,552,000	1,177,000
8	赴 任 旅 費	23,986,000	22,953,000	1,033,000
9	庁 費	140,699,000	129,305,000	11,394,000
9	光 熱 水 料	8,655,000	8,655,000	0
9	看 守 等 被 服 費	65,988,000	68,029,000	△ 2,041,000
9	警 備 用 器 具 費	8,215,000	8,469,000	△ 254,000
9	収 容 施 設 備 品 費	74,587,000	60,277,000	14,310,000
9	土 地 建 物 借 料	802,000	837,000	△ 35,000
9	自 動 車 交 換 差 金	8,250,000	10,500,000	2,250,000
16	国 有 資 産 所 在 市 町 村 交 付 金	361,000	233,000	128,000
<b>刑 務 所 収 容 費</b>		3,090,504,000	3,012,062,000	78,442,000
6	諸 謝 金	12,346,000	11,614,000	732,000
6	収 容 者 作 業 賞 与 金	187,636,000	141,082,000	46,554,000
6	収 容 者 作 業 死 傷 手 当	1,393,000	1,393,000	0
8	収 容 業 務 旅 費	60,878,000	58,256,000	2,622,000
8	護 送 旅 費	109,201,000	111,367,000	△ 2,166,000
8	収 容 者 旅 費	38,714,000	41,414,000	△ 2,700,000

項	目	昭和37年度予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
8	婦 住 旅 費	3,500,000	3,500,000	0
9	収 容 諸 費	506,427,000	492,009,000	14,418,000
9	光 熱 水 料	129,998,000	129,998,000	0
9	収 容 者 被 服 費	153,323,000	164,397,000	△ 11,074,000
9	収 容 者 食 糧 費	1,700,444,000	1,682,654,000	17,791,000
18	都 道 府 県 警 察 実 費 弁 償 金	186,644,000	174,379,000	12,265,000
<b>刑 務 所 作 業 費</b>		1,516,124,000	1,364,539,000	151,585,000
6	諸 謝 金	1,156,000	930,000	226,000
8	職 員 旅 費	17,287,000	15,787,000	1,500,000
9	作 業 諸 費	269,754,000	236,654,000	33,100,000
9	光 熱 水 料	62,430,000	54,029,000	8,401,000
9	作 業 場 等 借 料	650,000	670,000	△ 20,000
9	物 品 税	500,000	500,000	0
9	木 材 引 取 税	200,000	200,000	0
10	原 材 料 費	1,164,047,000	1,055,669,000	108,378,000
18	賠 償 償 還 及 払 戻 金	100,000	100,000	0
<b>少 年 院</b>		1,273,135,000	1,155,065,000	118,070,000
2	職 員 俸 給	737,895,000	664,468,000	73,427,000
3	扶 養 手 当	33,611,000	33,343,000	268,000
3	暫 定 手 当	29,012,000	27,042,000	1,970,000
3	職 員 諸 手 当	42,860,000	40,540,000	2,320,000
3	職 員 特 別 手 当	226,457,000	195,026,000	31,431,000
4	超 過 勤 務 手 当	132,636,000	129,234,000	3,402,000
5	非 常 勤 職 員 手 当	1,037,000	1,014,000	23,000
6	諸 謝 金	351,000	305,000	46,000
7	報 償 費	258,000	266,000	△ 8,000
8	職 員 旅 費	3,104,000	2,671,000	433,000
8	赴 任 旅 費	4,683,000	4,481,000	202,000
9	庁 費	26,609,000	22,920,000	3,689,000
9	光 熱 水 料	1,714,000	1,714,000	0
9	看 守 等 被 服 費	8,747,000	8,732,000	15,000
9	警 備 用 器 具 費	1,253,000	1,292,000	△ 39,000
9	収 容 施 設 備 品 費	22,120,000	19,565,000	2,555,000
9	土 地 建 物 借 料	781,000	941,000	△ 160,000
9	自 動 車 交 換 差 金	0	1,500,000	△ 1,500,000
16	国 有 資 産 所 在 市 町 村 交 付 金	7,000	11,000	△ 4,000



項 目	昭和37年度予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
<b>少年院収容費</b>	536,418,000	524,820,000	11,598,000
6 諸 謝 金	13,856,000	12,470,000	1,386,000
6 職業補導賞与金	4,632,000	3,643,000	989,000
6 職業補導死傷手当	100,000	100,000	0
8 収容業務旅費	1,038,000	996,000	42,000
8 護送旅費	21,125,000	20,594,000	531,000
8 収容者旅費	1,851,000	1,889,000	△ 38,000
8 婦住旅費	249,000	254,000	△ 5,000
9 収容諸費	145,059,000	141,836,000	3,223,000
9 光熱水料	22,774,000	22,774,000	0
9 収容者被服費	33,860,000	35,605,000	△ 1,745,000
9 収容者食糧費	258,687,000	250,627,000	8,060,000
10 原材料費	33,187,000	34,032,000	△ 845,000
<b>少年鑑別所</b>	577,065,000	524,229,000	52,836,000
2 職員俸給	324,538,000	296,865,000	27,673,000
3 扶養手当	14,779,000	14,815,000	△ 36,000
3 暫定手当	20,611,000	18,682,000	1,929,000
3 職員諸手当	29,888,000	30,580,000	△ 692,000
3 職員特別手当	101,860,000	87,343,000	14,517,000
4 超過勤務手当	45,922,000	41,393,000	4,529,000
5 非常勤職員手当	1,491,000	1,456,000	35,000
6 諸謝金	264,000	179,000	85,000
7 報償費	147,000	152,000	△ 5,000
8 職員旅費	2,736,000	2,142,000	594,000
8 赴任旅費	1,868,000	1,787,000	81,000
9 庁費	15,081,000	12,080,000	3,001,000
9 光熱水料	853,000	853,000	0
9 看守等被服費	2,735,000	2,764,000	△ 29,000
9 警備用器具費	706,000	728,000	△ 22,000
9 収容施設備品費	12,893,000	11,721,000	1,172,000
9 土地建物借料	683,000	683,000	0
16 国有資産所在市町村交付金	10,000	6,000	4,000
<b>少年鑑別所収容費</b>	147,187,000	135,135,000	12,052,000
6 諸謝金	2,016,000	2,023,000	△ 7,000
8 収容業務旅費	1,293,000	850,000	443,000
8 護送旅費	29,743,000	27,556,000	2,187,000
8 収容者旅費	3,334,000	3,139,000	195,000

項 目	昭和37年度予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
8 婦住旅費	56,000	56,000	0
9 収容諸費	37,057,000	33,803,000	3,254,000
9 光熱水料	6,140,000	6,140,000	0
9 収容者被服費	8,170,000	7,585,000	585,000
9 収容者食糧費	59,378,000	53,983,000	5,395,000
<b>婦人補導院</b>	39,455,000	36,135,000	3,320,000
2 職員俸給	19,945,000	18,666,000	1,279,000
3 扶養手当	513,000	639,000	△ 126,000
3 暫定手当	1,985,000	1,895,000	90,000
3 職員諸手当	1,419,000	1,399,000	20,000
3 職員特別手当	6,359,000	5,661,000	698,000
4 超過勤務手当	3,592,000	3,386,000	206,000
5 非常勤職員手当	954,000	0	954,000
6 諸謝金	13,000	13,000	0
7 報償費	14,000	14,000	0
8 職員旅費	263,000	244,000	19,000
8 赴任旅費	223,000	214,000	9,000
9 庁費	1,395,000	1,281,000	114,000
9 光熱水料	125,000	76,000	49,000
9 看守等被服費	327,000	337,000	△ 10,000
9 収容施設備品費	2,328,000	2,310,000	18,000
<b>婦人補導院収容費</b>	17,258,000	14,097,000	3,161,000
6 諸謝金	332,000	332,000	0
6 職業補導賞与金	1,680,000	1,440,000	240,000
6 職業補導死傷手当	10,000	10,000	0
8 収容業務旅費	28,000	27,000	1,000
8 護送旅費	1,334,000	1,099,000	235,000
8 収容者旅費	219,000	185,000	31,000
8 婦住旅費	129,000	114,000	15,000
9 収容諸費	4,088,000	3,018,000	1,070,000
9 光熱水料	903,000	903,000	0
9 収容者被服費	930,000	738,000	192,000
9 収容者食糧費	6,997,000	5,691,000	1,306,000
10 原材料旅費	611,000	540,000	71,000
<b>計</b>	16,155,803,000	15,032,200,000	1,123,603,000
<b>更生保護官署</b>	690,818,000	607,804,000	83,014,000
2 職員俸給	406,021,000	354,768,000	51,353,000



項	目	昭和37年度予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
3	扶養手当	15,282,000	14,972,000	310,000
3	暫定手当	27,559,000	26,238,000	1,321,000
3	職員諸手当	42,105,000	40,024,000	2,081,000
3	職員特別手当	127,206,000	108,763,000	18,443,000
4	超過勤務手当	15,626,000	13,609,000	2,017,000
6	諸謝金	276,000	285,000	△ 9,000
7	報償費	184,000	190,000	△ 6,000
8	職員旅費	2,879,000	2,755,000	124,000
8	仮釈放等審査旅費	14,354,000	12,570,000	1,784,000
8	赴任旅費	2,968,000	2,840,000	128,000
8	委員旅費	171,000	163,000	8,000
9	庁費	30,699,000	27,775,000	2,924,000
9	光熱水料	2,164,000	2,164,000	0
9	土地建物借料	762,000	586,000	176,000
9	自動車交換差金	2,250,000	0	2,250,000
16	国有資産所在市町村交付金	212,000	102,000	110,000
補導援護費		507,990,000	445,030,000	52,960,000
6	諸謝金	1,006,000	1,037,000	△ 31,000
6	食事費給与金	573,000	617,000	△ 44,000
8	補導援護旅費	20,728,000	20,604,000	124,000
9	庁費	18,998,000	20,136,000	△ 1,138,000
9	被保護者被服費	3,483,000	3,868,000	△ 385,000
14	更生保護委託費	107,449,000	87,859,000	19,590,000
18	保護司実費弁償金	355,753,000	320,909,000	34,844,000
計		1,198,808,000	1,062,834,000	135,974,000
地方入国管理官署		611,816,000	551,722,000	60,094,000
2	職員俸給	339,155,000	312,057,000	27,098,000
3	扶養手当	16,767,000	15,569,000	1,198,000
3	暫定手当	25,935,000	21,971,000	3,964,000
3	職員諸手当	21,221,000	16,083,000	5,138,000
3	職員特別手当	108,031,000	93,695,000	14,336,000
4	超過勤務手当	32,742,000	30,481,000	2,261,000
6	諸謝金	20,000	21,000	△ 1,000
7	報償費	365,000	376,000	△ 11,000
8	職員旅費	4,017,000	3,846,000	171,000
8	赴任旅費	6,030,000	5,770,000	260,000
8	航海日当食卓料	591,000	0	591,000

項	目	昭和37年度予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
8	証人旅費	52,000	50,000	2,000
8	参考人旅費	49,000	46,000	3,000
9	庁費	22,598,000	20,725,000	1,873,000
9	光熱水料	1,858,000	1,858,000	0
9	正規入国審査費	2,458,000	1,469,000	989,000
9	舟艇維持費	6,670,000	5,765,000	905,000
9	装備用器具費	6,189,000	6,380,000	△ 191,000
9	土地建物借料	4,295,000	5,389,000	△ 1,094,000
9	自動車交換差金	750,000	0	750,000
9	調査活動費	4,305,000	5,638,000	△ 1,333,000
15	舟艇建造費	7,452,000	4,317,000	3,135,000
16	国有資産所在市町村交付金	266,000	216,000	50,000
護送収容費		82,164,000	75,700,000	6,464,000
5	非常勤職員手当	1,179,000	1,043,000	136,000
6	諸謝金	453,000	467,000	△ 14,000
8	職員旅費	7,899,000	7,798,000	101,000
8	護送旅費	27,296,000	26,121,000	1,175,000
8	収容者旅費	1,879,000	1,879,000	0
8	海難救助旅費	95,000	100,000	△ 5,000
8	証人等旅費	5,000	5,000	0
9	収容諸費	3,666,000	1,783,000	1,883,000
9	光熱水料	4,537,000	4,537,000	0
9	護送備船費	13,182,000	13,182,000	0
9	収容者被服費	961,000	819,000	142,000
9	海難外国人送還庁費	411,000	424,000	△ 13,000
9	護送収容者食糧費	20,601,000	17,542,000	3,059,000
計		693,980,000	627,422,000	66,558,000
公安審査委員会		9,997,000	8,964,000	1,033,000
2	職員俸給	3,592,000	3,278,000	314,000
3	扶養手当	107,000	102,000	5,000
3	暫定手当	391,000	372,000	19,000
3	職員諸手当	441,000	425,000	16,000
3	職員特別手当	1,160,000	970,000	190,000
4	超過勤務手当	108,000	94,000	14,000
5	委員手当	3,047,000	3,009,000	38,000
8	職員旅費	70,000	67,000	3,000
8	委員旅費	98,000	94,000	4,000



項 目	昭和37年度予算額 (円)	前年度予算額 (円)	比較増△減 (円)
9 庁 費	522,000	353,000	169,000
9 光熱水料	354,000	90,000	264,000
17 交際費	107,000	110,000	△ 3,000
<b>公安調査庁</b>	<b>1,697,824,000</b>	<b>1,504,897,000</b>	<b>192,927,000</b>
2 職員俸給	634,041,000	552,463,000	81,578,000
3 扶養手当	24,786,000	26,946,000	△ 2,160,000
3 暫定手当	50,262,000	45,389,000	4,873,000
3 職員諸手当	41,504,000	39,296,000	2,208,000
3 職員特別手当	199,990,000	164,484,000	35,506,000
4 超過勤務手当	20,192,000	17,426,000	2,766,000
5 常勤職員給与	0	207,000	△ 207,000
6 諸謝金	866,000	316,000	550,000
8 職員旅費	1,002,000	959,000	43,000
8 団体等調査旅費	61,527,000	55,050,000	6,477,000
8 研修旅費	5,437,000	5,203,000	234,000
8 赴任旅費	5,728,000	5,481,000	247,000
8 参考人等旅費	29,000	29,000	0
9 庁費	76,816,000	51,847,000	24,969,000
9 光熱水料	4,718,000	4,718,000	0
9 土地建物借料	1,447,000	1,674,000	△ 227,000
9 自動車交換差金	1,500,000	1,500,000	0
9 公安調査官調査活動費	567,694,000	531,694,000	36,000,000
16 国有資産所在市町村交付金	188,000	115,000	73,000
17 交際費	97,000	100,000	△ 3,000
<b>法務省所管合計</b>	<b>36,969,087,000</b>	<b>33,826,366,000</b>	<b>3,142,721,000</b>

## 2 財 産

行政財産・公用財産 昭和35年度法務省所管組織別国有財産現在額表 (1)

組織別	土 地		立 木 竹		建	
	坪 数 (坪)	価 額 (円)	本 立 方 米 数 束	価 格 (円)	建坪 坪 数	延坪 坪 数
法務本省	80,978	5,763,905,478	1,547 0 0	1,569,927 0 0	15,029.173 28,512.173	
検 察 庁	272,416	4,238,837,870	1,788 32 0	2,643,134 18,584 0	63,201.256 89,328.256	
法 務 局	201,613.3	1,895,206,794	1,265 5.34 0	1,419,523 16,369 0	46,901.43 57,435.57	
矯正管区	21,471	461,758,330	27 0 0	9,224 0 0	3,698.75 5,220.75	
拘 置 所	113,268	1,873,375,865	188 0 0	260,808 0 0	22,605.25 35,387.25	
刑 務 所	10,306,813.057	11,015,215,796	13,175 15,404 1,000	4,306,661 18,213,641 96,614	354,025.325 416,504.858	
少年刑務所	780,482	884,615,838	5,726 0 0	167,141 0 0	35,182.235 42,706.235	
少 年 院	1,563,898.655	1,789,315,351	4,041 989 35	2,359,005 2,592,541 10,710	84,037.126 96,135.129	
少年鑑別所	100,776.39	908,476,089	658 0 0	895,261 0 0	18,004.517 20,832.517	
委員会及び 保護観察所	19,792	393,475,264	110 1 0	79,822 16,254 0	4,879.32 6,899.32	
公安調査局	7,140	151,850,998	19 1 0	8,479 1,167 0	2,443.5 3,547.5	
入国者収容所 及び入国管理 事務所	49,149	325,976,548	171 0 0	52,293 0 0	8,038.25 11,710.25	
法務総合研究 所支所	546	6,180,720	8 0 0	2,175 0 0	73 143	
婦人補導院	20,881	44,844,867	739 0 0	375,745 0 0	2,378 2,798	
計	13,539,224.402	29,753,035,808	29,462 16,432.34 1,035	14,149,698 20,858,556 107,324	660,497.132 817,160.808	
普通財産	3,938.5	408,940,401	0 0 0	0 0 0	451.07 451.07	
総 計	13,543,162.902	30,161,976,279	29,462 16,432.34 1,035	14,149,698 20,858,556 107,324	660,948.202 817,611.878	



昭和35年度法務省所管組織国有財産現在額表(2)

物	工作物		船 舶		地 上 権 等		計
	価 格 (円)	価 格 (円)	隻 数	価 格 (円)	坪 数 (坪)	価 格 (円)	
1,201,953,586	257,252,866	0	0	124	278,969	7,224,960,826	
2,880,653,360	466,435,631	0	0	21	230,076	7,588,818,655	
1,427,791,590	128,743,234	0	0	0	0	3,453,177,510	
132,017,184	12,750,773	0	0	0	0	606,535,011	
758,393,915	182,084,575	0	0	0	0	2,814,115,163	
5,963,660,360	1,309,410,233	3	357,282	0	0	18,311,260,587	
422,236,534	102,308,237	1	2,722,497	0	0	1,412,050,247	
2,062,519,746	406,798,505	2	108,393	0	0	4,263,624,251	
592,905,145	88,042,365	0	0	0	0	1,590,318,860	
192,736,782	20,424,690	0	0	0	0	606,732,812	
89,592,466	12,400,993	0	0	0	0	253,854,103	
310,178,218	83,325,428	14	49,294,322	0	0	768,826,809	
2,307,198	651,201	0	0	0	0	9,141,294	
62,350,895	20,533,836	0	0	0	0	128,105,343	
16,099,296,979	3,091,082,567	20	52,482,494	145	509,045	49,031,522,471	
3,655,001	0	0	0	0	0	412,595,472	
16,102,951,980	3,091,082,567	20	52,482,494	145	509,045	49,444,117,943	

## 業務の実施状況

### 本省

- 1 内部部局 (57頁)
- 2 附属機関 (232頁)
- 3 地方支分部局 (264頁)



# 1 内部部局

## (1) 大臣官房

法務省設置法第3条, 第5条 法務省組織令第1条~第8条の4

### 秘書課

法務省組織令第1条, 第2条 法務省組織規程第2条

1 公文書の接受その他 公文書類の接受件数 7,701件, 同発送件数 34,270件, 法務専用電信取扱接受件数 170,118件, 同発送件数 123,159件, 保存のため引継を受けた記録 1,227冊, 同帳簿 174冊, 廃棄手続を終えた記録 1,828冊, 同帳簿 146冊

## 2 会同

年月日	件名	協議事項	備考
36. 2. 20	検事長会同	人事に関する事項等	
36. 3. 16 17	検事長・検事正会同	1 検察, 矯正及び保護の各機能の緊密化の問題を含め, 検察の刑事政策的運営を実効あらしめるため, 特に考慮すべき事項について 2 最近における暴力事犯の実情にかんがみ, 検察上特に考慮すべき事項について 3 治安情勢の見とおしと対策について	
36. 10. 4	検事長会同	1 法曹一元化の見地からする判事転官希望者の取扱について 2 検察庁職員の採用方策について 3 裁判官と検察官との相互理解を深める方途について	
36. 10. 5 6	検事長, 検事正会同	1 検察の面からみた刑事訴訟法の問題点とその改正の方向について 2 その他現下検察運営上考慮すべき事項について	
36. 12. 1	検事長会同	人事に関する事項等	



3 機構改革に基づく部局及び諸機関の改廃、新設等

- (1) 田川拘置支所新設（刑務所，少年刑務所及び拘置所組織規程の一部を改正する省令（昭和36. 4. 28 法務省令第17号））（矯正局の記述 125 頁参照）
- (2) 八王子拘置支所並びに都城拘置支所新設（刑務所，少年刑務所及び拘置所組織規程の一部を改正する省令（昭和36. 5. 30 法務省令第21号））（矯正局の記述 125 頁参照）
- (3) 国際連合研修協力部新設（法務総合研究所組織規程の一部を改正する省令（昭和36. 6. 5 法務省令第23号））（法務総合研究所の記述 232 頁参照）
- (4) 法務総合研究所仙台支所新設（法務総合研究所組織規程の一部を改正する省令（昭和36. 9. 20 法務省令第40号））
- (5) 福島拘置支所新設（刑務所，少年刑務所及び拘置所組織規程の一部を改正する省令（昭和36. 12. 26 法務省令第63号））（矯正局の記述 125 頁参照）

秘書課 広報連絡室

法務省組織令第1条，第2条 法務省組織規程第3条

1 広報事務 昭和36年中には下記の業務を行なった。(1) 法務大臣及び各局部課係官の談話の発表，(2) 特殊案件の新聞発表，(3) 新聞・放送記者との定期会見，(4) 内閣広報室における広報課長会議（政府刊行物普及協議会を兼ねる）12回，(5) NHKキャンペーン会議12回，(6) 映画会21回，(7) 刊行物（内訳は下表のとおり）

種別	題名	数量	種別	題名	数量
(イ)ポスター	憲法週間	10,000枚	(ロ)パンフレット	社会を明るくする運動	10,000部
	社会を明るくする運動	20,000枚		世界人権宣言	10,000部
	住民登録届出励行週間	20,000枚	(ハ)リーフレット	社会を明るくする運動	20,000枚
	法の日週間	30,000枚		人権週間	10,000枚
	人権週間	20,000枚	(ニ)映画	何かが欠けている（更正保護）	2巻

(8) 講演会等 (イ) 憲法週間 講演会（地方22カ所）(ロ) 「法の日」週間 記念式典（中央1回，地方2カ所），法律相談（中央9カ所，地方48カ所），法律討論会（地方2カ所），座談会（地方54回），出張講演（地方174回），アドバルーン掲揚（中央3日間）そのほかラジオ，テレビによる放送，新聞記事等多数。(9) ラジオ，テレビ放送 (イ) NHK番組放送（東京25回，地方167局359回），スポット・ステブレ放送（東京6回，地方13局21回），(ロ) 民間放送（除日本短波放送）放送回数不明であるが，NHKとはほぼ同数と推定する，(ハ) 日本短波放送「成人の日をむかえて」ほか15回，(10) 官報資料版「供託制度と債務者の救済」ほか19編，(11) フォト（グラフ「政府の

窓」改題）「神奈川少年院」ほか2編，(12) 世論調査 総理府世論調査室に依頼し下記の事項について実施した。(イ) 売春防止に関するもの（36年6月実施），(ロ) 暴力犯罪の防止に関するもの（同上），(ハ) 保安処分に関するもの（同上），(ニ) 法律扶助制度に関するもの（36年11月実施）。

2 渉外連絡事務 外務省，在日外国公館及び駐留軍との渉外連絡事務，日米安全保障条約に基づく行政協定による日米合同委員会裁判管轄権分科委員会に関する事務，渉外関係資料とくに法務省所管の法令の英文文及び法務省所管業務についての英文の解説資料等の作成を行なっている。その実施状況は下記のとおりである。

(1) 日米合同委員会裁判管轄権分科委員会（含出入国分科委員会）4回，(2) 国連技術援助連絡会議 1回，(3) 外国公館，駐留軍関係者その他の来朝者の法務省及びその所管各庁の見学・視察 34回，(4) 海外渡航手続取扱件数 53件（旅行目的，渡航者等下表のとおり）。

と き	旅 行 先	旅 行 の 目 的	渡 航 者 名
36. 1. 31~ 2. 24	ニュージーランド	国連アジア地域人権セミナーに出席するため	刑事局検事長 島 敦
36. 2. 15~ 6. 7	タイ他欧州各国	在外研究員として集団暴力取締法令に関する研究並びに国際会議出席のため	刑事局検事 高 橋 勝 好
36. 3. 5~ 3. 13	香港，マカオ	治安問題の視察及び連絡のため	公安調査庁総務部事務官 三ツ木 秋太郎
36. 3. 24~ 3. 29	沖 縄	検察事務視察のため	次長検事 長 部 謹 吾
〃	〃	〃	刑事局検事 敷 田 稔
36. 4. 1~ 8. 6	欧 米 各 国	在外研究員として会社，法人の公示制度の研究並びに国際会議出席のため	民事局検事 味 村 治
36. 6. 24~ 7. 10	フィリピン，タイ，インド，セイロン	矯正施設の視察のため	事務次官 馬 場 義 統
〃	〃	〃	矯正局長 大 沢 一 郎
〃	〃	〃	矯正審議会委員 正 木 亮
〃	〃	〃	府中刑務所長 西 栄



36. 7. 18~ 12. 19	オーストリア, ドイツ, 連合 王国, フラン ス	在外研究員として欧州各国の司 法制度等調査研究のため	調査部検事 貞 家 克 己
36. 8. 15~ 10. 2	英, 米, 仏, スイス, その 他	第8回国際刑法会議出席並びに 欧米の保安処分制度調査視察	東京高検検事 八 木 胖
36. 8. 1~ 8. 23	東南アジア各 国	治安事情視察のため	公安調査庁検事 竹 内 弘
36. 8. 8~ 37. 1. 31	米, フィリピン, 香港	外国の学術活動並びに関係諸施 設の視察	法務総合研究所検事 安 倍 治 夫
36. 8. 13~ 10. 23	米国, メキシ コ, カナダ	国連会議及び航空私法国際会議 に出席並びに会社, 手形, 供託 制度研究	民事局検事 水 田 耕 一
36. 10. 2~ 10. 8	香港, マカオ	治安事情視察及び連絡	公安調査庁事務官 石 田 三 郎
36. 11. 10~ 12. 25	欧州各国及び 香港	廃娼等の会議及び西欧の刑の量 定に関する研究	法務総合研究所検事 本 田 正 義
36. 11. 18~ 12. 6	連 合 王 国	英国治安当局と協議のため	公安調査庁長官 藤 井 五 一 郎
36. 11. 30~ 12. 7	香港, マカオ, 中華民国	治安事情の視察並びに連絡	公安調査庁事務官 工 藤 芳 四 郎
36. 12. 12~ 12. 15	香 港	アジア地域査証官会議に出席	入国管理局事務官 出 田 政 夫
36. 1. 16~ 4. 25	スイス, 連合 王国	1960年国連奨学生として受刑者 の社会的訓練に対する研究	小菅刑務所 長谷川 永
36. 4. 7~ 11. 8	ドイツ, オース トリア, ス イス	1960年国連奨学生として社会防 衛研究のため	法務総合研究所検事 石 川 芳 雄
36. 9. 29~ 37. 4. 11	米 国	36年度科学技術振興の長期留学 生として	中野刑務所技官 逸 見 武 光
36. 1. 12~ 1. 28	仏, 英, 伊, タイ, 香港	入国審査状況を視察するため	東京入管羽田出張所事務 官 岡 崎 熊 雄
36. 1. 16~ 1. 25	沖 縄	商法, 不正競争防止法等の講義 のため	民事局検事 吉 田 昂
36. 2. 1~ 2. 12	〃	検察事務官研修に講師として参 加するため	刑事局検事 安 田 道 雄
36. 1. 25~ 2. 20	香港, 東南ア ジア, 欧州各 国	出入国管理機構視察のため	入管局検事 白 田 彦 太 郎

36. 2. 10~ 2. 24	沖 縄	戸籍事務等実施指導のため	民事局検事 長 谷 川 信 蔵
〃	〃	〃	福岡法務局事務官 奥 島 猛
36. 3. 5~ 3. 25	シンガポール ほか6カ所	英国極東軍情報部と治安問題討 議及び視察のため	四国公安調査局事務官 太 田 政 明
〃	〃	〃	公安調査庁事務官 須 藤 博 忠
〃	〃	〃	近畿公安調査局事務官 野 沢 正 雄
〃	〃	〃	公安調査庁事務官 長 谷 部 泰 岩
36. 3. 13~ 3. 18	香 港	オランダ船「ロッテルダム」号 の乗客船員の上陸審査のため	名古屋入管入国審査官 横 井 進
〃	〃	〃	入国管理局入国審査官 山 本 今 朝 幸
36. 3. 7~ 3. 21	沖 縄	登記事務関係講義のため	民事局検事 川 島 一 郎
〃	〃	〃	民事局事務官 内 海 一
36. 3. 29~ 4. 3	香 港	英国船カカーア号の乗客, 船員 の上陸審査のため	下関入管国審査官 池 田 敏
36. 8. 8~ 37. 9. 8	米 国	ミシガン大学留学, 刑事訴訟手 続研究のため	東京地検検事 谷 川 輝
36. 9. 13~ 37. 7. 14	〃	フルブライト法によるミシガン 大学留学研究のため	東京高検検事 大 平 要
36. 9. 13~ 37. 6. 28	〃	フルブライト法によるシカゴ大 学留学のため	中野刑務所技官 能 美 陽 一
36. 9. 3~ 12. 25	米, 欧州各国	日米法学交流及び国連主催の専 門会議に出席のため	刑事局検事 長 島 敦
36. 9. 20	沖 縄	沖縄における出入国管理事務視 察のため	入国管理局検事 池 上 努
36. 9. 21	〃	〃	鹿児島入管事務所入国審 査官 小 島 桂 吾
36. 10. 25~ 36. 11. 8	〃	検察官研修講師として	刑事局検事 臼 井 滋 夫
36. 11. 15~ 36. 11. 29	〃	検察事務官研修講師として	法務総合研究所教官 木 村 喜 和



36.11.21~ 36.12.6	東南アジア	麻薬取締状況視察	横浜地検検事 村上尚文
36.12.12~ 36.12.15	香港	香港における出入国管理事務視察のため	大阪入管伊丹出張所長入 国審査官 金子剛

(5) 英文資料 下記の資料を作成した。

資料名	部数	備考
Civil Liberties Bureau of the Ministry of Justice, System of Civil Liberties Commissioners and Legal Aid in Japan	200部	

人事課

法務省組織令第1条,第3条,第4条 法務省組織規程第4条

1 定員関係 昭和36年6月2日法律第111号により法務省設置法の一部が改正されたことに伴い、法務省定員規則(昭和36年6月16日法務省令第24号)の制定により下表のとおり増員、定員化及び振替増減が行なわれた。

組織別	増員	定員化	振替増減	計
官房秘書課	-	10	-	10
官房経理部	-	2	-	2
官房司法法制調査部	-	19	-	19
刑事事務局	3	-	-	3
訟務局	-	2	-	2
入国管理局	-	68	-	68
法務総合研究所	19	-	-	19
監獄	-	59	-	59
少年院	14	70	-	84
少年鑑別所	10	30	-	40
入国者収容所	-	25	△ 148	△ 123
法務局及び地方法務局	10	401	-	411
保護観察所	100	-	-	100
入国管理事務所	-	32	101	133
地方検察庁	65	80	-	145
公安調査庁総務部	-	3	-	3
公安調査局及び地方公安調査局	33	21	-	54
計	254	822	△ 47	1,029

2 給与関係

(1) 昭和36年法律第176号をもって、一般職の職員の給与に関する法律等の一部が改正

され、同年10月1日から適用された。

(2) 昭和36年法律第179号をもって、検察官の俸給等に関する法律の一部が改正され、一般の政府職員の場合と同様、同年10月1日から適用された。

(3) 恩給・長期給付・災害補償関係

昭和36年恩給取扱件数

年	種別	普通恩給	一時恩給	扶助料	一時扶助料	増加恩給	傷病賜金	合計
昭和36		143	3	35	1	-	-	182

昭和36年公布恩給関係法律・政令・総理府令

年月日	番号	区分	件名
昭和36.6.16	139	法律	恩給法等の一部を改正する法律
◇ 36.6.16	196	政令	恩給給与規則の一部を改正する政令
◇ 36.6.16	198	政令	恩給法の一部を改正する法律附則第41条第1項の職員及び同法附則第42条第3項の俸給の額を定める政令
◇ 36.6.16	30	府令	恩給給与細則の一部を改正する総理府令

昭和36年長期給付取扱件数

年	種別	退職年金	減額退職年金	退職一時金	廃疾年金	廃疾一時金	遺族年金	遺族一時金	合計
昭和36		463件	3件	605件	7件	1件	67件	8件	1,154件

昭和36年公布長期給付関係法律・政令・大蔵省令

年月日	番号	区分	件名
昭和36.6.19	152	法律	国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律
◇ 36.6.19	201	政令	国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令
◇ 36.6.19	40	省令	国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令
◇ 36.11.1	181	法律	通算年金通則法
◇ 36.11.1	182	法律	通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律
◇ 36.11.1	70	省令	国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令
◇ 36.11.14	367	政令	国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令
◇ 36.11.30	389	政令	通算年金通則法の規定に基づく地方公務員の取扱いに関する政令



昭和36年災害補償取扱件数

種別 年別	種別					補装具の 支給福祉 施設	合 計
	療養補償	休業補償	障害補償	遺族補償	葬祭補償		
昭 和 36	534	11	27	3	3	3	581

3 任用関係取扱数

(昭和36年)

種 目	区 分	区 分										計
		本 省	検 察	法 務	矯 正	保 護	入 管	公 調	安 査	法 研	務 究	
採 用		83	50	-	57	14	1	121	1			327
昇 任		34	28	77	33	6	71	52	1			302
軽 任		120	1	4	3	-	20	9	16			173
任 官		59	-	-	5	-	-	31	3			98
配 置	換	180	723	289	205	75	168	189	6			1,835
併任及び併任解除		130	364	10	90	12	68	67	6			747
出 向		7	3	-	-	-	-	5	-			15
休職(復職, 更新を含む)		11	-	29	4	1	3	6	-			54
療養(復帰, 更新を含む)		3	4	6	7	-	7	-	-			27
退 職	辭 職	84	67	106	104	9	13	94	3			480
	死 亡	3	5	6	2	3	1	2	-			22
	定 年	-	19	-	-	-	-	-	-			19
	免 職	1	-	-	-	-	-	-	-			1
事務代理の命免		2	15	8	7	10	4	6	-			52
事務取扱の命免		2	469	6	-	2	6	4	-			489
外 国 出 張		5	-	1	4	-	5	12	1			28
そ の 他		98	20	4	187	35	43	291	-			678
合 計		822	1,768	546	708	167	410	889	37			5,347

(備考) 本表の外、公証人の任免50名、各種委員任免2,583名がある。

4 職員の表彰取扱件数

(昭和36年)

区 分	件 数
表彰規程第2条第3号による職員定期表彰者	138
〃 〃 臨時表彰者(死亡及び辞職)	16
〃 第2条第1号による表彰者	22
計	176
保護司法第13条による定期表彰者	50
〃 〃 臨時表彰者	1

更生緊急保護法第15条による定期表彰者	4
〃 〃 臨時表彰者	1
計	56
合 計	232

5 懲戒事件取扱件数(大臣の懲戒権に属するもの)

(昭和36年)

種 別	機 関		本 省 係		検 察 庁 係		法 務 局 係		矯 正 係		保 護 係		入 管 係	
	直 接 責 任	監 督 責 任	直 接 責 任	監 督 責 任	直 接 責 任	監 督 責 任	直 接 責 任	監 督 責 任	直 接 責 任	監 督 責 任	直 接 責 任	監 督 責 任	直 接 責 任	監 督 責 任
懲 戒 免 職	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
減 給	-	-	-	4	-	3	1	5	-	-	-	-	-	4
戒 告	-	-	3	16	1	2	-	25	-	-	-	-	-	-
小 訓	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
訓 告	-	-	-	17	-	5	-	242	-	-	-	-	-	19

公証人に対する懲戒 譴責2, 訓告1

6 職員の営利企業等への就職及び兼業について 昭和36年中における国家公務員法第104条関係の許可(又は承認)申請件数は148件である。

7 レクリエーション業務 (イ) 全国法務職員短歌, 俳句の会を実施, 全国職員から短歌985首, 俳句1,705句の応募があり, 2月下旬入選作37点を発表した。(ロ) 全国法務職員軟式卓球大会が9月16日, 17日の両日, 本省において, 全国9ブロックの男女代表選手54名が参加して行なわれた。(ハ) 全国法務職員作品(絵画, 書道, 写真)展示会が11月13日から5日間本省において開催された。出品総数は664点で審査の結果53点が入賞した。

検察官適格審査会

検察庁法(和昭22年4月16日法律第61号)

検察官適格審査会令(昭和23年9月16日政令第292号)

(昭和36年)

	旧 受	新 受	計
受 理 人 数	12	8	20
既 適 格	8	2	10
済 不 適 格	-	-	-
未 済	4	6	10



なお、本年は検察庁法第23条第2項第1号の規定に基づく定時審査の年に当たるため、全検察官に対し審査が行なわれた。

経 理 部

法務省設置法第3条第2項、第5条第2項 法務省組織令第1項第2条、第5条～第7条 法務省組織規程第6条の2

1 昭和37年度予算の編成

- 6月22日 各原局に対し「昭和37年度概算要求事項の概要の提出方」通達  
 6月27日 本館第2会議室において「各局予算担当者協議会」を開催、37年度予算編成方針等につき協議、意見の交換を行なう。  
 7月5日 各局提出の概算要求事項について部内審議を始め、7月7日終わる。  
 7月26日 省議において法務省所管明年度予算編成に関し協議される。  
 7月27日 赤羽新主計官に対し当省所管所掌事務概要を説明し、7月28日終わる。  
 7月31日 昭和37年度標準算について大蔵省から内示
- |               |              |
|---------------|--------------|
| 昭和37年度標準予算内示額 | 22,960,535千円 |
| 昭和36年度標準予算    | 19,439,970千円 |
| 対前年比較増加額      | 3,520,565千円  |
- この増加は人件費における昇給現資等当然増加分である。
- 8月2日 概算要求書案の部内審議を始める。8月18日終わる。  
 8月21日 省議において明年度概算要求組織別、事項別額及び増員要求に関し協議する。  
 8月28日 破防会館自民党本部において自民党政調会法務部会が開催され、37年度法務省及び裁判所所管の概算要求重点事項について審議され、同部会決定事項案作成される。  
 8月30日 「法務省所管昭和37年度概算要求書案」を回議し、ここに「昭和37年度概算要求額」決定する。  
 8月31日 昭和37年度概算要求書を大蔵省に提出
- |             |              |
|-------------|--------------|
| 昭和37年度概算要求額 | 49,859,677千円 |
| ┌ 新規要求額     | 26,899,142千円 |
| └ 標準予算額     | 22,960,535千円 |
| 増員要求        |              |
| ┌ 定員        | 3,335名       |
| └ 非常勤職員     | 48名          |
- 9月1日 大蔵省事務当局に対し概算要求の内容について説明を行なう。9月11日終わる。(営繕関係は10月24日に説明を行なう。)  
 9月22日 大蔵主計局長に対し事務次官から概算要求の重点事項の説明を行なう。  
 10月13日 参議院法務委員会に対し概算要求説明を行なう。  
 10月23日 大蔵省法規課に対し明年度予算要求関係法律案・政令案の説明を行なう。10月25日終わる。  
 12月8日 自民党総務会において「昭和37年度予算編成大綱」決定する。

- 12月15日 閣議に「昭和37年度予算編成方針」「予算編成スケジュール」(12月17・18日全閣僚と個別会談、19日大蔵原案決定、12月28日政府案決定)提出・決定。  
 12月18日 法務大臣が大蔵大臣と予算編成について個別会談される。  
 12月19日 閣議に「昭和37年度予算大蔵原案」提出される。閣議終了後自民党の総務会・政調会の合同部会に説明し、ただちに各省庁に対し第一次査定額の内示が行なわれた。午後4時40分当省にも大蔵省から内示額がしめされた。直ちにこの内示額に対し、復活要求を行なう。その後数次にわたり折衝を重ねた上12月29日をもって大蔵省との折衝を終わる。
- |                 |              |
|-----------------|--------------|
| 査定額             | 36,959,078千円 |
| 外に建設省所管計上額(営繕費) | 368,139千円    |
- 12月29日 臨時閣議が開かれ、「昭和37年度予算政府案大綱提出・決定」  
 12月30日 臨時閣議に報告され政府原案追認される。  
 1月6日 大蔵省から定員化等人当庁費不足10,009千円の増額内示が行なわれ、昭和37年度予算案決定する。
- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| 法務省所管昭和37年度歳出予算額   | 36,969,087千円 |
| 外に建設省所管計上分官庁営繕費    | 368,139千円    |
| 法務省主管「昭和37年度歳入予算額」 | 7,454,315千円  |
- 1月17日 新館6階大会議室において「各局予算担当者協議会」を開催し、37年度予算編成経過を反省し38年度予算概算要求の準備について協議する。  
 1月26日 「昭和37年度予算案」第40回通常国会に提出される。  
 3月3日 「昭和37年度予算案」衆議員本会議において可決、参議院に送付される。その間衆議院法務委員会、予算委員会分科会において説明を求められる。  
 3月31日 「昭和37年度予算案」午後10時25分参議院本会議において可決され、その成立を見た。その間参議院法務委員会、予算委員会分科委員会において説明を求められる。

2 昭和37年度予算の概要

当省所管昭和37年度予算額は(建設省所管計上分を含む) 37,337,226千円  
 昭和36年度予算額は 33,554,661千円  
 (補正後改訂予算額)は 34,194,246千円  
 対前年度比較増加額は 3,782,565千円  
 増加額の内訳を大別すると

1 人件費 2,943,862千円

昭和36年10月給与法改正によつて公務員給与ベースの改定に伴う所要経費並びに昇給原資及び法務局出張所職員等宿日直手当、検察事務官の俸給表切替適用のための職員俸給等が増額されたものである。なお、定員職員について324名の増員及び定員外常勤的職員105名の定員化に伴う所要人件費が含まれている。その内訳は次のとおり



である。

(1) 定員職員

- 法務局 100名 登記・台帳事件の増加に対処し、その処理の円滑、適正化を図るため。
- 検察庁 72名 (内副検事20名, 電工・機械工各1名) 交通事件処理機能の充実, 公判審理の迅速化を図るため。
- 少年院 30名 勤務過剰を緩和し, 補導力の強化を図るため。
- 少年鑑別所 10名 鑑別所業務の充実のため。
- 入国管理局 9名 羽田入国管理事務所の出入国審査業務の処理の適正化, 迅速化を図るため。
- 公安調査庁 103名 (調査官87名, 守衛16名) 破壊活動調査機能の充実を図るため。

(2) 定員外常勤的職員

- 法務本省 常勤職員 4名
- 法務局 賃金職員 96名
- 刑務所 非常勤職員 4名
- 公安調査庁 1名

2 一般事務費 740,771千円

事務量の増加等にスライドして増額されたもののほか、積算単価の是正及び事務能率器具等備品の整備又は矯正関係収容者の処遇改善等に伴う増額である。

3 営繕費 97,932千円

次に昭和37年度予算において新規に予算の計上をみた事項をあげると、次のとおりである。

- (1) 外国人登録法にもとづく在日外国人の登録証明書の大量切替を行なう年度に当たるので、これに要する経費が計上された。
- (2) 昭和37年7月に実施を予定されている参議院議員の選挙の公正を期するため、適正な検察を行なうための旅費・庁費が計上された。
- (3) 昭和37年5月東京において開催を予定されている「家族法における婦人の地位」に関するアジア地域セミナーを国際連合に協力して行なうための会議開催経費が計上された。
- (4) 「建物の区分所省に関する法律」の施行により、現行登記簿により区分所有に関する登記を移記する経費が計上された。

3 昭和36年度補正予算の編成

- 9月8日 閣議に「公務員の給与改定について人事院勧告を10月1日から実施」提出・決定。
- 9月12日 閣議に「昭和36年度補正予算案編成方針」提出・決定。
- 9月18日 午後2時給与補正額積算方式及び予算単価について大蔵省から内示をうけ、

直ちに計数作業に入る。なお編成方針に示された生活保護費引上げに伴い、更生保護委託費の復活要求を行なつたけれども昭和37年度予算に計上することとして保留された。

- 9月19日 閣議に「昭和36年度補正予算案は一部未決定のまま内定、26日閣議決定」提出・決定。
- 9月20日 当省所管昭和36年度歳出補正追加額 639,585千円  
これは給与改善経費であり、決定する。
- 9月26日 閣議に「昭和36年度補正予算案」提出・決定。
- 9月27日 「昭和36年度補正予算案」第39回臨時国会に提出される。
- 10月11日 「昭和36年度補正予算案」衆議院本会議において可決、直ちに参議院に送付される。
- 10月21日 「昭和36年度補正予算案」参議院本会議において可決・成立する。

4 昭和36年度予算の執行

(1) 決算の概要

昭和36年度当初成立予算	33,186,781,000円
予算補正増加額	639,585,000円
予算移替増加額(大蔵省所管から移替)	234,101,000円
前年度繰越額(明許繰越)	143,961,000円
予備費使用額	570,986,000円
計(歳出予算現額)	34,775,414,000円
これに対する支出済歳出額は	33,877,090,626円
である。歳出予算額現額に比べると	898,323,374円
の差額を生ずるが、この差額のうち	422,884,200円
が37年度へ繰越した額(施設費)で、差引残額の	475,439,174円

が全く不用となつた。不用額の主なものの内訳は次のとおりである。

- (イ) 刑務省収容費 163,801,163円 収容者が予定より少なかったため、収容者食糧費等を要しなかつた。
- (ロ) 法務本省 69,055,941円 欠員補充が予定どおり実施できなかつたこと並びに休職者及び公務災害が予定より少なかったため職員俸給、休職者給与、公務災害補償費等を要しなかつた。
- (ハ) 地方検察官署 62,797,996円 検事の欠員補充が予定どおりできなかつたため、人件費を要しなかつた。
- (ニ) 法務局 30,849,005円 欠員補充が予定どおりできなかつたため人件費を要しなかつた。
- (ホ) 公安調査庁 27,497,990円 欠員補充が予定どおりできなかつたため人件費



を要しなかつた。

(2) 予備費の使用

- (イ) 退官退職者の増加に伴う退官退職手当の不足を補うため必要な経費として  
322,556千円
- (ロ) 訟務事件増加に伴う訟務費の不足を補うため必要な経費として  
20,833千円
- (ハ) 加古川刑務所火災及び第二室戸台風災害による施設等の復旧に必要な経費として  
121,177千円
- (ニ) 登記事務の増加に伴う登記諸費の不足を補うため必要な経費として  
83,069千円
- (ホ) 検察事務の増加に伴う検察費の不足を補うため必要な経費として  
23,351千円

以上合計570,986千円の予備費を使用することになり、それぞれ所要の手續をとり承認を得た。

(3) 予算の移替

- (イ) 川崎入国者収容所の周囲はすべて工場に取り囲まれ、騒音とばい煙による被害が甚だしいので現庁舎建物及び敷地を隣接の川崎化成工業株式会社に売渡し、川崎化成工業株式会社をして庁舎及び宿舍建物を建築せしめ該当建物及び敷地を購入するにあたり  
186,272千円
  - (ロ) 盛岡市から盛岡地方検察庁公務員宿舍敷地に同市都市計画により電電公社岩手電気通信部を移転すべく要望があつたため、現宿舍建物及び敷地を盛岡市に売渡し、盛岡市をして宿舍建物を建築せしめ、当該建物及び敷地を購入するにあたり  
47,829千円
- 計 234,101千円

の庁舎等特別取得費を大蔵省所管から移替えたものである。

(4) 移流用の主なもの

- (イ) 「一般職の職員の給与に関する法律」の一部改正等に伴う必要経費として職員諸手当等件費に  
18,557千円
  - (ロ) 昭和36年10月26日大分少年鑑別所から福岡少年院へ送致決定の少年を護送途中大分市郊外において豪雨崖崩のため殉職した福岡少年院教官に償いゆつ金を支給するに必要として報償費に  
500千円
  - (ハ) 1962年5月東京で開催される予定の「家族法における婦人の地位に関する国連セミナー」会議用資料作成に必要な経費として庁費に  
12,631千円
- 等流用により処理されることになり、それぞれ所要の手續をとつた。

(5) その他

会計検査院が国会に報告した昭和35年度決算検査報告書には、法務省所管における、いわゆる不正不当の批難事項として一件が指摘報告された。

5 昭和36年度営繕工事実施大綱

- 1 法務総合研究所寄宿舍 14,999,000円
- 2 合同庁舎 前年度から引き続き 東京検察250,458,000円本年度完成、山口(検・観・公……本年度完成)51,152,000円、釧路(検・公……本年度完成)52,784,000円、札幌(高検・地検・法・委・観・公・入)101,568,000円、津(検・公)46,836,000円の各法務合同庁舎の新営工事と、新たに広島450,000円、岡山530,000円、青森549,000円、千葉680,000円の各地質調査及び村上(検・法……以下いづれも本年度完成)13,772,000、二戸(検・法)12,370,000円、八戸(検・法)21,884,000円、根室(検・法)16,600,000円、熱海(検・法)7,094,000円、佐野(検・法)6,220,000円、府中(検・法)6,892,000円の各法務合同庁舎の新営工事を実施した。
- 3 検察庁 和歌山(地質調査)443,000円、川崎12,802,000円、岩村田6,481,000円、六日市6,394,000円、西郷6,953,000円、大村6,276,000円、御船5,177,000円、会津若松12,848,000円、遠野5,722,000円、五所川原6,346,000円、滝川10,155,000円の各支部、横浜交通11,929,000円、鎌倉2,597,000円、下館2,856,000円、中津川2,811,000円、城端2,362,000円、黒坂2,333,000円、呼子2,767,000円、荒尾2,772,000円、指宿3,471,000円、出水2,638,000円、富岡2,768,000円、標津3,339,000円及び本山2,078,000円の各区検の新営工事を実施した。
- 4 法務局 前年度から引き続き 川崎4,976,000円本年度完成、新たに川越5,905,000円、倉吉7,552,000円、吉井6,256,000円、巖原6,265,000円、竹田6,187,000円、三角4,819,000円、湯沢6,724,000円、富岡6,000,000円及び中村6,275,000円の各支局、調布7,373,000円、葛飾6,834,000円、神奈川7,297,000円、草加2,016,000円、市川5,002,000円、笠間2,188,000円、間々田1,794,000円、豊科2,043,000円、枚岡3,661,000円、八尾3,094,000円、三田2,825,000円、十津川1,888,000円、湯浅2,273,000円、金屋2,013,000円、碧南2,828,000円、長井2,182,000円、掛斐川1,869,000円、羽島2,533,000円、中島1,967,000円、総社2,378,000円、由良1,889,000円、大東2,000,000円、西新町7,411,000円、諫早3,616,000円、牛深2,439,000円、阿久根2,638,000円、垂水7,125,000円、小林2,325,000円、志津川1,889,000円、石狩2,634,000円、紋別3,450,000円及び上湧別1,972,000円の各出張所の新営工事を実施した。
- 5 拘置所・刑務所 前年度から引き続き 大阪拘置所90,840,000円、前橋24,770,000円、宮城30,416,000円、山形52,290,000円、札幌20,335,000円、高松20,671,000円及び小倉18,316,000円の各刑務所、土手町32,374,000円、京町30,323,000円の両拘置支所の新営工事と、新たに岡崎7,345,000円、飯塚10,285,000円の各拘置支所の新営工事費が計上されたほか、各施設の跋行状態の是正と老朽施設の増改築並びに整備を実施した。
- 6 少年院 前年度から引き続き 和泉11,334,000円、京都医療31,202,000円(本年度完成)加古川12,377,000円、人吉農芸学院17,752,000円、北海26,129,000円、四国13,374,000円、交野女子学院5,413,000円、福岡(医療部)3,937,000円、盛岡(医



療部) 6,709,000円の各少年院と新たに青森少年院 21,892,000 円の新営工事と各施設の増改築並びに整備を実施した。

7 少年鑑別所 前年度から引き続き大阪少年鑑別所50,899,000円(本年度完成)の新営工事と、浦和ほか4庁の施設整備を実施した。

8 委員会及び観察所 前年度に引き続き九州地方更生保護委員会及び福岡保護観察所28,569,000円(本年度完成)と新たに金沢保護観察所10,751,000円の新営工事と浦和ほか5庁の施設整備を実施した。

9 公安調査庁 山梨5,087,000円, 愛媛4,328,000円, 両地方公安調査局の新営工事と公安調査庁ほか7庁の施設整備を実施した。

10 入国管理局 尾道2,419,000円, 小倉2,491,000円, 三角2,550,000円及び津久見2,491,000円の各港出張所の新営工事と大阪港出張所ほか2庁の施設整備を実施した。

11 その他 横浜刑務所ほか10庁12,753,000円の汽罐の新設と、松戸ほか8庁2,880,000円の各支所の浄化槽の新設工事を実施した。

12 庁舎特別取得費 川崎入国者収容所 186,272,000円, 盛岡地方検察庁公務員宿舍 47,829,000円の施設を取得した。

13 国庫債務負担行為 滋賀228,607,349円, 松江120,000,000円の各刑務所の施設を取得するため、国の債務となる契約を締結した。

6 昭和36年度法務省営繕費

区 分	昭和36年度予算額 (円)	昭和37年度予算額 (円)
法務総合研究所	○ 14,999,000 65,105,000	3,407,000
法務合同庁舎	○ 484,394,000 106,036,000	○ 311,821,000 386,072,000
検 察 庁	○ 11,929,000 112,646,000	140,824,000
法 務 局	○ 60,959,000 96,424,000	○ 15,926,000 99,189,000
委員会及び観察所	○ 39,320,000	14,486,000
公安調査庁	○ 9,415,000	○ 12,152,000
入国管理局	○ 11,121,000	○ 28,240,000 7,074,000
刑 務 所	353,554,000	454,737,000
少 年 院	150,119,000	176,217,000
少年鑑別所	50,899,000	12,177,000
小 新 営 (官署)	27,869,000	53,778,000
◇ (収容)	172,495,000	144,733,000
合 計	1,767,284,000	1,860,833,000

(注) ○印は建設省実施分

司法法制調査部

法務省設置法第3条, 第5条 法務省組織令第1条, 第8条, 第8条の2, 第8条の3 法務省組織規程第9条

司法法制課

法務省組織令第8条

1 司法制度等に関する法令案の作成

(1) 司法制度に関する法令案及び他の部局の所管に属しない法令案についての立案事務をつかさどっている(昭和34年版法務年鑑73頁参照)。

本年中に立案した法律案中法律として公布されたものは、次のとおりである。

第38回国会において成立したもの

(イ) 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律(昭和36. 3. 18法律第1号)。(市町村の配置分合等により、簡易裁判所の名称及び管轄区域を変更する等のもの)

(ロ) 裁判所職員定員法の一部を改正する法律(昭和36. 3. 31法律第19号)。(第一審における訴訟の適正迅速な処理を図る等のため、下級裁判所の裁判官の員数中判事の員数を28人、裁判官以外の裁判所の職員の員数を294人それぞれ増加するもの)

(ハ) 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律(昭和36. 5. 22法律第90号)。(民事訴訟及び刑事訴訟の証人等の日当の最高額を300円とし、執行吏の取り扱う執行事件の証人及び鑑定人の日当の最高額をそれぞれ200円及び350円とするもの)

(ニ) 法務省設置法の一部を改正する法律(昭和36. 6. 5法律第114号)。(国際連合と日本国との間に締結される、犯罪の防止及び犯罪者の処遇並びに少年非行の防止及び非行少年の処遇の分野に関し、研修、研究及び調査を行なうことを目的とする研修所を日本国に設置することに関する条約に基づき、国際連合に協力して行なう研修、研究及び調査を法務省の附属機関である法務総合研究所に行なわせるとともに、東京入国管理事務所羽田空港出張所を廃止して、新たに羽田入国管理事務所を置くもの)

第39回国会において成立したもの

(イ) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律(昭和36. 11. 1法律第178号)。(一般の政府職員の給与改定に伴い裁判官の給与を改定するもの)

(ロ) 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律(昭和36. 11. 1法律第179号)。(一般の政府職員の給与改定に伴い検察官の給与を改定するもの)

本年中に立案した政令案中政令として公布されたものは次のとおりである。

(イ) 執行吏国庫補助基準額令の一部を改正する政令(昭和36. 2. 20政令第20号)

(ロ) 最高検察庁の位置並びに最高検察庁以外の検察庁の名称及び位置を定める政令等の一部を改正する政令(昭和36. 3. 18政令第31号)

(2) 上述(1)のほかに従来からの懸案である裁判所の制度(第一審の充実、簡易裁判所制度、上訴制度等)、執行吏制度、裁判官任用制度、判事補制度の改善等については、いずれも司法制度上の重要問題であり、引き続き調査研究を重ねている。これら諸問題



の詳細については、昭和32年版及び昭和33年版の法務年鑑を参照されたい。

## 2 司法制度及び法務に関する調査研究

- (1) 調査研究 司法制度及び法務に関する事項について、学者その他の権威者に対し、調査を委嘱し、又は自ら調査するもので、本年中に調査研究を委嘱した事項中主要のものは、次のとおりである。(イ) イギリス刑事裁判法、(ロ) ドイツ裁判官制度、(ハ) ドイツ国憲法(次年へ継続)、(ニ) ドイツ連邦共和国行政裁判所法、(ホ) 1944年スペイン刑法典、(ヘ) 各国における裁判官任命の方式について、(ト) ドイツにおける執行吏制度について、(チ) 人格保護と出版の自由(前年から継続のもので、完了した.)。
- (2) 翻訳 司法制度及び法務に関する米・英・独・仏その他の外国語資料につき翻訳を部外の専門家に委嘱するもので、本年中に翻訳を委嘱した主要なものは、次のとおりである。

(イ) フランスにおける成人犯の判決猶予 (Henriette Poupet: La probation des délinquants adultes en France) (前年からの継続のもので、完了した.)、(ロ) 重罪法院の思い出 (André Gide: Souvenirs de la Cour d'Assises) (前年から継続のもので、完了した.)、(ハ) 米国対オレゴン州医師会ほか事件 (United States v. Oregon State Medical Society et al.), (ニ) 拷問 (Alec Mellor: La Torture), (ホ) 死刑随想 (Arval Morris: Thoughts on Capital Punishment), (ヘ) 常習犯人 (Norval Morris: The Habitual Criminal) (前年から継続のもので、完了した.)、(ト) 刑事統計から見たプロベクション (Nicholas S. Timasheff: Probation in the Light of Criminal Statistics), (チ) 行刑における精神病質人および精神的低格者の処遇 (Paul Würfler: Die Behandlung der Psychopathen und geistig Minderwertigen im Vollzug), (リ) 調査手続における犯人人格の究明 (Gustav Nass: Erforschung der Täterpersönlichkeit im Ermittlungsverfahren), (ス) プロベクションの百年 (1841年~1941年) (Nicholas S. Timasheff: One hundred Years of Probation, 1841~1941), (ル) 基本権論 (基本権の理論および実際) (Neumann-Nipperdey-Scheuner: Die Grundrechte, Handbuch der Theorie und Praxis der Grundrechte), (カ) ドイツ刑法改正資料 (Materialien zur Strafrechtsreform), (ケ) プロベクションの成果 (L. Radzinowicz: The Results of Probation), (コ) 我等弁護士 (Albert Brunois: Nous, les avocats), (ク) ピーター・マニユエルの公判—あまりに饒舌だった男 (John Gray Wilson: The Trial of Peter Manuel, The Man who Talked too much).

## 3 法令及び判例の収集及び整備並びに法令集等の編さん及び刊行 (業務内容については昭和33年版法務年鑑79頁参照)

### (1) 法令の収集及び整備

- (イ) 法令整備カード(基礎カード)の作成 昭和36年中に整備した法令件数は、制定、改正、廃止、失効等10,114件である。
- (ロ) 検察庁等配布用法令整備カードの作成配布 昭和36年中においては、次のとお

り第21回及び第22回の追録カード合計 205,422 枚を印刷配布した。

昭和36年中における追録カード発行状況

追録発行回数	第 21 回	第 22 回	会 計
1回の作成枚数	109,210	96,212	205,422

### (2) 法令集の編さん及び刊行

- (イ) 「現行日本法規」の編さん 昭和25年9月に17編21巻21,741頁、索引600頁の全巻を作成し、その後加除式によつて引き続き法令の制定、改廃に伴い追録を編さん印刷配布してきたが、昭和36年末現在台本は、18編43巻50冊64,326頁、索引1巻1,742頁となつている。昭和36年中において発行した追録は88冊27,782頁(1冊平均315頁)である。
- (ロ) 「国会法律集」の印刷及び配布 昭和36年中に管下各庁に印刷配布した「国会法律集」は、次のとおりである。

書 名	刊行年月	頁 数	型 体	備 考
第37回国会法律集	昭和36.8	160	B 6	活 版
第38回国会法律集	昭和36.8	636	B 5	活 版

### (3) 判例の収集及び整備並びに判例集等の編さん及び刊行

- (イ) 判決・決定の収集及び整備 最高裁判所及び高等裁判所の民事事件及び刑事事件の判決・決定(最高裁判所についてはそのすべて、高等裁判所については重要なもの)を収集して、これを分類整理している。

昭和36年中における収集、整備件数

書 名	民 事	刑 事	合 計
最高裁判所	381	237	618
高等裁判所	36	153	189

- (ロ) 判例要旨カードの印刷及び配布 最高裁判所及び高等裁判所の民事事件及び刑事事件の判例につき、裁判要旨、適用条文等を記入した判例要旨カードを印刷して、整備用キャビネットとともに、本省各部局、検察庁等に配布する事務であるが、昭和36年中約100万枚を印刷配布した。
- (ハ) 判例集の印刷及び配布 最高裁判所判例集のほか、各種の判例集を昭和36年中次のとおり印刷し、管下各庁に配布した。

昭和36年中における判例集印刷状況

書 名	発 行 卷 別	発行冊数	印刷部数
最高裁判所判例集	14巻11号~14号、索引 15巻1号~7号	12	34,320



高等裁判所判例集	13巻8号～16号, 索引 14巻1号～5号	9	25,740
下級裁判所刑事裁判例集	1巻索引 2巻2号～10号	6	5,370
裁判例要旨集	民事訴訟法9巻	1	59

4 戦争犯罪に関する資料の調査及び収集 この事業は、第二次世界大戦後に日本人に対して行なわれた戦争裁判に関する資料を収集、整備して後世のため保有することを目的とし、昭和30年以来引き続き当省において行なってきたものであつて、詳細は昭和33年版法務年鑑81頁において説明したとおりである。昭和36年中に実施したおもなものは、次のとおりである。

- (1) 関係国からの記録取り寄せ 昭和30年中関係国に対し戦争裁判記録の譲渡方を交渉したこと、及び昭和34年にいたり改めてこの交渉を行なうこととし、外務省を通じアメリカ合衆国、連合王国、オーストラリア連邦、オランダ王国、フィリピン共和国、フランス、中華民国の各国に対し記録譲渡の申入れを行なつたことについては、昭和33年版及び昭和34年版の法務年鑑中に詳述したとおりであるが、昭和36年に入ってようやくフランス国政府から判決及び起訴状の写しの引渡しを受けることができた。なお、他の関係国に対して引き続き交渉中である。
- (2) 国内における資料の収集 昭和36年中、国内において下記のとおり資料を収集し、また、面接調査を行なつた。(イ) 裁判記録及び関係資料の収集、(A級関係) 弁護士から英文・和文の書証等67,856枚、(B C級関係) 戦犯受刑者等31引名から起訴状・判決等4,805枚、(ロ) 借用資料の複写519枚、(ハ) 図書の購入、その他資料の作成38冊、(ニ) 面接調査の実施

区分	出張地	弁護士	受刑者	計
A級関係	東京	8人	-人	8人
B C級関係	関東地方(東京, 千葉)	9	9	18
	近畿地方(大阪, 和歌山, 滋賀)	8	21	29
	中国地方(広島, 鳥取)	-	7	7
	九州地方(福岡, 佐賀)	-	5	5
	計	17	42	59
合計		25	42	67

- (3) 資料の整備 昭和36年までに整理した結果を見ると、A級裁判記録は99%を収集整理し、B C級裁判記録は総件数2,209件のうちほぼ完全に収集したものの約5%、その他不完全ながら相当数の資料を収集したものの約55%の成果をあげている。内

訳を示せば次のとおりである。

(イ) A級関係資料の収集・整備状況

- a 公判速記録 英文・和文とも完全に収集済み  
b 書証等

区分		各被告人に共通のもの				被告人別のもの		計	
		収集した通数		未収集通数		収集した通数	未収集通数	収集した通数	未収集通数
		検察官側のもの	弁護人側のもの	検察官側のもの	弁護人側のもの				
採用された証拠書類等 (全部で3,915通あるべきもの)	和文	2,225	881	41	41	712	15	3,818	97
	英文	2,238	882	33	28	722	12	3,842	73
採用されにかつた証拠書類等 (全部で2,500通あるべきもの)	和文	257	1,233	49	294	599	68	2,089	411
	英文	232	1,525	71	21	622	29	2,379	121

(ロ) B C級関係資料の収集・整備状況

整理区分	国別	アメリカ	連合王国	オーストラリア	オランダ	フィリピン	フランス	中華民国	計	起訴総件数及び人員に対する比率%	
											起訴総件数
		458	310	289	452	68	41	607	2,225		
		1,373	904	926	1,025	151	183	854	5,416		
1 (完全収集済み)	起訴状, 書証, 論告, 弁論, 判決, 公判記録	件数	6	36	55	-	6	-	-	103	4.6
		人員	22	140	345	-	15	-	-	522	9.7
2 1の欄中の公判記録の一部又は大部分を欠くもの		件数	18	28	17	165	2	-	-	230	10.4
		人員	76	82	81	448	4	-	-	691	12.7
3 1の欄中の公判記録を欠くもの		件数	83	32	12	156	11	-	-	294	13.2
		人員	465	115	72	286	42	-	-	980	18.1
4 1の欄中の起訴状書証等のみを収集したもの		件数	290	73	121	77	41	39	58	699	31.4
		人員	721	254	252	207	86	181	167	1,868	34.5
5 全部未収集		件数	61	141	84	54	8	2	549	899	40.4
		人員	89	313	176	84	4	2	687	1,355	25.0

- 5 続司法沿革誌の編さん 当部においては、すでに刊行された「司法沿革誌」(明治元年正月から昭和14年3月31日までの分)の続編の編さんを計画し、昭和34年4月からそ



の作業を開始したことは、昭和34年版法務年鑑79頁に述べたとおりであるが、昭和36年中においては、昭和14年4月1日から同19年12月末日までの分の第三次案及び昭和22年1月から同24年12月末日までの分の第一次案を作成し、当省及び最高裁判所の各関係部局に配布し、検討を依頼した。

**調査統計課**

法務省組織令第8条の2

**1 司法制度及び法務に関する資料の収集、整備、編さん及び行**

(1) 収集、整備 後出法務図書館（国立国会図書館支部法務図書館）の項（80頁）

参照

(2) 編さん、刊行 昭和36年中においては、次の諸資料を編さん、印刷し、主として部内各機関に配布した。

書名	刊号	標 題	刊行刊月	頁数	型体	備考
法務資料	372	新社会防衛論	昭和36.7	178	A 5	活版
	375	ドイツ刊法改正資料 第二卷[1](中)	〳 5	328	〳	〳
	379	ドイツ連邦共和国行政裁判所法	〳 12	80	〳	〳
法務年鑑		法務年鑑（昭和35年）	〳 12	383	〳	〳
		少年非行の解明（補訂版）	〳 7	442	B 5	〳

**2 国立国会図書館支部法務図書館に関する事項（後出80頁参照）**

**3 法務に関する統計の整備、改善及び企画**

(1) 登記統計 登記統計調査のうち、これまで報告表により行なってきた会社登記の調査を調査票により行なうこととした（昭和35年法務省司調（調）甲第660号通達による。）ことに伴い、登記統計年表報告書及び登録税額等報告表の各様式に所要の改正を行なった（昭和36年法務省司調（調）甲第620号通達及び昭和36年法務省司調（調）甲第666号通達による。）。

(2) 行刑統計 従来の行刑統計月表による調査では、月間における収容者の入出所人員の調査のほか、月末現在収容中の受刑者について、その罪名、年齢、刑名・刑期、犯数等の調査を行なっていたが、統計事務簡素化等のため、これらの調査を年末現在員についてのみ行なうこととし、右月表の様式について所要の改正を行なった（昭和36年法務省司調（調）甲第683号訓令による。）。

**4 統計資料の編さん及び刊行** 統計書の編さんの方式は、前年のそれと大差はないが、おもな改正点は次のとおりである。

(1) 法務統計月報 会社の登記に基づいて行なう会社の設立、増資、解散、減資等による「会社資本の変動に関する調査」を昭和36年から四期報として掲載することとなった。なお昭和35年版法務年鑑78頁参照。

(2) 検察統計年報（昭和35年） 最近における道路交通事件の増加に伴い、この対策の資料として刑事局が臨時に調査を行ない、作成した「業務上過失致死被疑事件に関

する調査（昭和35年）」及び「道路交通法令違反被疑事件に関する調査（昭和35年）」を附録として掲載した。これは、これら事件の受理、既済及び未済の状況を地検本庁、同支部、区検の別に示したものである。

(3) 昭和36年中に刊行した統計書は、次のとおりである。

書 名	巻 号	収録期間	刊行年月	頁 数	型体	年刊・月刊別
法務統計月報	第131～142号	昭和35.11～36.10	昭和36.1～12	平均117頁 図表	B 5 版	月刊
昭和35年法務統計 第62行刊統計年報		昭和35年	〳 36. 6	153頁	〳	年刊
昭和35年少年矯正統計年報		〳	〳 36.11	296頁、図表	〳	〳
第74登記統計年報		〳	〳 36.11	83頁、図表	〳	〳
第86検察統計年報		〳	〳 36.12	153頁、図表	〳	〳
		〳	〳 36.12	452頁、図表	〳	〳



# 法務図書館 (国立国会図書館支部法務図書館)

(組織上は、司法法制調査部調査統計課の中の一部をなしているが、便宜上その記述を一括する。)

法務省組織令第8条の2第2号 国立国会図書館法(昭和23年2月9日法律第5号)第3条、第17条~第20条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和24年5月24日法律第101号) 国立国会図書館組織規程(昭和34年6月1日制定)第25条

沿革 (昭和34年版法務年鑑83頁参照)

## 1 図書資料の収集

(1) 図書資料数 昭和36年12月末日現在における収蔵図書資料の累計は、245,283冊であつて、前年同日(243,454冊)に比し、1,829冊(内和書1,516冊、洋書313冊)増加した。この累計内訳は次のとおりである。

図書資料数 昭和36年12月末日現在(製本した雑誌を含む)

和 漢 書		洋 書	
分 類 別	冊 数	分 類 別	冊 数
0 総 記	9,367	0 総 記	1,302
1 精 神 科 学	3,451	1 哲 学	1,404
2 歴 史 科 学	4,690	2 宗 教	82
3 社 会 科 学	141,944	3 社 会 科 学	73,379
4 自 然 科 学	1,140	4 語 学	301
5 工 芸 学	1,231	5 自 然 科 学	112
6 産 業	2,612	6 有 用 技 術	193
7 美 術	294	7 美 術	12
8 語 学	882	8 文 学	143
9 文 学	2,422	9 歴 史	322
計	168,033	計	77,250
合 計	245,283冊		

(2) 昭和36年中受入れた資料の種別ならびに受入れの態様別各冊数は次のとおりである。

## 図書資料受入数 (昭和36年分と昭和35年分及び昭和34年分との比較)

資料別	和洋別 受入別 年別	和漢図書資料			欧文図書資料				合 計
		購入	受贈	計	購入	受贈	国際 交換	計	
図 書	36年	678	808	1,486	292	61	40	393	1,879冊
	35年	873	905	1,778	397	226	41	664	2,442冊
	34年	933	1,259	2,192	437	66	78	581	2,773冊
雑 誌 (定期刊行物)	36年	587	833	1,420	235	21	115	371	1,791種
	35年	556	599	1,155	195	20	79	294	1,449種
	34年	648	733	1,381	236	16	82	334	1,715種

(3) 法務省及び管下各庁に対する庁用図書資料の配布状況は次のとおりである。

## 庁用図書資料配布冊数 (昭和36年1月~12月)

種別	庁別	検察庁	法務局	矯正	保護	入管	外局	本省	計
		関係	関係	関係	関係	関係			
図 書	(購入分)	33	18	8	7	70	-	65	-
	種別 冊数	77,763	7,555	1,067	951	677	-	2,560	90,582
逐次刊行物(種別)		14	11	2	2	2	-	88	-
雑 誌	(受贈分)	12	11	8	1	-	9	18	-
	種別 冊数	463	242	78	114	-	94	2,325	3,316

(注) 受贈分逐次刊行物は、主として裁判所刊行の資料であつて、前年(3,596冊)に比し、280冊の減となっている。

## 2 図書資料の整理

### 図書資料整理冊数 (昭和36年1月~12月)

和 漢 図 書 資 料			欧 文 図 書 資 料		
分 類 別	図 書	定 期 刊 行 物	分 類 別	図 書	定 期 刊 行 物
0 総 記	77	429	0 総 記	5	140
1 精 神 科 学	16	25	1 哲 学	1	-
2 歴 史 科 学	70	11	2 宗 教	-	-
3 社 会 科 学	1,291	2,706	3 社 会 科 学	303	1,013
4 自 然 科 学	22	8	4 語 学	-	-
5 工 芸 学	1	-	5 自 然 科 学	1	-
6 産 業	29	-	6 有 用 技 術	-	-
7 美 術	1	-	7 美 術	-	-
8 語 学	5	-	8 文 学	-	-
9 文 学	4	11	9 歴 史	3	-
計	1,516	3,190	計	313	1,153
合 計	図 書 1,829冊 定期刊行物 4,343冊				



3 管理業務

(1) 図書資料の利用（閲覧及び貸出）の状況は次のとおりである。

図書資料の閲覧及び館外貸出数（昭和36年分と昭和35年分及び昭和34年分との比較）

年 別	区 分	和 漢 図 書 資 料				欧 文 図 書 資 料			
		館内閲覧		館外貸出		館内閲覧		館外貸出	
		人員	図書数	人員	図書数	人員	図書数	人員	図書数
総 数 (1月~12月)	36年	8,969	13,726	2,278	5,478	661	1,490	425	938
	35年	10,626	14,807	2,549	6,654	711	1,824	504	1,098
	34年	10,877	16,423	2,686	7,375	743	1,825	509	1,071
1 か 月 平 均	36年	815	1,249	207	498	60	135	39	85
	35年	886	1,234	212	555	59	152	42	92
	34年	906	1,369	224	615	62	152	42	89
1 日 平 均	36年	34	52	9	21	3	6	2	4
	35年	35	49	5	22	2	6	2	4
	34年	36	55	9	25	2	6	2	4

(注) 館内改装工事のため1ヵ月及び蔵書の点検のため1週間それぞれ休館（閲覧及び貸出等の業務停止）したので、1ヵ月平均は11で除し、1日平均は264で除した。また、館外貸出には支部図書館の相互貸借による冊数を含んでいない。

(2) 利用者の種別（百分比）

年 別	区 分	法務省職員	裁判所職員	弁護士その他
昭 和 36 年		75.0 %	12.0 %	13.0 %
〃 35 年		67.0	20.0	13.0
〃 34 年		68.1	21.0	10.9

(3) 蔵書の点検（基本カードと蔵書とを照合する作業） 本年6月中には、特に必要があつて洋書のH部門について行ない、11月6日から11月11日までは、前年同様部内の応援を得て和書のB部門以外のほとんどについて行ない、11月17日から12月20日までは、改装のための長期休館を利用して当館の職員だけで、和書のXB部門及び洋書について行なつた。その結果は次のとおりである。

部 門	区 分	基本カードによる総数	供用することができる図書数	供用できない図書数
和書 (B, H, XB, Y及びZ以外の部門)		39,794	37,607	2,187
和書 (XB部門)		7,401	6,791	610
洋書 (H, Y及びZ部門を除く)		35,816	35,052	764
洋書 (H部門)		781	779	2

なお、前年以来点検していない部門は、和書のH, Y及びZ部門並びに洋書のY及びZ部門のみである。（注記一翌昭和37年3月中にこの部分についても実施した）

4 考査業務

- (1) 図書資料に関する問合せに対する調査回答数は、1,322件（昭和35年1,390件同34年1,379件）  
 (2) 刊行物

書 名	刊 号	収録期間	刊 行 月	頁 数	規 格	備 考
法務図書館 図書月報	第11巻第3号	昭和 35.7~35.10	昭36.2	73	B5	活版
〃	第11巻第4号,第12 巻第1号合併号	〃 35.11~36.6	〃36.10	110	〃	〃
法務図書館 要覧	昭和35年版	〃 35.1~35.12	〃36.9	4	A5	〃

5 国立国会図書館中央館等との連絡業務

かねて新築中であつた中央館の新庁舎が落成し、11月1日に開館の運びとなつたが、移転のため長期にわたり休館した事情などもあつて支部図書館との連絡も特筆すべきことはなかつた。ただ、支部図書館制度、ことに所属省庁における各支部図書館の組織上の地位を明確にすべきであるという問題が、ようやく表面化してきた。

- (1) 行政・司法支部図書館連絡協議会  
 第67回（2月）から第71回（11月）まで、5回開催された。  
 (2) 相互貸借

年 次	貸 出 冊 数	全貸出冊数中の割合	借 受 冊 数
昭 和 36 年	265	3.9 %	67
35 年	493	5.9	84
34 年	521	6.0	108

- (3) 業務月報による報告（国立国会図書館法第17条第3号）  
 (4) 納本関係 24種、456冊。前年に比し4種増加、65冊減少。納本趣旨の周知につとめた結果、タイトル数は、若干ふえたが、予算縮減の結果冊数は漸減する傾向になつた。



(2) 民事局

法務省設置法第3条、第6条 法務省組織令第9条~第15条  
法務省組織規程第7条

昭和36年中の主なものは、次のとおりである。

1 法令立案関係 当局主管又は他省庁からの合議・法令案の主なものは次のとおり

法令案名	主管省	備考
1 割賦販売法	通商産業省	
2 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律	法務省	司法法制調査部
3 中小企業金融公庫法の一部を改正する法律	中小企業庁	
4 公共施設の整備に関連する市街地の改造に関する法律	建設省	
5 農業基本法	農林省	
6 北海道東北開発公庫法の一部を改正する法律	北海道庁	
7 雇用促進事業団法	労働省	
8 漁業生産調整組合法	水産庁	
9 魚価安定基金法	〃	
10 国民年金法の一部を改正する法律	厚生省	
11 企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法の一部を改正する法律	大蔵省	
12 新技術開発事業団法	科学技術庁	
13 農業協同組合法の一部を改正する法律	農林省	
14 愛知用水公団法の一部を改正する法律	〃	
15 原子力損害の賠償に関する法律	総理府	
16 原子力損害賠償補償契約に関する法律	〃	
17 年金福祉事業団法	厚生省	
18 農業信用基金協会法	農林省	
19 防災建築街区造成法	建設省	
20 児童扶養手当法	厚生省	
21 海外経済協力基金登記令	経済企画庁	
22 畜産物の価格安定等に関する法律	農林省	
23 輸出入取引法の一部を改正する法律	通商産業省	
24 臨時石炭鉱害復旧法の一部を改正する法律	〃	
25 日本住宅公団法施行令の一部を改正する政令	建設省	
26 農林中央金庫法の一部を改正する法律	農林省	
27 外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約の締結について承認を求めるの件	外務省	
28 公共用地の取得に関する特別措置法	建設省	
29 北海道東北開発公庫登記令の一部を改正する政令	北海道庁	

法令案名	主管省	備考
30 商工会の組織等に関する法律の一部を改正する法律	中小企業庁	
31 罹災都市借地借家臨時処理法に規定する鑑定委員の旅費、日当及び止宿料に関する政令の一部を改正する政令	法務省	民事局
32 国内旅客船公団登記令の一部を改正する政令	運輸省	
33 家畜商法の一部を改正する法律	農林省	
34 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律	農林省	
35 地方自治法の一部を改正する法律	自治省	
36 沿岸漁業等振興法	水産庁	
37 地方税法施行令の一部を改正する政令	自治省	
38 租税特別措置法施行令	大蔵省	
39 漁業登録令の一部を改正する政令	水産庁	
40 水資源開発公団法	経済企画庁	
41 農業保険事業団法	農林省	
42 農業災害補償法の一部を改正する法律	〃	
43 石炭鉱山保安臨時措置法	通商産業省	
44 新技術開発事業団登記令	科学技術庁	
45 森林開発公団登記令の一部を改正する政令	農林省	
46 地方議会議員互助会登記令	自治省	
47 雇用促進事業団登記令	労働省	
48 雇用促進事業団法施行令	〃	
49 防災建築街区造成組合法登記令	建設省	
50 罹災都市借地借家臨時処理法第25条の2の災害及び同条の規定を適用する地区を定める政令	建設省	
51 理化学研究所法施行令等の一部を改正する政令	科学技術庁	
52 商工会登記令の一部を改正する政令	通商産業省	
53 公証手数料規則の一部を改正する政令	法務省	民事局
54 漁業生産調整組合法登記令	農林省	
55 魚価安定基金登記令	〃	
56 愛知用水公団登記令の一部を改正する政令	〃	
57 農地法の一部を改正する法律	〃	
58 登記手数料令の一部を改正する政令	法務省	民事局
59 農業信用基金協会登記令	農林省	
60 北方協会登記令	総理府	
61 年金福祉事業団登記令	厚生省	
62 畜産振興事業団登記令	農林省	



2 会 同 (本省において)

年 月 日	件 名	協 議 事 項	備 考
36.3.9~10	法務局・地方法務局戸籍課長会同	1 旧法戸籍の改製及び滅失のおそれある戸籍の再製事務について 2 市町村戸籍事務担当職員に対する研修について 3 帰化事件の処理について	
36.5.17~19	法務局長・地方法務局長会同	法務局及び地方法務局の事務運営について	
36.5.20	法務局長事務打合会		
36.10.4~5	法務局民事行政部長事務打合会	同 上	
36.11.15~16	法務局長事務打合会	法務局の運営について	

3 研修関係 法務総合研究所の記述 232頁参照

4 優良戸籍吏員等の表彰 10月4日から3日間東京都千代田区公会堂において全国連合戸籍事務協議会第14回総会が開催され、第1日目総会に先だち法務大臣表彰及び感謝状の授与が行なわれた。

大臣表彰 162名 (戸籍事務永年勤続者149名、戸籍住民登録事務関係で特に功績のあつた事務吏員13名)

感謝状授与 146名 (戸籍及び住民登録事務に理解が深く、今次旧法戸籍の改製事務の成果が良好な市町村の長)

5 外国出張 秘書課の記述59頁参照。

第一課 法務省組織令第10条 法務省組織 第7条

1 公証に関する事項 昭和36年末の公証人の数は322名 (前年より5名増) である。公証人のおかれていない地には、その管轄法務局、地方法務局またはその支局に勤務する法務事務室に公証人の職務を行なわせることになっており (公証人法第8条)、昭和36年末現在その数は29支局である。昭和36年中に行なつた主な事項は、公証人手数料規則の一部を改正する政令 (昭和36年7月28日政令第270号)、公証人定員規則の一部を改正する省令 (昭和36年12月19日法務省令第60号) の施行等である。

2 民事行政審議会、公証人審査会及び土地家屋調査士試験委員に関する事項 (260頁、263頁参照)

3 法務局及び地方法務局に関する事項 9,398名に上る職員の人事管理、41億円に上る予算経理の実施のため、調査、研究、立案、執行の面で官房人事課及び経理部に協力している。(62頁、66頁参照)

4 以上のほか、登記、戸籍、公証の管轄区域の変更等の事務を掌理しており、昭和36年における上記管轄区域の変更等に関する法令 (省令の一部改正) は44件であつて、その

うちには庁名改称11件 (出張所) が含まれている。

5 刊行物

書 名	刊 号	収録期間	刊 行 月 年	頁 数	型 体	年刊・月刊等の別	備 考
民事月報	16巻1号~12号, 5, 6, 7号号外	各号とも前月20日迄の事項 (除号外)	毎月10日刊行	各号とも250頁前後	A5	月刊	民事局及び法務局・地方法務局事務官以上に配付

6 事務能率研究会

目的 法務局の事務全般についての能率化、合理化の方策を研究する。

構成 民事局各課及び東京法務局から推せんのおつた職員 (民事局長以下23名)

昭和36年中の開催状況次のとおり

月 日	議 題	備 考
1月24日	(1) 筆記用具の利用状況, (2) 登記専用タイプの利用状況, (3) 記入用具セットについて, (4) 不動産登記甲号事件処理工程	第8回例会
2月14日	(1) 事務繁忙登記所実態調査について, (2) 国籍関係研究結果報告, (3) 不動産登記甲号事件処理工程	第9回例会
3月13日	(1) 事務能率研究のあり方, (2) 不動産登記甲号事件処理工程	第10回例会
4月11日	(1) 法務局出張所基準平面図案の検討, (2) 通達移牒事務の能率化, (3) 研究成果の発表 (小冊子の作成)	第11回例会
5月24日	(1) 登記事務処理上の隘路解明法	第12回例会
9月19日	(1) 法務局及び地方法務局における事務能率研究会のあり方, (2) 東京法務局墨田出張所視察, (3) 三井信託銀行見学, (4) 墨田出張所における事務処理上の問題点分析	第13回例会 法務局 (8ブロック局) より各1名がオブザーバーとして参加
7月12日	(1) 記入用具セット及び線引器について, (2)パンチカードシステム, (3) 通達移牒事務 (機械化) について	第14回例会
9月26日	(1) 移動式書架の利用状況, (2) 乙号事件処理工程	第15回例会
10月26日	登記簿のファイリング化	第16回例会
11月8日	乙号事務処理工程	第17回例会
11月29日	(1) 年末繁忙対策, (2) 乙号事件処理工程	第18回例会

第二課 法務省組織令第11条

1 戸籍事務に関する事項

(1) 戸籍課長会同の開催 3月9日の二日にわたり全国の法務局、地方法務局の戸籍課長会同を開催した (協議事項は86頁参照)。

また、戸籍法施行規則の改正案、重要通達案に対する検討等の事項につき、各法務



局ごとに「戸籍課長ブロック会同」を開催し、これに本省から係官が出席した。

法務局別	開催期日	開催地	法務局別	開催期日	開催地	
東京法務局管内	9月14. 15日	宇都宮市	福岡	〃	10月26. 27日	鹿児島市
大阪	〃	〃	仙台	〃	8月21. 22日	盛岡市
名古屋	〃	11. 12日	名古屋市	〃	25. 26日	釧路市
広島	〃	20. 21日	広島市	〃	10月30. 31日	松山市

(2) 戸(除)籍副本のマイクロ化 法務局、地方法務局及びその支局の書庫の狭隘を打開し、併せて戸籍事務の近代化を図るため東京(中央・中野・練馬・葛飾の各区)、横浜(川崎・藤沢の各市)、宇都宮(宇都宮市)、大阪(大阪・豊中・布施の各市)、大津(大津市)、名古屋(名古屋市)、仙台(仙台市)及び山形(山形・上山の各市)の8庁を指定し、括弧内の各市の該当戸(除)籍副本をマイクロフィルムに撮影保管した。

(3) 市区町村の戸籍事務担当職員の研修 法務局及び地方法務局が中心となり全国市区町村の初任級戸籍吏員を対象に研修を実施した。

(4) 戸籍及び寄留に関する資料の収集・保存 我国の戸籍及び寄留制度の発展の歴史を明らかにしておく等のため市区町村に残存する保存期間を経過した知名人の戸籍等の収集・保存に着手した。

(5) 法務省民事局、最高裁判所家庭局、東京家庭裁判所の三者において毎月1回戸籍事務連絡協議会を開き、法規の解釈、取扱上の疑義等につき種々打合せを行なった(同協議会の目的、趣旨については昭和34年版法務年鑑89頁参照)。

## 2 住民登録に関する事項

住民票の正確度を高めるには、住民登録制度の趣旨を一般国民に徹底させ、かつ、届出を励行させる必要があるため、法務大臣官房秘書課広報連絡室とも協議の上、住民登録法施行9周年に当たる7月1日を期し、ラジオ放送、ポスターの掲出を行ない、また、法務局、地方法務局及び市町村においてもそれぞれの実情に応じて、この種の広報活動を行なった。

## 3 文教及び厚生に関する民事に関する事項 (昭和34年版法務年鑑89頁参照)

### 第三課

法務省組織令第12条

## 1 不動産登記その他の登記に関する事項

(1) 登記手数料令の一部改正 不動産登記法の一部改正(昭和35年法律第14号)により、登記所に地図及び建物所在図を備え(同法第17条)、かつ、地図及び建物所在図は手数料を納付してその全部又は一部の写しの交付及び閲覧を請求することができる(同法第21条)こととなつたので、その手数料の額を定めるため、昭和36年政令第345号で「登記手数料令の一部を改正する政令」を11月9日公布し、同日施行した。

(2) 不動産登記法施行細則の一部改正 土地、建物の登記簿の作成の簡略化を図る

ため、謄本用紙の様式を改正し、かつ、不動産登記法第50条第2項の規定に基づき登記官吏が不動産の実地調査を行なう場合に必要とする身分証明書の様式を定めるため、昭和36年法務省令第42号で「不動産登記法施行細則の一部を改正する省令」を10月13日公布し、12月1日から施行した。

(3) 登記簿・台帳の一元化の実施 不動産登記法の一部改正に伴う登記簿・台帳の一元化作業の昭和36年度実施庁として、新たに東京法務局板橋出張所外145庁を指定した。右の指定庁は、昭和37年度末までに作業を完了する予定である。なお、本年1月から12月末日までに、東京法務局品川出張所外102庁について、一元化完了期日を指定した。

(4) 登記課長会同の開催 不動産登記法の一部改正に伴い、不動産登記事務取扱手続準則の改正その他の協議を行なうため、「ブロック別登記課長会同」を下記(A)の日程により開催し、下記(B)の協議事項について協議した。(A)日程 東京管内8月3日・4日、大阪管内7月10日・11日、名古屋管内6月7日・8日、広島管内7月6日・7日、福岡管内5月24日・25日、仙台管内7月19日・20日、札幌管内7月13日・14日、高松管内6月13日・14日。(B)協議事項 (1) 不動産登記事務取扱手続準則案について、(2) 不動産登記記載例について、(3) 登録税における固定資産の評価制度の改正について、(4) 各庁提出の協議問題について。

## 2 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項

(1) 昭和36年度司法書士認可選考試験の実施 司法書士法第4条に定める法務局長及び地方法務局長の司法書士認可に関する昭和36年度の選考試験を、6月10日(第1次)及び11日(第2次)全国一斉に、各法務局及び地方法務局において実施した。なお、昭和36年12月末日現在の司法書士の員数は別表(1)、過去5年間の比較は別表(3)に示すとおりである。

(2) 昭和36年度土地家屋調査士試験の実施 土地実屋調査士法第5条に定める昭和36年度の土地家屋調査士試験を、8月13日全国一斉に、各法務局、地方法務局及び鹿児島地方法務局名瀬支局において実施した。なお、昭和36年12月末日現在の土地家屋調査士の員数は別表(2)、過去5年間の比較は別表(4)に示すとおりである。



別表(1)

## 司法書士員数調

昭和36年12月末現在

区分 庁名	昭和36年1月から12月末までの認可数			認可 取消数	昭和36年12月末現在司法書士数		
	認可総数	法第2条第1号	同第2号		総数	会員	非会員
東 京	13	10	3	31	1,129	1,062	67
東 横	14	5	9	11	223	214	9
東 浦	7	5	2	5	166	157	9
東 千	14	8	6	1	223	211	12
東 水	2	-	2	17	205	185	20
東 宇	4	1	3	4	146	145	1
東 前	3	2	1	6	177	172	5
東 静	6	5	1	6	198	193	5
東 甲	3	1	2	3	135	133	2
東 長	6	5	1	8	343	328	14
東 新	8	6	2	-	204	198	6
大 阪	25	8	17	4	660	633	27
大 京	7	1	6	3	266	255	11
大 神	19	4	15	10	488	459	29
大 奈	5	4	1	2	118	117	1
大 和	6	1	5	6	137	134	3
大 歌	3	1	2	4	153	148	5
名 古	20	7	13	5	318	284	34
名 津	4	1	3	13	244	238	6
岐 阜	14	3	11	6	266	259	7
岐 福	6	2	4	2	101	100	1
岐 金	6	2	4	2	149	145	4
岐 富	8	2	6	7	138	128	10
広 島	7	3	4	5	401	360	41
広 山	13	6	7	31	402	391	11
広 岡	11	7	4	10	485	455	30
広 鳥	6	-	6	2	138	135	3
広 松	5	3	2	14	226	220	6
福 岡	15	6	9	24	366	352	14
福 佐	5	3	2	4	118	116	2
福 長	8	3	5	9	261	243	18
福 大	8	3	5	3	172	168	4
福 熊	8	5	3	7	288	279	9
福 鹿	17	4	13	23	566	540	26
福 宮	9	-	9	18	245	232	13
仙 台	4	2	2	6	267	259	8
仙 福	9	5	4	18	400	390	10
仙 山	3	1	2	1	185	177	8
仙 盛	9	3	6	9	170	166	4
仙 秋	7	3	4	3	155	141	14
仙 青	6	4	2	3	140	136	4
札 幌	10	3	7	3	195	181	14
札 函	3	3	2	2	74	68	6
札 旭	7	1	6	3	110	107	3
札 釧	6	3	3	5	135	128	7
高 松	2	1	1	7	130	129	1
高 德	2	-	2	1	172	162	10
高 高	2	2	-	4	191	177	14
高 松	11	5	6	6	329	297	32
合 計	396	163	233	367	12,507	11,907	600

別表(2)

## 土地家屋調査士員数調

昭和36年12月末現在

区分 庁名	昭和36年1月から12月末までの登録数						登録 取消数	昭和36年12月末現在調査士数		
	登録 総数	試 験 合格者	旧法第3 条第1号	同第 2号	同第 3号	附 則 第3項		総 数	会 員	非 会 員
東 京	19	19	-	-	-	-	29	3,869	1,459	2,410
東 横	18	3	9	2	4	-	94	1,044	522	522
東 浦	12	6	-	3	3	-	18	732	404	328
東 千	8	5	-	2	1	-	1	703	280	423
東 水	7	3	-	3	1	-	262	431	337	94
東 宇	5	3	1	-	1	-	20	305	209	96
東 前	4	3	-	1	-	-	4	338	243	86
東 静	2	1	-	-	1	-	10	674	849	225
東 甲	3	-	1	2	-	-	1	175	73	102
東 長	6	5	-	1	-	-	7	1,495	741	754
東 新	14	13	-	-	1	-	5	1,428	640	788
大 阪	16	8	1	5	1	1	6	826	492	334
大 京	4	4	-	-	-	-	10	238	159	79
大 神	8	4	-	1	3	-	5	968	508	460
大 奈	-	-	-	-	-	-	0	93	61	32
大 和	3	1	-	2	-	-	10	81	68	13
大 歌	7	7	-	-	-	-	2	164	129	35
名 古	13	11	-	1	1	-	22	910	597	313
名 津	7	6	-	1	-	-	34	272	197	75
岐 阜	4	4	-	-	-	-	4	480	375	105
岐 福	2	1	-	1	-	-	13	113	102	11
岐 金	3	2	-	1	-	-	6	262	168	14
岐 富	3	3	-	-	-	-	5	200	132	68
広 島	6	6	-	-	-	-	1	909	326	583
広 山	8	8	-	-	-	-	55	364	274	90
広 岡	6	5	-	1	-	-	7	796	368	427
広 鳥	2	2	-	-	-	-	51	245	134	111
広 松	3	3	-	-	-	-	19	205	155	50
福 岡	9	7	-	1	1	-	30	469	350	259
福 佐	4	2	-	1	1	-	29	230	171	59
福 長	2	-	-	1	-	1	11	235	189	46
福 大	2	2	-	-	-	-	8	373	263	110
福 熊	4	4	-	-	-	-	13	560	373	187
福 鹿	7	7	-	-	-	-	15	401	330	71
福 宮	10	5	-	5	-	-	28	272	181	91
仙 台	3	2	-	-	-	1	3	325	230	95
仙 福	10	9	-	-	1	-	38	618	440	178
仙 山	2	1	-	-	-	1	5	811	388	423
仙 盛	2	2	-	-	-	-	37	603	417	185
仙 秋	3	3	-	-	-	-	10	575	305	270
仙 青	2	2	-	-	-	-	8	432	183	149
札 幌	4	2	-	1	1	-	29	326	219	107
札 函	-	-	-	-	-	-	-	80	40	40
札 旭	-	-	-	-	-	-	4	106	82	24
札 釧	-	-	-	-	-	-	5	152	92	60
高 松	1	1	-	-	-	-	5	260	133	127
高 德	1	1	-	-	-	-	-	226	116	110
高 高	6	6	-	-	-	-	6	383	203	180
高 松	1	1	-	-	-	-	1	342	233	109
合 計	266	193	12	36	22	3	986	26,278	14,680	11,598



別表(3) 司法書士員数調(過去5年間比較)

区分 年次	司法書士数			年間認可数			年間認可取消
	総数	会員	非会員	総数	法第2条第1号	法第2条第2号	
昭和32	12,488	11,466	1,022	376	71	305	
33	12,547	11,943	594	310	109	201	
34	12,489	11,862	587	375	123	252	409
35	12,509	11,813	696	468	143	325	373
36	12,507	11,907	600	396	163	233	367

(注) 空欄は、集計されていないことを示す。

別表(4) 土地家屋調査士員数調(過去5年間比較)

区分 年次	土地家屋調査士数			年間登録数					年間登録取消	
	総数	会員	非会員	総数	試験合格者	旧法第3条第1号	第2号	第3号		附則第3項
昭和32	17,017									
33	16,716	12,344	4,372	1,684	133	72	425	1,030	21	
34	17,571	13,057	4,514	2,021	142	92	462	1,303	22	1,133
35	27,020	14,055	12,965	10,407	175	273	2,587	7,340	32	1,070
36	26,278	14,680	11,598	266	193	12	36	22	3	986

(注) 空欄は、集計されていないことを示す。

3 外事及び農林に関する民事に関する事項

外務省及び農林省等から関係法令の解釈及び立案に関し、随時質問または協議を受け、これについて意見を述べた。

第四課

法務省組織令第13条

1 商事に関する事項 手形法(昭和7年法律第20号)第83条、小切手法(昭和8年法律第57号)第69条の規定により既に指定済の前橋手形交換所と高崎手形交換所との合併により、その名称を群馬中央手形交換所と変更指定(昭和36年法務省令第18号)した。

(なお、昭和34年版法務年鑑96頁参照)

2 非訟事件に関する事項 (昭和34年版法務年鑑97頁参照)

3 商業登記に関する事項 (昭和34年版法務年鑑97頁参照)

4 法人の登記に関する事項 本年中に施行された関係法令で立案に協力(合議)したものは、84頁の法令立案関係の表中掲記の7~9、12~14、17、18、21、26、29、30、32、40、41、44~49、52、54~56、59~62のとおりである。

5 供託に関する事項 法務局及び地方方法務局組織規程(昭和24年法務府令第3号)第13条第2項の規定により供託事務を取り扱う法務局及び地方方法務局の出張所が本年中に次

のとおりそれぞれ指定された。(イ)東京法務局府中出張所(昭和36年6月22日法務省告示第767号で同年7月1日から施行)、(ロ)熊本地方方法務局水俣出張所(昭和36年8月22日法務省告示第1016号で同年9月1日から施行)、(ハ)長崎地方方法務局有川出張所(昭和36年9月13日法務省告示第1102号で同年10月1日から施行)、(ニ)新潟地方方法務局直江津出張所(昭和36年10月25日法務省告示第1312号で同年11月1日から施行)。したがって、昭和36年12月31日現在の供託所の数は法務局、地方方法務局の本局49、支局238、出張所162、計449カ所である。

6 財政、金融及び通商産業に関する民事に関する事項 本年中に施行された関係法令で、立案に協力(合議)したもののうち主なものは、84頁の法令立案関係の表中1、3、6、23、24である。

第五課

法務省設置法第14条

1 国籍に関する事項

(1) 帰化許可申請の可否に関する事務については、別表(1)のとおり逐年増加し、かつ、その内容をますます複雑化する傾向にある。そこで本年は、中央の会同(3月9・10日)のほか、地方に、釧路(8月25・26日)・盛岡(8月21・22日)・宇都宮(9月14・15日)・名古屋(9月11・12日)・京都(9月14・15日)・広島(9月20・21日)・鹿児島(10月26・27日)・松山(10月30・31日)の各地で法務局・地方方法務局の「戸籍課長(国籍事務担当)会同」を開催し、これら事務処理要領について指導及び連絡を行ない、その能率向上と簡素化を図った。また、事件の内容がきわめて複雑多岐であるため、現地機関で十分調査ができないもの、あるいは調査の要領を得ないものがあり可否を決し得ないものが相当数あつたが、これらの事件については、現地に出張して直接調査するとともに個別的に原局担当官の指導をも行なつた。また、帰化事件の調査に関し、協力を依頼する官公署等との連絡を密にするため、東京をはじめ各地において法務局とこれら関係の官公署との打合せ会を開催した。

(2) 帰化・国籍離脱・国籍証明発給等の件数は、別表(1)、(2)、(3)のとおりである。

2 労働、運輸及び通信に関する民事に関する事項 前年と同様、主として労働省、運輸省及び郵政省から関係法令の解釈・立案に関し、随時質問または協議をうけ、あるいは各種委員会等において意見を述べ又は回答を行なつた。

3 解散団体の財産の管理及び処分等に関する事項 解散団体関係財産処理分状況については、別表(4)のとおりである。



別表(1) 帰化事件処理実績表 (単位人)

年次	前年から 繰越	新規受付	計	許可	不許可	翌年への 繰越
昭和32	2,755	5,993	8,748	2,632	2,909	3,207
33	3,207	5,990	9,197	2,794	2,896	3,507
34	3,507	7,482	10,989	3,196	3,020	4,773
35	4,773	8,130	12,903	3,857	2,955	6,091
36	4,478	7,671	12,149	3,240	2,933	5,976

別表(2) 国籍離脱届受理(告示)人数

年次	昭和32年	〳 33年	〳 34年	〳 35年	〳 36年
人数	1,332	1,085	1,248	1,274	1,908

別表(3) 国籍証明書発給件数

年次	昭和32年	〳 33年	〳 34年	〳 35年	〳 36年
件数	445	415	822	693	543

別表(4) 解散団体関係財産管理処分状況

区分	種類						
	土地	建物	債権 その他	財産 売却	債権 回収	財産 管理	雑
昭和36年末現在財産額	(坪) 2,443.50	(坪) 451.07	(万円) 1,683	-	-	-	-
昭和36年中管理処分の収入額	-	-	-	-	(万円) 811	(万円) 20	-

参事官

法務省組織令第15条

各参事官は、昨年に引き続き、法制審議会各部会において、それぞれ審議に直接参与し又は前記各部会において、それぞれ審議に直接参与し又は前記各部会等の開催に先立ちこれが議案の立案及び細部にわたつての調査検討を続けている。その主な活動状況は次のとおりである。

1 民法部会財産法小委員会準備会では、昨年に引き続き建物の区分所有に関する法制の

整備のため「建物の区分所有に関する立法上の問題点」についての審議検討を続け、その結果をまとめた「建物の区分所有に関する法律要綱試案」を作成し、11月、12月開催の小委員会にこれを提出しその審議を求めるとともに、更に「建物の区分所有等に関する法律試案」の作成に着手した。

2 民法部会身分法小委員会では、昨年から引き続き民法親族・相続編中緊急改正を要する事項について審議検討してきたが、その審議を一応終え、その結果をまとめ、「民法の一部を改正する法律要綱案」を作成した。

3 商法部会幹事会では、株式会社の計算規定につき、商法部会において審議するための準備を完了し、商法部会における審議中においても、各委員の意見が一致するよう調和案を作成した。その結果、6月には、商法部会において、事実上、ほとんど、すべての範囲につき各委員の一致をみるに至つた。株式会社の計算規定以外の部分で、商法中緊急に改正を要する部分についても同様の作業を行なつた。10月には、「商法の一部を改正する法律案」を作成し、12月法制局において第一次の審議を終えた。

なお、計算関係の改正法律成立を見越し、貸借対照表及び損益計算書の記載方法その他の様式についての省令(昭和13年法律第73号商法中改正法律第49条に基づく省令)案の作成に着手し、9月、一応民事局の試案を作成した。以上により12月には、計算規定及び緊急に改正する事項につき、商法の一部改正法律に関する準備が事実上ほとんど完了した。

4 国際私法部会小委員会では、法例改正問題のうち、婚姻の部の検討を一応終了したので、その作成にかかる「法例改正要綱試案(婚姻の部)」を提出し、昭和36年5月8日および同年7月10日に開催された第2回、第3回の国際私法部会の審議を求めた。

なお、引き続き小委員会においては、親子間の法律関係につき、審議検討を進めている。

5 強制執行制度部会小委員会準備会では、昨年に引き続き民事訴訟法中強制執行編及び関係法令につき、執行吏機関の問題を中心として、緊急に改正を必要とする事項につき、審議検討を行なつた。

6 以上のほか、訴訟の適正、迅速化の見地から民事訴訟法の全般にわたり検討して改正を加えるための参考として、横浜外3箇所の地方裁判所における昭和35年中に確定した第一審通常事件の当事者に質問票を発し、その実態を調査した。

(3) 刑事局

法務省組織令第3条、第7条 法務省組織令第16~20条

当局の所掌事務の概要については、昭和35年版法務年鑑95頁参照。



1 会 同

年月日	名 称	協 議 事 項	備 考
36. 1. 25	全国次席検事会同	今次選挙事犯処理の実情にかんがみ、 検察上特に考慮すべき事項	秘書課の 記述57頁 参照
2. 23	全国刑事部長検事会 同	一般刑事事件特に暴力事犯、売春その 他風紀関係事犯の検挙処理に関し考慮 すべき事項	
3. 16 3. 17	検察長官会同		
3. 24	全国財政経済係検事 会同	現下財政経済検察上考慮すべき事項	指定地検 (東京ほ か9庁)
5. 29	全国少年係検事会同	1 現下の少年犯罪の実情および少年 検察の運用上、当面とくに考慮すべ き事項 2 少年調査票の全国実施に関し考慮 すべき事項	
6. 15	高等検察庁及び指定 地方検察庁麻薬係検 事会同	麻薬事犯の現況にかんがみ、検察運営 上考慮すべき事項	
6. 29 6. 30	全国公安労働係検事 会同	最近における内外の複雑な情勢にかん がみ、公安労働検察上、当面、特に考 慮を要する事項	
9. 14	全国公判係検事会同	1 いわゆる事前準備等に関する刑事 訴訟規則の運用について考慮すべき 事項いかん 2 証拠開示に関する制度を将来どの ように考えるべきか	秘書係の 記述57頁 参照
9. 21	全国総務部長検事会 同	1 逃亡中の被告人又は遁刑者の収監 の促進強化方策について 2 仮釈放を前提とする刑の執行順序 変更申請があつた場合において、刑 の執行順序変更指揮をすべき適正な 基準について 3 証拠品処分の迅速化方策について 4 関係規程を改正し、証拠品係事務 官をして証拠品の保管に関する事務 をも取り扱わせるものとした場合、 証拠品関係事務運営上特に考慮すべ き事項	
9. 26	東京高等検察庁管内 刑事部長検事会同	一般刑事事件(少年、外事、麻薬及び 風紀関係の各事件を含む。)の処理に 関し検察上考慮すべき事項	
10. 5	検察長官会同		
10. 11	札幌高等検察庁管内 刑事部長検事会同	一般刑事事件(少年、外事、麻薬及び 風紀関係の各事件を含む。)の処理に 関し検察上考慮すべき事項	

年月日	名 称	協 議 事 項	備 考	
10. 11	仙 台 〃	〃	最近における公安労働事件の実情等にかんがみ公安労働検察上考慮すべき事項等	
10. 18	福 岡 〃	〃		
10. 18	高 松 〃	〃		
10. 20 10. 21	東京高等検察庁管内 公安労働係検事会同			
10. 24	名古屋 〃	〃		
10. 26	大 阪 〃	〃		
10. 31	高等検察庁及び指定 地方検察庁指導係検 事会同	1 検察庁における指導事務運営上特 に考すべき事項(刑事局) 2 (イ)中間監督者地方研修(H. S. T) の運営につき特に考慮すべき点につ いて、(ロ)検察事務官地方研修におけ る教材と指導方法につき考慮すべき 事項、(ハ)検察事務官特別専門研修の 実施につき考慮すべき事項、(ニ)検察 事務官全国一斉考試の運営につき考 慮すべき事項(法務総合研究所)		指定地検 (司法修 習生配置 庁東京ほ か18庁)
11. 1	福岡高等検察庁管内 公安労働係検事会同	最近における公安労働事件の実情にかん がみ公安労働検察上考慮すべき事項等		
11. 1	高 松 〃	〃		
11. 7	仙 台 〃	〃		
11. 8	広 島 〃	〃		
11. 10	札 幌 〃	〃		
11. 16	大阪高等検察庁管内 刑事部長検事会同	一般刑事事件(少年、外事、麻薬及び 風紀関係の各事件を含む。)の処理に 関し検察上考慮すべき事項		
11. 16	名古屋 〃	〃		

2 主な審議法案

年月日	法 案 名	主 管 省	審 議 担 当 課
36. 1. 6	核原料物資、核燃料物資及び原子炉の規制に 関する法律の一部を改正する法律案	総 理 府 (科 学 技 術 庁)	公 安 課
1. 18	薬事法施行令案	厚 生 省	刑 事 課
1. 18	薬剤師法施行令案	〃	〃
1. 21	輸出入取引法の一部を改正する法律案	通商産業省	〃
1. 21	割賦販売法案	〃	〃
1. 23	電気用品取締法案	〃	〃
1. 23	計量法等の一部を改正する法律案	〃	〃
1. 24	建設業法の一部を改正する法律案	建 設 省	総 務 課



年月日	法 案 名	主管省	審議担当官
1. 25	関税暫定措置法の一部を改正する法律案	大蔵省	刑事課
1. 25	関税定率法の一部を改正する法律案	〃	〃
1. 27	工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律案	通商産業省	公安課
1. 27	土地改良法の一部を改正する法律案	農林省	刑事課
1. 28	魚価安定基金法案	〃	〃
1. 31	雇傭促進事業団法案	労働省	公安課
2. 4	地代家賃統制令の一法を改正する法律案	建設省	刑事課
2. 4	防災建築街区造成法案	〃	公安課
2. 7	鉱工業技術研究組合法案	通商産業省	刑事課
2. 8	年金福祉事業団法案	厚生省	青少年課
2. 9	結核予防法の一部を改正する法律案	〃	〃
2. 10	日本開発銀行に関する外航船建造融資利子補給臨時措置法案	運輸省	総務課
2. 10	新技術開発財団法案	総理府 (科学 技術庁)	〃
2. 13	農業信用基金協合法案	農林省	刑事課
2. 14	児童扶養手当法案	厚生省	青少年課
2. 14	国内旅船公団法の一部を改正する法律案	運輸省	総務課
2. 15	児童福祉法等の一部を改正する法律案	厚生省	青少年課
2. 23	原子力損害賠償に関する法律案	総理府 (科学 技術庁)	総務課
2. 24	機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案	通商産業省	刑事課
2. 25	地方税法の一部を改正する法律案	自治省	〃
2. 27	畜産物の価格安定等に関する法律案	農林省	〃
3. 7	中央卸売市場法の一部を改正案	〃	〃
3. 8	社会福祉事業施設職員退職金共済法案	厚生省	青少年課
3. 10	建築基準法の一部を改正する法律案	建設省	公安課
3. 11	消防法施行令案	総理府 (消防 庁)	総務課
3. 13	家畜商法の一部を改正する法律案	農林省	刑事課
3. 13	家畜取引法の一部を改正する法律案	〃	〃
3. 16	農林中央金庫法の一部を改正する法律案	〃	〃
3. 16	建築物用地下水の採取の規制に関する法律案	建設省	公安課
3. 22	測量法の一部を改正する法律案	〃	〃
4. 14	沿岸漁業等振興法案	農林省	刑事課
4. 14	選挙運動等の臨時特例に関する法律案	自治省	〃
4. 21	農業保険事業団法(仮称)案	農林省	刑事課

年月日	法 案 名	主管省	審議担当課
5. 1	家畜改良増殖法の一部を改正する法律案	農林省	刑事課
5. 6	北方地域関係者に対する資金の融通等に関する法律案	〃	〃
5. 9	水資源開発公団法案	総理府 (経済 企画庁)	総務課
5. 10	防災基本法(仮称)案	自治省	総務課
5. 22	石炭鉱山保安臨時措置法案	通商産業省	公安課
5. 24	公衆浴湯法の一部を改正する法律案	厚生省	青少年課
6. 13	毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令案	〃	刑事課
7. 12	車両制限令案	運輸省	〃
9. 1	災害対策基本法の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案	自治省	総務課
9. 5	毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令案	厚生省	刑事課
9. 6	宅地造成規制法案	建設省	公安課
11. 1	自動車損害賠償法の一部を改正する法律案	運輸省	刑事課
11. 6	船員法の一部を改正する法律案	〃	公安課
11. 8	外国為替銀行法の一部を改正する法律案	大蔵省	刑事課
12. 14	森林法の一部を改正する法律案	農林省	〃
12. 18	道路運送車両法の一部を改正する法律案	運輸省	〃

総務課

法務省組織令第17条

本年中の所掌事務の実施概要は、次のとおりである。

A 検察庁の組織及び事務運営に関する企画立案実施に関する事項

1 検察庁の組織運営関係

- a 検察庁事務章程の一部改正 12月20日法務省訓令第4号(同日付官報掲載)をもつて検察庁事務章程(昭和34年2月26日法務省訓令第1号)の一部を改正する法務大臣訓令が発せられ、昭和37年1月1日から施行されることとなつた。この改正訓令の施行により、東京・大阪両地方検察庁に置かれた特別捜査部において取り扱う事件に関する資料の改集整備の事務が強化され、また、各検察庁における領置物取扱主任官制度を廃し、証拠品関係事務の一元化、能率化が図られた。その主な内容は、(1) 特別捜査部の所管事務に、新たに検事正があらかじめ指定する事件に関する資料の収集整備に関する事項が明示され、また、東京地方検察庁の特別捜査部に、新たに特別捜査資料課が置かれ、その所管事務が明示されたこと、(2) 東京地方検察庁事務局に置かれた領置課及び同庁総務部に置かれた証拠品課が廃され、同部に新たに証拠品課に代わる証拠品第1課及び領置課に代わる証拠品第2課が置かれ、新設課の所管事務が



明示されたほか、最高検察庁、各高等検察庁以外の各地方検察庁の事務局に置く会計課の所管事務から、没収物等の売却に関する事項を除くその余の領置物に関する事項が削除され、東京地方検察庁事務局の用度課の所管事務に、新たに没収物等の売却に関する事項が加えられたこと等である。

- b 検察庁の課及び係に関する検察庁事務章程第10条に基づく法務大臣承認 (1) 盛岡地方検察庁調査課の調査係を廃し、同庁二戸支部事務課に検務係を新設すること(3月13日法務省刑事(総)第181号承認通知)。(2) 東京地方検察庁総務部に臨時に置かれた検務連絡課(事件・執行の二係制)を廃し、新たに、臨時の課として同部に特別執行課(執行第1・執行第2の二係制)を置き、これに伴う同部の令状・執行両課の所管事務を臨時に変更する等のこと(12月27日法務省刑事(総)第1145号承認通知)。
- c 検察庁事務局長会同 (1) 3月16・17日の両日、検事長・検事正会同と併行して開催された。本会同においては、各庁から提出された組織運営・事務処理・人事管理(等級別定数・待遇・勤務時間・健康管理等)・安全管理・経理等各般の事項について協議が行なわれ、また「検務事務能率化の見地から領置物に関する事項を事務局所管事務から除くことの可否」について各庁の意見を求めた。(2) 11月21日(開催地、名古屋・松江)、11月28日(同、高松)、11月29日(同、函館)各開催地の地方検察庁を会場にあて、全国を4ブロック別として行なつた。本会同においては、会同員提案にかかる事務局長の職員にかんがみ協議するのを相当と認める事項として各会同員から平素各庁において解決を迫られている諸問題に関して協議が行なわれた。

## 2 検務事務関係

- a 執行事務規程の改正 3月6日法務省刑事(総)秘第104号執行事務規程の一部を改正する法務大臣訓令が発せられ、4月10日から施行された。この改正訓令の施行により、(1) 勾留等請求処理簿及び勾留者整理原票等を総合した特別様式を使用すること、(2) 裁判結果票(甲)と裁判処理簿を総合した特別様式を使用すること等の特別手続が地方検察庁本庁に対して許されることとなり事務能率化が図られた。
- b 証拠品事務規程の改正 (1) 3月6日法務省刑事(総)秘第105号証拠品事務規程の一部を改正する法務大臣訓令が発せられ、4月1日から施行された。この改正訓令の施行により、(イ) 事件記録・証拠品送致票乙につき特別様式を使用すること、(ロ) 各種領置票の一本化等の特別手続が地方検察庁に対して許されることになった。(2) また、12月20日法務省刑事(総)秘第225号証拠品事務規程の一部を改正する法務大臣訓令が発せられ、昭和37年1月1日から施行されることとなつた。この改正訓令は、同日発せられた前述の検察庁事務章程の一部改正に伴う証拠品事務の一元化及び簡素化と、現行の受還付人の出頭を求めてする証拠品還付手続規定に加えて、例外的措置として郵便による還付も可能とする規定及び刑事訴訟規則の一部改正(いわゆる事前準備等に関する)の趣旨に即応して、事件終結前の還付、仮還付の規定等を新設したものである。なお、前記(1)の第105号訓令の施行に際して、水戸地方検察庁

においては、新たに当分の間、領置物原票の作成省略及び証拠物の郵送還付等の検務事務能率化方策について検討試行を継続しうるものとする同庁検事正に対する法務省刑事(総)第107号法務大臣訓令が発せられたが、前記(2)の第225号訓令の施行に伴い、同検事正に対し、12月20日法務省刑事(総)秘第226号法務大臣訓令が発せられ、前記第107号訓令の廃止により、水戸地方検察庁における検討試行が本年限り終結することとなつた。

- c 徴収事務規程の改正 3月6日法務省刑事(総)秘第106号徴収事務規程の一部を改正する法務大臣訓令が発せられ、4月1日から施行された。この改正訓令の施行により、(1) 裁判処理簿をもつて財産刑等裁判処理簿及び訴訟費用裁判処理簿に代えること、(2) 徴収通知書及び収納済通知書につき特別様式を使用すること等の特別手続が地方検察庁本庁に対して許されることとなつた。
- d 事件事務規程案 多年の懸案であつた事件事務規程の策定については本年月に一応の成案を得たので、今後は、昭和年1月1日から施行することを目途に鋭意作業をすすめることとなつた。
- 3 死刑執行命令関係 本年、当局において死刑執行上申を受理した死刑確定者は23名で、昨年末における未執行者50名と合わせて73名であるが、このうち、本年中6名に対し死刑執行命令が発せられ、いずれも執行を了した。なお、過去5年間の死刑執行人員は、次表のとおりである。

区 分	昭和32年	33年	34年	35年	36年
死刑執行人員	39	7	30	39	6

4 条約関係 当局で検討した条約案の主なもの等は、次のとおりである。

- a 2国間条約関係 (1) 日本国とペルー共和国との間の通商協定(5月15日東京において調印、12月18日発効)、(2) 日本国とアルゼンティン共和国との間の友好通商航海条約(12月20日東京において調印)、(3) 日本国と連合王国との通商航海条約案、日本国とエル・サルヴァドル、同メキシコ各共和国との間の通商協定案、(4) 日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約案。
- b 多数国間条約関係 (1) 麻薬単一条約(3月30日国連本部本会議採択、7月26日署名)、(2) 外交関係に関するウィーン条約及び関係議定書等(4月18日国連外交会議採択)。
- c その他 (1) 第4回アジア・アフリカ法律諮問委員会が、2月15日から約2週間東京において「犯罪人の引渡に関する条約案等」を議題として開かれた。なお当局から、係官がアドヴァイザーとして出席した。(2) 1961年の国連アジア及び極東地域人権セミナーが、2月6日から2週間ニュージーランドにおいて開かれ、当局係官が出席した。(3) 第6回国際社会防衛会議が、5月22日から1週間ユーゴスラヴィアにおいて開かれ、当局係官が出席した。(4) 日米法学会議が9月5日から5日間、ア



メロカ合衆国において、また犯罪防止専門会議が、12月5日から10日間スイスにおいて、それぞれ、開催され、これら会議に当局係官が出席した。

5 検察審査会関係 本年中全国の検察審査会が、不起訴処分事件について起訴相当又は不起訴相当の議決をした人員は1,188人で、その内訳は起訴相当は73人(全議決の6%強)、不起訴相当は1,115人(全議決の94%弱)で起訴相当の議決があつた73人(うち4人は起訴手続がとられた。)の罪名別内訳は次表のとおりである。建議、勧告は、検察庁における参考人取調べに際し、出頭した参考人に対し、公判前の証人等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法に規定する旅費、日当、宿泊料等の完全支給を要望するもの、いわゆるひき逃げ事件の自動車運転者に対しては、重刑を科するよう考慮されたいとするもの等3件であつた。

罪 名	起訴相当の議決人員	起訴人員	不起訴人員	罪 名	起訴相当の議決人員	起訴人員	不起訴人員
(刑 法 犯)							
現住建造物侵入	1	-	-	暴 行	2	-	-
封印研棄	1	-	1	傷 害	1	-	1
贓物故買	1	-	1	建造物損壊	1	-	-
偽 証	2	2	-	窃 盜	5	-	-
公文書偽造	2	-	2	遺 棄	1	-	-
背 任	2	-	1	贈 賄	3	-	-
横 領	9	-	1	収 賄	3	-	-
強 姦	1	-	-	(特別法犯)			
業務上過失致死傷	7	1	2	森林法違反	5	1	3
詐欺	23	-	6	農地法違反	1	-	-
私文書偽造	2	-	-	破産法違反	1	-	-
公正証書原本不実記載	3	-	-	合 計	77	4	18

6 検察庁に関する国家賠償請求訴訟関係 本年、訟務局から当局に通知のあつた検察庁に関する訴訟事件(損害賠償請求)は6件で、請求原因別にみると、検察庁における、証拠品の換価処分の不当、弁護士依頼権・交通権の不当制限、労役場留置の不法執行、証拠品保管の不適、前科の不実記載及び不起訴処分の不当による損害に対し国を被告とするものがそれぞれ1件ずつである。また、検察庁に関する訴訟事件で本年中に判決等によつて終了した事件は6件あつた。これら事件を請求原因別にみると、起訴・不起訴の処分の違法ないし不当(3件)、逮捕・勾留の不当(2件)、取調時の暴行(1件)による損害賠償を国を被告ととして請求したものである。これら事件は、国の勝訴2は訴の取下げによりいずれも訴訟が終つている。

7 司法警察関係 a 特別司法警察職員等の人員及び捜査活動状況

種 類	昭和36年末司法警察職員		昭和36年11月の送致事件数,人員	左記の送致事件の種類及び回数		強制捜査に要する回数	左記期間中の警察引渡事件数,人員	考 備
	司法警察員	計		現行逮捕	押 差			
監獄・分監の長	186	186	63	6	-	-	15	
監 獄 職 員	422	948	370	2	-	-	4	
警 務 局 署 職 員	3,729	3,729	1,046	1	5	5	15	
公有林野事務担当の北海道吏員	169	169	5	-	-	-	-	
府県取締事務担当の都道府県吏員	940	940	18	-	-	-	172	
船長その他海員								(不詳)
皇 宮 護 衛 官	238	790	1	-	-	-	1	
日本国有鉄道の役 員	726	6,319	-	-	-	-	26	
労働基準監督官	2,293	2,293	934	2	64	64	-	
船 員 労 務 官	166	166	3	-	-	-	1	



種類	昭和36年末司法警察職員		昭和36年1年間の送致事件数、人員		右記の送致事件に関する強制捜査権行使の種類の種数及び回数				左記期間中の警察引渡事件数、人員		備考
	司法警察員	計	件数	人員	現行犯逮捕	送致に依る逮捕	捜索	差押	件数	人員	
海上保安官及び同保安官補	6,835	9,858	13,691	16,964	736	550	960	940	2,100	2,147	
麻薬取締官	150	150	185	271	134	79	207	137	2	2	
麻薬取締員	100	100	71	82	2	7	27	25	6	6	
郵政監察官	616	616	663	704	44	79	245	136	10	10	
鈛務監督官	230	230	39	94	-	-	-	-	-	-	
漁業監督官	46	46	129	128	-	-	1	1	18	18	
漁業監督員	385	385	792	792	419	6	24	1	261	288	
自衛隊の警務官及び警務官補	772	798	1,110	535	6	138	31	47	52	47	
国税庁監督官	81	81	2	2	-	-	-	-	1	1	
鉄道公安職員	1,292	2,846	(925)	947	(706)	(37)	(1)	(17)	3,148	3,279	括弧内は鉄道公安職員の職務に限り検察官に引致した数

b 司法警察職員教養訓練関係 検察庁における司法警察職員に対する教養訓練の概況は、次表のとおりである。

(1) 司法警察職員との各種会議

種別	対象人員	回数	種別	対象人員	回数
一般司法警察職員	1,154	40	特別司法警察職員	90	3

(2) 司法警察職員に対する実務修習

種別	対象人員	回数	種別	対象人員	回数
一般司法警察職員	2,960	239	特別司法警察職員	1,530	63

(3) 司法警察職員所属庁からの講師派遣依頼

種別	対象人員	回数	種別	対象人員	回数
一般司法警察職員所属の警察署	6,367	156	特別司法警察職員	海上保安官及び保安官補	458
監獄職員	65	6		麻薬取締官及び麻薬取締員	54
営林局署職員	1,522	40		郵政監察官	346
狩猟取締事務担当の都道府県職員	109	5		鈛務監督官	158
国有鉄道の役職員(鉄道公安職員も含む。)	944	38		自衛隊の警務官及び警務官補	65
労働基準監督官	475	15		その他(専売公社・消防・税務関係職員等)	1,487

8 犯罪票事務関係 12月26日刑事(総)第1122号刑事局長通達をもって「犯罪票事務取扱要領」の一部が改正され、従来刑事局で取り扱ってきた外国人等にかかる犯罪票関係事務が、昭昭37年1月1日から東京地方検察庁において取り扱われとこととなった。

なお、刑事局がこの事務を取り扱うこととなった昭和31年1月以来昭和36年12月末までの外国人等犯罪人名カードの保管状況及び前科照会受理状況は次表のとおりである。



区 分	犯罪人名カード	参照(異名)カード	前科照会
昭和31年1月	} 240,974	162,349	(6月から) 9,253
昭和33年			
昭和34年	16,400	15,520	15,373
昭和35年	15,040	13,702	28,564
昭和36年	15,435	11,924	28,425
計	287,849	203,495	81,616

9 指紋関係 従来刑事局において行なってきた公安指紋関係事務も、外国人等にかかる犯罪票事務とともに昭和37年1月1日から東京地方検察庁に移管されることとなり、12月26日付刑事(総)第1127号刑事局長通達をもって関係通達の改正が行なわれた。

なお、昭和28年5月公安指紋制度施行以後昭和36年12月末までにおける指紋原紙の処理状況は次表のとおりである。

区 分	原紙処理数	犯歴発見数	偽名発見数
昭和28年5月	} 46,233	10,769	102
昭和33年			
昭和34年	10,588	5,398	20
昭和35年	9,223	3,941	15
昭和36年	8,705	3,617	9
計	(保管枚数) 74,749	23,725	146

10 無線電信電話施設関係 検察庁における無線電信電話施設の現況は、次表のとおりである。

区分	基 地 局				陸 上 移 動 局						50W基地局のうち	
	50W	25W	10W	計	25W	15W	10W	0.5W	0.3W	計	50W 固定局	50W中短 波固定局
東 京	1	-	-	1	3	-	-	1	-	4	-	-
千 葉	-	-	-	-	(1) 1	-	(1) 1	-	-	(2) 2	-	-
水 戸	-	-	-	-	(1) 1	-	(1) 1	-	-	(2) 2	-	-
長 野	-	-	1	1	-	-	1	1	-	2	-	-
新 瀧	-	1	-	1	-	-	(1) 1	1	-	(1) 2	-	-
大 阪	1	-	-	1	2	-	-	-	-	2	1	-

区分	基 地 局				陸 上 移 動 局						50W基地局のうち	
	50W	25W	10W	計	25W	15W	10W	0.5W	0.3W	計	50W 固定局	50W中短 波固定局
検察庁												
京 都	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-
神 戸	2	-	-	2	2	-	-	1	-	3	2	-
名 古 屋	1	-	-	1	(2) 3	-	-	1	-	(2) 4	-	-
岐 阜	-	1	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-
広 島	1	-	-	1	2	-	-	-	(1) 1	(1) 2	-	-
山 口	2	-	-	2	-	-	-	2	-	4	-	-
岡 山	1	-	-	1	1	-	-	-	1	2	-	-
福 岡	1	-	-	1	2	-	-	-	-	2	-	-
長 崎	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2
大 分	1	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-	-
鹿 児 島	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	2
仙 台	1	-	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-
札 幌	2	-	-	2	2	-	(1) 1	1	-	(1) 4	2	-
釧 路	1	-	-	1	(2) 4	-	(1) 1	1	-	(3) 6	-	-
高 松	1	-	-	1	-	-	1	-	-	1	-	-
合 計	17	2	1	20	(6) 25	1	(5) 9	9	(1) 2	(12) 46	9	4

(注) 陸上移動局中括弧内の数字は可搬型を示し、内数である。

11 検察予算関係 (a)昭和35年度予備費等要求(一般事件の増加に伴う不足分及び衆議院議員選挙の取締に必要な経費), (b)昭和36年度予算の執行, (c)昭和36年度補正予算の要求(国家公務員の給与改訂に伴う経費), (d)昭和36年度予備費要求(一般事件の増加に伴う不足分, 武州鉄道・釜ヶ崎事件等), (e)昭和37年度予算概算要求, (f)その他 6月13・14日検察庁会計課長会同を開催し昭和36年度の予算執行等について協議を行なった。

12 被疑者補償関係 被疑者補償規程(昭和32年月12日法務省訓令第1号)施行後における概況は、次表のとおりである。

区分	中 立					職 権				
	受理人員	処 理		未処理人員	受理人員	処 理		未処理人員		
		補 償 人員	金 額			補 償 人員	金 額			
昭和32年	3	2	4,500	1	-	2	1	3,600	1	-
33年	3	1	2,400	2	-	1	-	-	1	-
34年	4	2	15,000	2	-	-	-	-	-	-
35年	4	1	3,300	1	2	1	-	-	1	-
36年	3	1	1,600	2	-	5	-	-	4	1
計	17	7	26,800	8	2	9	1	3,600	7	1



13 検察月報・検察資料関係

a 検察月報 次のとおり第140号から第149号までを刊行し、検察庁及び関係機関に配布した。

刊号	刊行年月日	頁数	型体	年刊の別	収録期間	備考
第140号	36. 2	40	A5版	月刊	昭和36年 1. 1~1.31	(部外秘)
141	〃 3	47	〃	〃	2. 1~2.28	〃
142	〃 4	129	〃	〃	3. 1~3.31	〃
143	〃 5	118	〃	〃	4. 1~4.30	〃
144	〃 6	156	〃	〃	5. 1~5.31	〃
145	〃 7	251	〃	〃	6. 1~6.30	〃
146	〃 9	112	〃	〃	7. 1~8.31	〃
147	〃 10	72	〃	〃	9. 1~9.30	〃
148	〃 11	61	〃	〃	10. 1~10.31	〃
149	(37.1)	220	〃	〃	11. 1~12.31	〃
別冊	36. 7	112	〃	〃	昭和35年 1. 1~12.31	昭和35年1年間の回顧

b 検察資料 本年刊行し、検察庁に配布した検察資料は、次のとおりである。

刊号	標題	刊行年月	型体	備考
113	松川事件差戻審論告	36. 5	B5版	
114	事前準備に関する改正刑事訴訟規則関係資料(付速記等に関する改正刑事訴訟規則説明書)	36. 12	A5版	

14 北鮮帰還業務関係 1959年8月13日、日本赤十字と朝鮮民主主義人民共和国赤十字会との間において締結された、在日朝鮮人の帰還に関する協定(同協定は1961年11月13日から1962年11月12日まで1年間再延長。)による帰還業務中、刑事局は、日本の法令により出国を認められない者は帰還者から除かれるものとした右協定第1条ただし書の規定に基づいて法務省が行なう出国の予備審査の一環として、全帰還申請者について該当者の審査を行なっている。帰還業務開始以来の概況は、本年12月末現在において次のとおりである。

区分	審査対象人員	帰還出国人員
朝鮮人	86,047	68,838
中国人	6	6
日本人	7,471	5,935
インドネシア人	2	-
計	93,526	74,779

B 法令の立案解釈に関する事項

本年中当課において主管した法令の制定は次のとおりである。

- (1) 検察審査会の名称及び管轄区域等を定める政令の一部を改正する政令(3月18日公布政令第31号, 5月1日施行) 本政令は、市町村の廃置分合等による簡易裁判所の名称の変更に伴い、所要の改正を加えられたものである。
- (2) 検察審査員等の旅費、日当及び宿泊料を定める政令の一部を改正する政令(4月3日公布政令第94号, 4月3日施行4月1日から適用)。本政令は、検察審査員及び補充員等の会議に参与した日の日当の増額改正である。
- (3) 同上(5月27日公布政令第143号, 5月29日施行)。本政令は検察審査会に出頭した証人の日当の増額改正である。

また、他省庁の主管法令について、当課において、その立案に協力した法案は、前掲審議法案(参照97頁)のとおりである。

刑事課 法務省組織令第18条

1 一般刑事関係

- (1) 概況 本年中に全国検察庁で新たに受理した刑法犯被疑者の総数は641,646名(法務統計月報による。)であり、前年に比し16,250名の増加となっている。これを罪種別にみて前年より増加したものを挙げると、公務執行妨害、失火、賭博・富籤、恐喝、過失傷害等がそれであり、なかでも過失傷害の増加が前年と同様目立っている。一方、特別法犯についてみると、本年中に新たに受理した被疑者の総数は3,089,550名で前年に比し307,299名の増加となっている。これを罪種別にみて増加したものを挙げると暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、道路交通法違反であるが、なかでも道路交通法違反の激増は注目される。
- (2) 暴力関係事犯 本年中にあらたに受理した暴力関係事犯の主なるものについて、その受理人員数をみると、殺人(嬰兒殺、同予備、尊属殺、同予備、自殺関与を含む。)3,234名、傷害(傷害致死、暴行、兇器準備集合、同結果を含む。)127,429名、強盗(強盗致死、強盗強姦を含む。)4,962名、恐喝28,660名、暴力行為等処罰ニ関ス



ル法律違反9,385名、銃砲刀剣類等所持取締法違反15,711名となっており、殺人、傷害、恐喝、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反は前年に比し若干増加を示している。一方、これを具体的事件についてみると、まず、暴力団構成員等の暴力的徒輩によつて敢行された事件として、東京大森において発生した博徒山川一家と愚連隊島根組との縄張り争いをめぐる暴力事件、東京新宿において発生した博徒日野一家と東声会との拳銃による射殺事件に端を発して惹起された殺人事件、広島博徒岡組の内紛によつて発生した殺人事件、宮崎の暴力団中谷組と首藤組の興業上の縄張り争いのもつれから発生した殺人未遂事件等暴力団相互間の勢力争いあるいは内紛等に起因する大規模な殺傷事件を始めとして、一般の善良な国民に対する暴行、傷害、脅迫、恐喝等が依然として多数発生している。また、その他の暴力事件としては、8月に発生したいわゆる釜ヶ崎事件、川崎競輪場において出走馬の取消しをめぐつて発生した暴力事件、中野刑務所の受刑者が作業中看守を殺害して脱走した事件、東京三鷹において発生した女子高校生殺し、ブドー酒に農薬を投入して5名を殺害し、10名に重傷を負わせたいわゆる名張市のブドー酒による毒殺事件等一時の偶発的犯行あるいは自己の欲望を満さんがために惹起された事件を始めとし単なる利欲等に基因する殺人事件は依然として多発している。

(3) 暴力事犯防止対策 政府においては、暴力犯罪のすう勢にかんがみ、暴力追放を重要な施策の一つとしてとりあげ、2月23日の閣議において暴力犯罪の防止、取締対策の検討・強化等に必要の諸般の措置を講ずるため「暴力犯罪防止対策要綱」を決定したが、2月23日に開催された全国刑事部長検事会同においても、右の政府の方針に即応し、暴力犯罪の取締の徹底をはかるとともに、科刑の格段の引上げにつとめる旨の申合せを行なつた。

2 公務員犯罪関係 戦後、公務員の犯罪は漸増し昭和25年にはピークに達した。その後一時減少を示したが昭和29年を境に再び漸増の傾向をたどっている。本年中に全国検察庁で受理した人員は、6,702名（道路交通法違反を除く。）で、前年に比し増加している罪種は、職権濫用、収賄、窃盗、詐欺及び横領であり、偽造（刑法第148条～第168条に掲げる罪）は減少を示している。また、公務員の職種別についてみると、農林、通産、建設、運輸、郵政等のいわゆる現業官庁職員、防衛庁職員、税務職員のほか、都道府県、市町村等の地方公務員及び国鉄、電電等公社役職員の犯罪が多い。一方、具体的事件としては、武州鉄道汚職事件、東海道新幹線汚職事件、トランジスタ汚職事件、教科書汚職事件、博士論文審査をめぐる汚職事件、風倒木の払い下げをめぐる汚職事件、税務署員の課税調査等をめぐる汚職事件、土木・水道工事をめぐる汚職事件、電話の架設等をめぐる汚職事件、ゴルフ場等建設をめぐる農地の転用にかかる汚職事件のほか、簡易生命保険の不正契約による詐欺事件、釜ヶ崎事件の被疑者に対する警察官の暴行事件、裁判所職員の暴力団に対する逮捕状等令状発付に関する情報提供等の事件が発生した。なお、いわゆる武州鉄道汚職事件や昨年11月施行の衆議院議員総選挙の違反事件に関与して、国会議員で起訴された者もあつた。また、最高裁に係属

していた日興連汚職事件の裁判があり、これにより国会議員の資格を失なつた者もあつた。

3 補助金関係 本年中に全国検察庁で受理した補助金等適正化法違反の人員は90名、起訴人員は19名であつた。その態様は虚偽申請、水増申請による補助金等の不正受領事犯が全体の95.5%にあたる86名を占め、そのほか他目的使用犯2名、虚偽報告犯2名となつている。なお、本年中に受理した補助金等に関する詐欺、横領等の刑法犯は28名で、起訴されたものは6名であつた。

#### 4 選挙関係

(1) 昨年施行された各種選挙について 昭和34年には、参議院議員通常選挙やいわゆる統一地方選挙、昭和35年には、衆議院議員総選挙が施行されたが、昨年度においてはこのような全国的な規模での選挙は行なわれず、国会議員の選挙では、12月10日参議院宮崎地方区補欠選挙（退職による）が施行されたのみであり、また、都道府県知事、市長の選挙では、4月28日名古屋市市長選挙、7月11日坂出市長選挙、8月11日福島県知事選挙、11月14日神戸市長選挙、12月8日新潟県知事選挙等任期満了又は退職による選挙が施行されたにすぎなかつたが、これらの選挙における選挙違反事件のうち特に注目されたものは、坂出市長選挙における現金買収等の事件である。右事件は、勢力伯仲した保守系2候補者によつて選挙が争われたために発生した事件で両派の受理人員は合計510名にのぼり、起訴人員は合計170名に及んだ。

(2) 昭和35年11月施行の衆議院議員総選挙について 昭和35年の衆議院議員総選挙における違反人員については、前年の法務年鑑（110頁）に選挙施行後約40日現在の統計をもとに登載したが、更に選挙施行6カ月後の統計によつて眺めると、全国検察庁の受理人員の総数は、53,272名となつており、これを前回総選挙のほぼ同期（昭和33年11月30日現在）の受理人員と比較すると20,292名の増加となつている。また、右受理人員のうち買収事犯は、前回総選挙においては27,871名で全体の83.1%を占めていたのに対し、昭和35年の総選挙においては47,474名で全体の89.3%を占め、前回より更に高率を示しているが、これに対し、文書違反は4.5%で前回の4.6%とほぼ同率、また戸別訪問は3.3%で前回の6%に比し低率を示している。次に処理状況をみると、起訴人員は15,512名、不起訴人員は24,498名となつており、起訴率は38.8%である。更に罪名別に起訴率を示すと、買収が39.8%、文書違反が29.6%、また、戸別訪問が37.1%となつている。買収事犯の形態は、組織的なものが多く、とくに後援会組織を利用する傾向が全国的に顕著であり、また、候補者、総括主宰者、出納責任者の違反や候補者の妻子その他近親者の違反も少なくなかつた。

(3) 公職選挙法改正問題の動向について 選挙制度の改正問題は、最近数年にわたり各方面で論議されてきたところであり、選挙制度調査会においても改革について政府に答申をしたが、容易に法改正の実現までには至らなかつた。そこで、政府は第38回国会において成立した選挙制度審議会設置法にもとづいて昭和36年6月選挙制度審議会を設置し、具体的に選挙制度の改善合理化その他選挙の公明化を図るための方



策について同審議会（会長野村秀雄，副会長宮沢俊義）に諮問した。同委員会は、同年6月16日第1回総会を開き、その後第1委員会（選挙運動及び選挙管理に関する委員会）、第2委員会（罰則及び政治資金に関する委員会）、第3委員会（公明選挙運動推進に関する委員会）及び第4委員会（選挙区制定数に関する委員会）を設け、「選挙制度の改正等に関する問題点」の各担当部分について審議を重ねた結果、同年12月26日の総会で第1次答申案を決定し、直ちに総理大臣に答申を行なった。

その主な内容は、①重複立候補を禁止すること。②高級公務員の立候補を制限すること。③立候補する予定である旨を選管におらかじめ届け出たものは公示前に個人演説会を開催することができることとする。④頒布する文書図画の制限を緩和すること。⑤政治活動に対する制限を緩和すること。⑥選挙管理事務を合理化すること。⑦連座制を強化すること。⑧選挙権及び被選挙権の停止を強化すること。⑨公務員の選挙運動の準備的行為等を制限すること。⑩選挙に関する寄附及び政治資金の規正を強化すること。⑪国又は公共企業体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者、国から補助金・奨励金・助成金・負担金その他これに準ずる交付金又は出資金を受けている会社その他の法人及び国から直接又は間接に利子補給金の交付を受けている会社その他の法人は、選挙、政治活動に関し寄附をしてはならないものとする。⑫後援団体等は当該選挙に関し、当該選挙区内にある者に対しいかなる名義をもつてするを問わず寄附をしてはならないものとする等であったが、自治省当局は右答申にもとづきただちに公職選挙法改正の立案作業に着手し、第40回国会に公職選挙法等の一部を改正する法律案を提案することとなった。

## 5 外事関係

(1) 外国軍隊の構成員、軍属及びそれらの家族の犯罪 本年における合衆国軍隊構成員等の犯罪情勢を 検察統計によつてみると、全国検察庁で受理した被疑者総数は2,133名であり、刑法犯にあつては業務上過失致死傷657名がもつとも多く、傷害165名、窃盗122名等がこれにつづき、特別法犯では道路交通法違反996名が圧倒的で、銃砲刀剣類等所持取締法違反14名、関税法違反11名等がこれにつづいている。一方起訴人員は、刑法犯148名、特別法犯38名であり、刑法犯起訴人員中の113名は業務上過失致死傷事件である。

本年において注目された事件としては、米海軍佐世保基地内における日本人電話交換手絞殺事件、東京都世田ヶ谷区成城町における家族による米軍属謀殺事件、B・X免税物品の多量横流し事件（東京）等があつた。また本年中に判決があつたものとしては、立川市内で元女給を絞殺した被告人米兵に対し懲役12年（確定）、厚木市内で少女を輪姦した米兵1名に懲役3年（確定）、共犯の少年兵1名につき懲役2年以上3年以下の言渡しがあり、被告人が上訴して第二審において原判決破棄懲役2年の言渡しがあり、刑が確定した。

(2) 一般外国人の犯罪 本年における新規受理人員（上記(1)を含む。）は、86,398名で前年の87,726名に比し1,328名の減少となつている。これは主として外国人登録法

違反11,695名（前年20,218名）等の減少によるものであるが、一方増加しているものに道路交通法違反40,481名（前年35,527名）等がある。また外国人のうち、朝鮮人の受理人員は、80,517名で、前年の81,328名に比し、811名の減少となつている。

一般外国人の具体的事件としては、アメリカ船とデンマーク船の衝突（横浜）、ギリシャ船と日本捕鯨船の衝突事件（仙台）のほか、船舶上の殺人事件（大阪、神戸）があり、また国府海軍下士官が帰国途上の軍艦から海上に飛びこんで脱出し不法に本邦に入国するという特異事件（横浜）があつた。朝鮮人については、小年、刑事未成年を含む集団密入国（松山）、長崎県対馬西方のわが領海内における韓国漁船の底曳網密漁事件等があつた。

## 6 財政経済関係

(1) 本年中に全国地方検察庁において受理した直接国税関係違反事件は、法人税法違反36件（前年40件）、所得税法違反12件（同7件）計48件（同47件）でわずかながら逐年増加の傾向を示し、その処理状況は、起訴36件、起訴猶予2件、犯罪の嫌疑なし1件、未済9件となつている。

(2) 間接国税（酒税法、印紙税法、物品税法、入場税法）、地方税法、たばこ専売法関係違反事件は、受理12,713名（前年13,803名）、起訴2,404名（同3,009名）となつており、前年に比し受理起訴ともに減少している。

(3) 外国為替、貿易関係（関税法、外国為替及び外国貿易管理法）違反事件は、受理4,103名（前年3,356名）起訴1,188名（同885名）となつており、前年に比し受理、起訴ともに増加している。

(4) 金融関係（相互銀行法、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律）違反事件は、受理456名（前年467名）、起訴199名（同180名）となつており、受理は減少し、起訴は増加している。

(5) 無体財産関係（不正競争防止法、特許法、実用新案法、意匠法、商標法）違反事件は、受理523名（前年419名）、起訴80名（同50名）となつており、前年に比し受理起訴ともに増加している。

(6) 統制経済関係（食糧管理法、食糧緊急措置令、物価統制令）違反事件は、受理7,650名（前年9,353名）起訴1,959名（同2,793名）となつており、前年に比し受理、起訴ともに著しい減少を示しているが、これは食糧管理法違反事件の激減によるものである。

### 青少年課

法務省組織令第18条の2

## 1 少年関係

(1) 概況 少年犯罪の数的な増減状況をみると、新規受理の総数では、昭和27年以降の増加傾向が本年にいたつてはじめて止まり、逆に1.7%の減少を示し、全受理人員中に占める少年の比率は、成人犯罪の増加にも影響されて、前年の16.9%から15.2%



と減少した。しかし、この減少は特別法犯たる道路交通法違反の減少によるものであり、刑法犯は、例年同様やはり増加の傾向を保っており、昭和27年を100とする指数では、これまでの最高の144.1（少年犯罪全体では381）に達している。また、罪種別にみると、粗暴、兇悪犯中、強盗が減少を、恐喝が横ばいを示しているものの、強制猥褻、強姦、傷害等は、なおかなりの増加を示し、窃盗及び暴力行為等処罰ニ関スル法律違反は最も著しい増加にあることが目立っている。従つて、全般には、いぜん増加、悪質化の傾向にあり、同時に低年齢化、集団化、累犯化等最近における少年犯罪の傾向ないし特質を有している状況である。

(2) 少年犯罪の受理・処理状況 昭和36年1月から12月までの全国地方検察庁における少年被疑者新規受理人員は568,786名で、前年より1.7%（9,607名）の減少であるが、内訳では、刑法犯161,205名で前年より5.9%（8,947名）増加し、特別法犯及び準刑法犯は407,581名で前年より4.4%（18,554名）の減少を示しているので、全体的な減少は、特別法犯の減少によるものである。なお、準刑法犯は3,727名で前年より15.4%（500名）の増加となつている。

次に、これらを罪種別にみると、刑法犯では強制猥褻、強姦、殺人、傷害、窃盗、贓物関係等の事犯が増加し、とくに窃盗罪は前年に比し10.4%（7,633名）の増加を示している、これらは成人が減少傾向を示しているのに対比し注目すべきことである。刑法犯中に占める罪種別比率をみると、窃盗50.2%、傷害15.9%、過失傷害14%となつている。前年まで累年増加の傾向が著しかつた強盗罪が、前年に比し11.2%（293名）も減少しているほか、知能的犯罪である詐欺4.4%（109%）横領13.9%（199名）とそれぞれ累年減少の傾向をみせている。なお、恐喝罪は0.7%（103名）の減少にとどまり、横ばいの状況である。特別法犯では、道路交通法違反が全体の96.5%（390,061名）で、いぜんそのほとんどを占めているが、前年に比し4.3%（17,331名）減少している。なお、前年、増加の著しかつた銃砲刀剣類等所持取締法違反は21名の減少で、恐喝同様横ばいの状況にある。準刑法犯では、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反が3,696名で前年より10.9%（545名）もの増加を示している。

次に、新規受理人員568,786名のうち、家庭裁判所へ送致した人員は562,334名（前年より19,370名の増加）である。家庭裁判所における処理状況をみると、刑事処分相当として検察官に逆送されたものは、85,740名（前年より23,633名の増加）で、家裁へ送致した人員の15.2%（前年は11.4%）にあたり、逆送比は年々上昇しているが、その内訳をみると、刑法犯については、家裁送致人員159,217名に対し、検察官への送致人員は11,499名で、その比率は7.2%（前年より0.1%低く）、特別法犯では、同じく399,464名に対する74,178名で、その比率は18.5%（前年より5.2%増）と急増している。特別法犯中、道路交通法違反をみると、家裁送致人員385,710名に対し、検察官への送致人員は73,886名であつて、その比率は19.1%（前年より5.6%増）を示している。

さらに、家裁から検察官に逆送されたものの検察庁における処理をみると、起訴人

員は71,312名（起訴率83.2%）であつて、うち、刑法犯9,420名（同81.9%）、特別法犯（準刑法犯を含む）61,892名（同83.4%）である。

なお、これを年齢別にみると、18歳未満者は18,375名、20歳未満者は52,937名で、年少者と年長者の比率は、例年同様1：3程度の割合を示している。

また、本年中に発生した少年事件中注目すべきものとしては、執務中の巡査に青酸加里混入の雪印あづきドリンクスを飲用せしめて毒殺のうえ、拳銃等を強取し、警察官を装つてタクシーに乗り込み、拳銃で運転手を射殺した19歳の少年事件・銃砲マニアの18歳の少年がピストル欲しさに自衛隊武器庫に侵入して短機関銃4丁等を窃取した事件・19歳の少年が西部劇、活劇等の映画シーンやスリルにあこがれ、日本刀を手に入れたが、さらに映画をみた直後、刺激を受けて拳銃が欲しくなり、奪取の目的で巡査派出所を襲い、所持の日本刀で巡査に傷害を与えた事件・7名共謀のうえ、アベックに悪戯をする目的でその相手を物色中、山道をただ一人で帰宅中の未知の婦女に対し、暴行のうえ、輪姦した事件等があり、社会の耳目をひいたものが少なくない。

(3) 少年調査票制度 少年検察の適正を期し、かつ、立法行政施策の樹立に資するため、昭和34年1月1日から、11地方検察庁において試験的に実施してきたところであるが、これを全国的に実施するため、本年4月各庁の所見を照合し、さらに5月開催した全国少年係検事会同の議に供し、それらの意見を参酌のうえ、基本構想を定め、9月1日から全国地方検察庁において実施した。この制度の目的は、全国検察庁における少年事件の処理を適正にし、審判もしくは裁判における資料としての活用を考慮するとともに、作成庁において少年犯罪の実態等を把握するための資料（少年の非行歴や環境・資質、処遇状況等をも明らかにする。）として役立たせることにある。なお、11地検から送付された旧調査票は第1様式・第2様式計52,938枚にのぼつており、これらについては累犯少年の研究等に使われ、昭和36年度の犯罪白書にもその一部が資料化されている。

(4) 少年法制関係 少年法制に関しては、昭和34年以降省内に「少年法調査研究会」が設けられ、省内各部局の係官により、少年法及び関係法令につき理論的、実際的な面から検討がすすめられている。本年は第49回をもつて終了したが、討議された主な問題は、参審員・参与員等少年審判補助機関の導入、事実認定手続と処遇決定手続との分離、審判手続への検察官等の関与、保護処分の種類・内容、少年鑑別所法の制定等に関する諸問題であり、引き続き、特別法犯とくに少年の道交事件の取扱い、少年の刑事事件について特別の審理方式の採用等の問題点について調査、研究がすすめられる。

## 2 風紀関係

### (1) 売春防止法関係

a 概況 売春防止法が全面的に施行されて以来同法違反事件は逐年減少の傾向を示していたが、本年において、はじめて2万台を割り、19,073名（前年に比べ2,627名減）を受理した。これが、この実態を反映しているのであれば、喜ばしいこと



であるが、売春助長事犯はもちろん売春婦自身による勧誘等の事犯までがますます悪質巧妙化したため、事犯の検挙が困難となつたことによるのではないかと考えられる。

b 売春事犯の受理・処理状況 本年における新規受理事件の内訳をみると、第5条（勧誘等）違反13,781名（前年比13.2%減）で圧倒的に多く、全受理人員の72.2%を占め、以下主なものとしては、第6条違反（周旋等）が2,882名で15.1%、第11条違反（場所の提供）が1,611名で8.4%、第12条違反（管理売春）が574名で3.0%が挙げられる。その他の事犯はきわめて少なく第10条違反（売春をさせる契約）が186名、第7条違反（困惑等による売春）が21名、第8条違反（対償の收受等）が10名、第9条違反（前貸等）及び第13条違反（資金の提供）がそれぞれ4名で、これらを合せても全受理人員の1.2%にとどまる。なお、第5条違反（勧誘等）の受理人員中には、679名の少年被疑者が含まれている。

次に、本年における売春防止法違反事件の起訴人員は、7,712名であつて、その起訴率は57.6%である。また、起訴人員中公判請求されたものは2,790名で、4,922名が略式請求となつている。

不起訴人員は、5,669名であるが、その95.5%にあたる5,413名が起訴猶予処分となつている。

c 売春防止法の改正問題について 第38回通常国会の会期末である6月7日に、参議院において婦人議員の一部から、売春防止法の一部を改正する法律案が発議され、現在同院において継続審議中である。この法律案による改正点は、① 単純売春及び相手方の処罰規定の新設、② いわゆるひもの処罰に関する規定の拡張（7条・8条）、③ 管理売春に関する規定の整備（12条）、④ 補導処分の期間延長の4点である。

(2) 婦女の福祉に関係ある犯罪事件 婦女の福祉に関係ある犯罪事件とは、婦女に淫行をさせる行為に関係のある犯罪事件をいうが、これには、刑法犯として、淫行勧誘、略取誘拐、営利誘拐、国外移送、人身売買、拐取補助、被拐取者收受があり、特別法犯として、児童福祉法、職業安定法及び労働基準法の関係法条の違反がある。本年において全国地方検察庁が受理したこの種事件の人員は、刑法犯152名、特別法犯945名合計1,099名で、前年に比べ259名（19.3%）の減少となつている。

その処理状況は、起訴385名、不起訴411名で、起訴率は、48.4%となつている。

### 3 麻薬・覚せい剤関係

#### (1) 麻薬関係

a 概況 麻薬関係法令違反事件（麻薬取締法、あへん法、大麻取締法違反事件等の特別法犯のほか、刑法の阿片煙ニ関スル罪を含む）は戦後最高を記録した昭和35年度に比してわずかに減少を示した。しかし、この減少は、あへん法違反の激減に基因するもので、悪質犯と目される麻薬取締法違反事件はいぜん増加の傾向にあることは注目される。

b 受理・処理状況 本年中に全国地方検察庁において新規に受理した麻薬関係法令違反人員は、3,173名であつて、前年の3,261名に比して88名（2.7%）減少している。これを法令別にみると、阿片煙ニ関スル罪は前年同様皆無で、あへん法違反は193名（前年457名）で35.9%の減、麻薬取締法違反は2,955名（前年2,781名）で7%の増、大麻取締法違反は25名（前年23名）で8.7%の増となつている。次に処理状況は、起訴人員が2,307名で、前年の1,972名に比して335名（17%）増加しており、起訴率も、前年の70.6%に対し79.1%と大幅に上昇している。起訴人員中2,180名が公判請求されており、これは起訴人員の94.5%に相当する。不起訴となつたものは609名（前年821名）で、うち、407名（前年623名）が起訴猶予処分となつている。なお麻薬取締法違反事件についてのみ見れば、起訴2,267名（うち略式100名）、不起訴448名（うち起訴猶予処分254名）で、起訴率は83.3%である。この起訴人員・起訴率は、ともに前年より大きく、処分の峻厳化が一段と推し進められていることがうかがえる。

c 科刑状況 この種事犯の第一審裁判結果をみると、昭和30年以降年々その科刑が重くなつており、とくに1年未満の短期刑に処せられた者及び刑の執行猶予の言渡を受けた者の減少が目立っている。なお、11月には、横浜地裁において、李榕茂に対し麻薬取締法施行以来の最高刑である懲役8年及び罰金20万円の判決が言い渡された。

d 特異事犯 本年中における特異な麻薬関係事件としては、(1) バンコックよりの麻薬密輸事件（東京）、(2) 博徒「三好興行部」の麻薬密売事件（静岡）、(3) 元税関幹部及び貿易商社検数員を交えた麻薬密売事件等が挙げられる。

e その他 国連の主催によつて11月11日より12月4日までの間東南アジアの海港及び空港における麻薬取締状況視察旅行が行なわれたが、これに横浜地検麻薬係検事が参加した。

(2) 覚せい剤取締法関係 一時下火となつていた覚せい剤取締法違反事件は、昭和34年から再び増加しはじめ、本年の新規受理人員は1,257名で、前年の1,248名に対しわずかながら増加している。処理は、起訴420名、不起訴662名となつており、起訴率は38.8%である。

## 公安課

法務省組織会第19条

## 〔公安〕

### 1 公安情勢

(1) 日共関係 日共は、第6回中央委員会総会（34・6～7）以来安保反対闘争をはじめとする各種闘争を通じて党員倍加運動を強力に推進し、おおむねその目的を達成し、これらの諸闘争を通じて労組、大衆団体に影響力をも強めたのであるが、第8回



党大会の開催に際しては、反党分子を一掃し、主流派路線による新綱領を採択、内部体制を強化し、さらに2年後における30万の党建設を目指す「党建設総合2カ年計画」をはじめとする高姿勢の活動方針を決定している。党员倍加運動の成果は、本年1年間に党员約1万名、アカハタ本紙5万部、同日曜版約20万部の増加ときわめて大幅な伸長を示し、また、育成強化してきた民青同も、約3倍に増大している。ことに、党勢拡大の重点は、官公庁及び重要基幹産業に向けられて、その浸透も目覚ましいものがあり、また、農村、婦人層にも組織化工作を推進するなど広範な分野にわたって積極的取組みをみせている。一方、幹部党员のソ連、中共等共産圏への渡航、共産圏諸国首脳の来日等国際連帯性もますます強化しつつある。

(2) 学生関係 安保反対闘争の中で、全学連は、主流、反主流の両派に完全に分裂したが、本年は対立したまま、1月20日ミサイル試射場設置反対、国公立授業料値上げ反対の集会デモを皮切りに、国立大学の学生部次長制反対、公共科金値上げ反対、ILO関係国内法改正反対等の政治闘争を次々と展開した。ことに、政防法反対闘争においては、しばしば警備警察官と乱闘を惹起する等相変わらず過激な闘争を展開し、多数の検挙者を出したが、安保反対闘争時のような一般学生の同調が得られず、このため動員数も大幅に減少した。政防法反対闘争も、6月8日の国会会期終了とともに消滅し、その後は両派とも内部における派閥抗争が表面化して四分五裂の状況となったため、学生運動は、急速に低調化した。

(3) 右翼関係 昭和33年の勤評反対闘争以来、警職法反対闘争、安保反対闘争と引き続いた左翼運動の激化は直接右翼運動に反映し、左翼との対決意識をますます強くさせ、これにともなう右翼の実力行動も盛んとなり、刑事事件も次第に増加の傾向を示していたが、たまたま、昭和35年12月号の中央公論に掲載された小説「風流夢譚」は、右翼陣営に絶好の攻撃目標を与える結果となり、遂に2月1日、17歳の元日本愛国党员の嶋中中央公論社社長宅における二婦人殺傷事件の発生をみるに至った。この事件は、浅沼社会党委員長殺害事件をはじめとするテロ事件の続発した直後でもあるだけに、世論を強く刺戟し、これが政防法の立案となつてあらわれた。このような右翼のテロ風潮は、その後も、池田首相、江田社会党書記長、ミコヤソ連第1副首相、鈴木訪中使節団長に対する各殺人予備事件と継続したが、なかでも12月12日に検挙した、国会の占領、現政府の要人等の暗殺を計画したいわゆる三無事件は、幸い予備の段階で検挙し得たものの、それまでの個人テロと異なり、組織的なクーデター計画にまで発展している点に重要な問題を含んでいる。

(4) 朝鮮人関係 本年における朝鮮総連の動向は、日共等左翼系諸団体の政防法反対闘争を始めとする諸闘争に対しては、従来と同様、内政不干渉を理由に終始単に側面的な支援の態度をとつたため、治安上特に問題となるような事態の発生はなかつたが、ただ、日韓会談をめぐってははげしい動きがみられた。民団に対する統一戦線工作は、地域的には、両者間の懇談会等若干の交流もみられたが、駐日韓国代表部は、民団に対し交流禁止を命じ、さらに5月の全国大会で権逸が新団長に就任してから

は、このような懇談会に参加した者を処分する等強硬な態度に出たため、話し合いの気運は一掃された。民団については、権逸新団長が朴政権を背景に執行部を自派で固めるなど指導権の確立につとめているが、従来からの派閥争いはむしろはげしくなっており、このためか特にみるべき活動はなく、北鮮帰還に対する妨害事犯なども発生しなかつた。

2 公安事件 昭和35年の公安関係事件(違法争議行為事件を除く.)の新受人員1,093名に対し、本年は若干減少し、新受人員は、886名となつている。この減少は、昭和35年度の安保反対闘争に関連した事件の受理人員が506名(内学生447名)であつたのに対し、政防法反対闘争に関連した受理人員が135名(内学生87名)であつたことに起因しており、その他の事件については、前年に比し数では特に目立つた変動はない。

3 主な裁判 本年中において、もつとも世人の注視を集めた裁判としては、8月8日仙台高裁において一審判決を破棄し無罪を言い渡した松川事件差戻審の判決がある(検察官上告)。その他主要な判決をあげると、12月20日最高裁において二審免訴の判決を正当とし上告棄却を言い渡した松本三益に対する団規令違反事件、5月12日東京高裁において弁護人の事実誤認の主張を斥け控訴を棄却した青梅線列車妨害事件(被告人上告)、5月8日名古屋高裁において原判決を破棄して免訴の判決を言い渡した岐阜県公安条例違反事件(検察官上告)、3月27日東京地裁において無罪を破棄し各罰金2千円の判決を言い渡した砂川事件差戻審(検察官被告人各控訴)、5月13日東京地裁において無罪を言い渡した庄司宏に対するラストボロフ関係事件(検察官控訴)、8月14日名古屋地裁において超法規的違法阻却事由に該当するとして刑の免除等の判決を言い渡した愛大事件(検察官被告人各控訴)、12月22日東京地裁において2名に実刑、31名に執行猶予の判決を言い渡した全学連の安保反対闘争Aグループ事件—11・27国会乱入事件、1・16羽田事件、4・26国会デモ事件(23名被告人控訴、10名確定)、12月23日大阪地裁において承諾なくデモ隊員の顔写真を撮ることは違法であり撮影警察官を逮捕した行為は違法性が阻却されるとして無罪を言い渡した安保反対デモに際しての労組員の不法逮捕事件(検察官控訴)、等の判決がある。

#### 〔労働〕

1 労働運動の概況 昭和36年を概観すると、三井三池争議、安保条約改定反対闘争等をめぐって激動を続けた前年と比較すれば、一応、現象面では平穏な経過を示しており、いわばようやく安定的方向を指向するにいたつてきた観があつた。しかし、労働運動の帰結については、激烈をきわめた安保闘争とその間に敢行された政治スト、さらには三井三池闘争の経験等がその後の闘争推進のあり方に対していかなる影響をあたえるであろうかきわめて注目されたところであつたが、具体的な各種闘争においては、春季闘争、夏季闘争、秋季年末闘争、合理化反対闘争その他政防法反対闘争等いずれも特段の激烈な実力行使、あるいは長期、かつ、大規模なストにもいたらず推移した。春季闘争において、もつとも注目すべきものは、その闘争推進にあつて積極的役割を果たした



公労協及び全国金属の動向であつた。とくに公労協は、スト権奪還等を呼号して、3月31日あえていわゆる半日スト強行を計画宣言するにいたつた。結果的には労相の職権あつせんによる中労委裁定の受諾によつて回避されたが、公労協の春闘におけるこの指導方針、はその闘争収拾の経緯とあいまつて、とくに留意を要したところであつた。一方、全国金属は闘争のトップをきつて、大幅賃上げのいわゆるムードを作つたとされたことは、春闘の評価のうえで重要視すべき一要素ともいふべきものであつた。しかし、賃上げそれ自体が好調であつた反面、官公庁労組の違法行為に対する管理者側の態度は、従前のそれに対比して強力な行政処分の実施という点において注目に値するものがあり、解雇等その総数は合計25,245名に及び、これは、昭和27年から同35年12月までの総数である25,187名を上廻るものであつた。刑事事件としては、秋田県職組の秋田県知事公舎侵入事件(5名公判請求)、動力車労組の合理化反対闘争をめぐる3月15日の10割休暇闘争に際しての水戸駅、浜松駅等事件がある。夏季闘争は、全体としては、平穩に推移し、秋季年末闘争においては、総評が炭労の政策転換闘争にその主力をそそぎ、中央陳情団等の動員による国会等請願陳情を精力的に行なつたことは、合理化反対闘争の新しい闘争方式としてその効果の有無が注目されたところであつた。政防法反対闘争は、一時安保闘争の再現かとその成行が注目されたが、参議院における、継続審議等の政治情勢を反映して、おおむね平穩のうちに終わり、この間における労組の生産点における実力行使もほとんどみらるべきものがなかつた。

なお、次に注目を要するものとしては、日教組の学力テスト阻止闘争があげられよう。文部省は、9月26日、全国小学校、高等学校の最高学年を対象(指定校と希望校)に、また、10月26日、全国中学校の2、3学年を対象に、それぞれ学力テストを実施したが、日教組は、これに反対して強力な阻止闘争を実施し、岩教組事件(地公法違反)、あるいは公務執行妨害等各地で多数の刑事事件を引き起こし、一部において阻止闘争によるテスト実施の不能、あるいは混乱が生じ、その闘争の特殊性にかんがみ、他方、社会問題としても世間の注視を集め、世論の批判の対象となつた。その他、総評は、8月、第17回定期大会を開催し、運動方針を決定したが、その際、運動の基調を経済闘争に置いたこと、国民大衆との結合を条件とした幅広い運動の必要性の強調等の諸点をめぐり、その戦術変更の真意の所在や政治闘争の位置づけ等について、その動向測定や今後の闘争推進の方向の観察等の観点から治安維持上今後の労働運動の将来を律するものとして注目された。

## 2 労働事件

(1) 違法争議行為事件 昭和36年における違法争議行為事件を統計報告により概観すれば、次のとおりである。受理人員は、1,423名で、前年の2,392名をはるかに下廻つている。これは、前年の三池争議事件のごとき大規模な争議が発生しなかつたことによるものと思われる。これを罪名別にみると、傷害410名、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反285名、威力業務妨害185名、住居侵入114名、公務執行妨害60名、逮捕監禁59名、地方公務員法違反50名、毀棄46名、暴行39名、名誉毀損38名、建造物損壊

21名、殺人未遂17名、強制執行不正免脱14名、窃盗13名、逮捕監禁致死傷11名、道路交通法違反10名、脅迫・強要各8名、偽証6名、公務員職権濫用、業務上横領各4名、誣告3名、公正証書原本不実記載、特別公務員暴行陵虐、業務上過失致死、道路運送車輛法違反、国家公務員法違反各2名、証人威迫、浄水汚穢、信用毀損、業務妨害、背任、公文書毀棄、自動車損害賠償法違反、軽犯罪法違反、公安条例違反各1名の順となつている。

(2) 労働保護法規違反事件 昭和36年におけるこの種事件は、新受人員3,579名で、前年の2,692名に比し、大幅な増加(787の増)を示した。これを罪名別にみると、労働基準法違反1,964名、職業安定法違反965名、船員法違反413名、鉱山保安法違反149名、労働者災害補償保険法違反60名、失業保険法違反28名となつている。

## 参事官

法務省組織令第20条

1 刑法の改正 刑法改正準備会は、昨昭和36年12月20日その成案である「改正刑法準備草案」を公表し、昭和31年10月以来5年間にわたる作業を終了した。この間の経緯の概略は次のとおりである。

昭和31年10月5日発足(刑法各則から審議開始)  
同 32年7月10日 第36回審議(各則第1次案作成)  
同 年9月25日 第37回審議(総則審議開始)  
同 34年3月11日 第90回審議(総則第1次案作成)  
同 年4月22日 第91回審議(各則第2次審議開始)  
同 年7月15日 第100回審議(各則第2次案作成)  
同 年9月16日 第101回審議(総則第2次審議開始)  
同 35年3月9日 第121回審議(総則第2次案作成)  
同 年4月27日 改正刑法準備草案(未定稿)公表  
同 年10月19日 第122回審議(未定稿修正再検討開始)  
同 36年4月5日 第141回審議(右終了)  
同 年12月20日 改正刑法準備草案公表

このように、昭和36年においては、前年に引き続き未定稿の再検討および刑の体系に関する審議のための会議が4月まで行なわれた。右4月の審議終了後は、各委員において理由書を分担作成し、年末に至りその理由書とともに「改正刑法準備草案」の公表をみたわけであるが、昭和35年10月再開された後の会議における再審議によつて、総則および各則の全般にわたり修正が施された点が少なくない。修正された条文数は、総則46箇条、各則101箇条、合計147箇条に上るが、このうち実質的審議によつて修正された条文数は総則17箇条、各則39箇条、合計56箇条であつて、その他は表現上の修正に止まるものである。しかし、その大綱においては、未定稿と変るところがない。修正ないしは追加された点は、(1) 刑法改正の沿革および準備草案における刑法の諸原則につ



いての序説のほか総則および各則にわたって詳細な総括的および逐条的な理由書が草案とともに公表されたこと。(2) 用語について、国語審議会における審議の結果などを参考にして、全般的に未定稿より平易な表現を用いたこと。(3) 未定稿においては、未確定であつた自由刑の体系に関する部分について、二つの具体的な案が示されたこと。(4) 右のほか総則編においては、第16条(みずから招いた精神障害)、第20条(法律の不知・錯誤)、第26条(共同正犯)、第78条(執行猶了)などの規定につき修正を加えたほか、第50条(日割による罰金・科料の適用)および第51条(懲役の禁固への転換)が削除されたこと。(5) 各則編においては、原子力に関する規定が新設され、機密採知等に関する第136条ほか、第141条、第148条、第335条、第347条等の要件に修正が施され、第129条、第131条、第140条、第141条の各罪の法定刑から「懲役」が削除される反面、第144条ないし第146条、第160条、第161条の各罪の法定刑から「禁固」が削除され、さらに第138条、第242条ないし第244条、第247条、第251条、第334条、第335条などの各罪の法定刑が引き下げられたこと、等である。なお、刑の体系に関する部分、とくに懲役と禁固とを単一化するかどうかについては、最後まで意見が対立したため、二つの案を併せて公表し、今後の決定にゆだねることとしたものである。このようにして公表された「改正刑法準備草案」は、刑法改正準備会の審議の結果に基づく一つの草案であり、刑法全面改正事業の全過程からみれば、刑法改正に関する法務省原案の作成に資するための予備的な草案にすぎず、したがって、将来、それが新しい刑法典として日の目をみるにいたるまでには、法務省原案の作成、法制審議会に対する諮問とその審議、政府案の確定、国会提出と国会における審議というように、今後になお多くの手続と作業が残されており、それが制定されるまでには、学者、実務家はもちろんのこと、広く国民各層からの批判や意見を参考にして、慎重に審議され、かつ、十分に討議が重ねられなければならないであろう。

2 刑事訴訟法の改正 刑事訴訟法の改正については、従来個々の改正事項に対する検討に重点を置き、判決前調査制度、アレンメント制度および参審・陪審制度等新たな制度を導入することの可否ないしは要否等を中心とする調査研究をなすとともに、弁護人の被疑者との接見交通権、被疑者勾留期間または保釈制度の修正、弁護人の検察官手持証拠の閲覧権および証拠法の再検討等の諸点についても随時検討を加えてきた。しかし、これら個々に指摘される改正点は、刑事司法のあるべき姿について、それぞれ異なる方向を示唆するものがあるため、常にあるべき刑事司法との関連において検討をなさない限り、ますます現行刑事訴訟法の性格を曖昧なものとする事となる。そこで、従来の個別的検討作業と併行し、現行刑事訴訟法の考えうるあらゆる問題点を整理しつつ、刑事訴訟の基本的なあり方についての研究を開始し、現行法の全面的な再検討を考慮することもまた極めて必要なものと考えられるに至り、昭和36年10月初旬の検察長官会同においては、検察の面から見た刑事訴訟法の問題点とその改正の方向につき協議が行なわれた。その後、当局においては、右会同の際開陳された意見の整理検討を進めるとともに、さらに具体的な実情調査を現地検察庁について実施している(なお、昭和36

年6月1日には、第一審強化方策の一環(昭和31年法務年鑑162頁参照)として第1回公判期日前の公判準備等に関する刑事訴訟規則の一部を改正する規則が公布された。

3 判決前調査制度 起訴前調査をも含めた広義の判決前調査の制度に関しては、前年度に引き続き、関係機関との連絡を保ちつつ、当局において、法務省内部の協議体たる「判決前調査制度研究会」(昭和35年法務年鑑138頁参照)の討議経過を反省、参酌しながら、現行刑事訴訟の構造はもとより、わが国のあるべき刑事司法全体とのバランスの問題を始め、犯人に対する量刑・処遇の本質等根本的な調査研究の作業を継続している。

4 保安処分制度 精神障害者、酒精、麻薬等の中毒者等の特殊犯罪者に対処するためのわが国の法制は必ずしも十分なものとはいえず、この種犯罪者に対する適切な対策の整備が各方面から要望されており、昭和36年2月に閣議決定された「暴力犯罪防止対策要綱」においても総合的な犯罪防止対策の一環として所要の措置を講ずることとされている。一方前記「改正刑法準備草案」は、保安処分として、精神に障害のある者が、禁固以上の刑にあたる行為をした場合についての治療処分及び過度の飲酒又は麻酔剤もしくは覚せい剤使用の習癖のある者がその中毒のため禁固以上の刑にあたる行為をした場合についての禁固処分の2者を規定しているが、刑法の全面改正が実現するまでには、今後相当の年月を要する見込みなので、これとは切り離して、これら特殊犯罪者に対する保安処分制度を早急に立法化すべしとする意見もある。このような諸事情にかんがみ、刑事局においては、これら特殊犯罪者に対する保安処分制度の立法化についての研究を開始することとしたが、この種制度の立法化については、その内容、刑罰との関係、手続、収容施設、事後の保護手続等をはじめ検討を要する問題がきわめて多く、しかも、それらは国家の刑罰制度、社会政策の根本にふれるばかりでなく、法律学はもちろん、医学、心理学その他の実証諸科学の面からの総合的な検討を必要とするので、矯正局、保護局、司法法制調査部、法務総合研究所等の省内関係部局と協力しつつ、昭和36年春以来、諸外国におけるこの種制度の法制及びその運用状況に関する資料の収集、わが国におけるこれら特殊犯罪者の実態の把握等の基礎的な調査を進めている。



(4) 矯正局

法務省設置法第3条, 第8条 法務省組織令第21~条第27条の2

主な会同・協議会及びその議題

年月日	件名	協議事項	備考
昭36. 1. 26~27	矯正管区長協議会	1 人事及び予算関係について 2 中野刑務所看守殺害逃走事故について 3 その他	
◇ 2. 9~10	矯正管区第三部長協議会	医療分類課, 教育課の項参照	132, 145頁
◇ 3. 2~3	矯正管区第二部長協議会	保安課, 作業課の項参照	126, 129頁
◇ 3. 9	婦人補導院長協議会	補導上特に考慮すべき事項如何	
◇ 3. 23~24	矯正管区第一部長協議会	1 昭和36年度予算について 2 その他	
◇ 5. 22~23	矯正管区長・少年鑑別所長会同	施設提出協議議題全般につき協議	
◇ 5. 25~26	矯正管区長少年院長会同	同上	
◇ 6. 21	矯正管区長協議会	1 刑務所の保安対策について 2 その他	
◇ 6. 22~23	矯正管区長・拘置所長・刑務所長・少年刑務所長会同	1 情願につき考慮すべき事項 2 業種の統合と作業共助についての具体的方策 3 施設提出協議議題全般につき協議	
◇ 11. 7	矯正管区第三部長協議会	教育課の項参照	145頁
◇ 10. 24~25	矯正管区第二部長協議会	保安課, 作業課の項参照	126, 129頁
◇ 12. 21~22	矯正管区第一部長協議会	1 人事異動について 2 職員の職責処分について 3 その他	

総務課 法務省組織令第22条

1 矯正職員の人事に関する事項

- (1) 職員の研修 中央矯正研修所の項(237頁)参照
- (2) 職員定員関係

矯正施設職員定員表 昭和35年12月31日現在

官職別	施設別				備考
	監獄	少年院	少年鑑別所	婦人補導院	
事務官	269	131	118	9	昭和36.6.2 法務省設置法の一部改正により, 常勤補佐員全員が定員化〔(監獄) 職員52, 備員7, 計59.(少年院) 職員57, 備員13計70.(少年鑑別所) 職員27, 備員3, 計30.〕された。新規増員は少年院教官14, 少年鑑別所技官10である。別に予算上少年院の職員16が教官に, 婦人補導院の職員16が教官に, 備員のうち3が職員(看護婦)に組替えられた。
看守長	810	-	-	-	
副看守長	1,186	-	-	-	
看守部長	2,575	-	-	-	
看守	9,728	-	-	-	
技官	831	84	168	3	
教官	106	1,954	530	54	
雇員	798	262	188	3	
備員	512	214	129	6	
計	16,815	2,645	1,133	75	

(3) 職員の任用関係 昭和36年度刑務官採用試験は昭和36年12月10日(第1次試験)行なわれたが, 試験合格者(名簿登載者)は451名である。

2 矯正に関する法令案の作成について

- (1) 刑務所, 少年刑務所及び拘置所組織規程の一部改正(昭和36年4月28日法務省令第17号, 昭和36年5月1日施行) 福岡刑務所轄田川拘置支所の新設。福岡刑務所轄若松刑務支所を会津若松拘置支所と改称。
- (2) 刑務所, 小年刑務所及び拘置所組織規程の一部改正(昭和36年5月30日法務省令第21号, 昭和36年6月1日施行) 八王子医療刑務所所轄八王子拘置支所の新設。宮崎刑務所所轄都城拘置支所の新設。
- (3) 刑務所, 小年刑務所及び拘置所組織規程の一部改正(昭和36年12月26日法務省令第63号, 昭和27年1月1日施行) 福島刑務所所轄福島拘置支所の新設。

3 矯正施設の巡閲・監査

- (1) 巡閲 神戸拘置所・名古屋拘置所・広島拘置所・小倉拘置所・三重刑務所・福岡刑務所・長崎刑務所・佐世保刑務所・山形刑務所・旭川刑務所・高松刑務所・松山刑務所・姫路少年刑務所・松本少年刑務所
- (2) 監査 神戸再度山学院・鈴蘭台学園・瀬戸少年院・三重少年学院・広島少年院・貴船原少女苑・福岡少年院・筑紫少女苑・人吉農芸学院・東北少年院・松山少年院・有明高原寮・神戸少年鑑別所・名古屋少年鑑別所・津少年鑑別所・広島少年鑑別所・岡山少年鑑別所・福岡少年鑑別所・小倉少年鑑別所・長崎少年鑑別所・山形少年鑑別所・旭川少年鑑別所・高松少年鑑別所



4 「矯正資料」の刊行 矯正の実務に資するため、昭和36年中に次の次料を編さん刊行した。

刊号	標 題	刊行年月	頁 数	型 体
28	非行少年の身体鑑別基準に関する研究	36. 8	103	A 5

保安課 法務省組織令第24条

会 同 矯正管区第二部長協議会（保安関係）

年 月 日	協 議 事 項
昭36. 3. 2	1 刑務所における経理作業（営繕、内外掃等）の運営及び管理監督に関し、保安上考慮すべき事項について、(イ) 構外出役者の選定について、(ロ) 収容者の出門手続について、(ハ) 構外出役の規制について、(ニ) 職員配置について、(ホ) 職員研修について、(ヘ) その他 2 昭和36年度受刑者管外移送計画について 3 当面の問題について、(イ) 警備器具の計画について、(ロ) 矯正施設の収容定員について、(ハ) その他
〃 10. 24	1 余罪受刑者の処遇について 2 収容定員算定基準の一部改正について 3 情願、人権提訴及び行政訴訟等の取扱上留意すべき点について 4 その他当面の諸問題について

1 矯正施設の規律維持及び保安について

- (1) 矯正施設の保安状況は前半年において、看守殺害逃走事故、死刑囚の破壊逃走事故等の重大事故が発生し、憂慮されたのであつたが、後半からは比較的平穩に推移した。年間において発生した事故は、別表1のとおりである。
- (2) メチールアルコール類の盗飲事故の防止に関し、少年院に対しては、昭和31年6月、行刑施設に対しては昭和32年1月、それぞれ取扱上の注意等の通達を発したが、依然として、その発生が跡をたたないで、この種の事故の絶無を期して、重ねてメチールアルコール類の取扱等の細目を摘示し、注意喚起方を指示した（メチールアルコール類の盗飲事故防止について。昭36. 1. 19矯正甲第50号）。
- (3) 看守殺害逃走事故の発生にかんがみ、受刑者の構外作業の実施について、受刑者の選定等細目を通達した（営繕、外掃等構外作業の実施について。昭和36. 3. 23矯正甲第241号）。
- (4) 行刑施設の事故防止のために保安上の原則とその励行については、しばしば通達しているところであるが、死刑囚の破壊逃走事故の発生にかんがみ、重ねて事故防止のため注意喚起方通達した（破壊逃走事故の防止について。昭36. 5. 6矯正甲第381号、昭36. 5. 31電信第717～723号）。

- (5) 警備体制確立のため警備器具の整備については常に意を用いているが、昭和36年においては、衣体検査に際し使用する金属検出機を始め非常報知器・消火ポンプ等の非常対策用器具の整備に重点を置いて実施した。
- (6) 保安意識の昂揚と事故防止対策の一環として、保安表彰規則にもとづく施設の表彰を行なっているが、昭和36年の実績は次表のとおりである。

年 次	区 分 大臣表彰	矯 正 管 区 長 表 彰		計
		支 所	構外作業場	
昭和36年	-	17	14	31

2 被収容者の拘禁及び処遇について

- (1) 矯正施設の収容人員は、前年に引き続き総体的に漸減ないし横ばいの状態にあるが（別表2、別表3）、なお、多くの施設が過剰収容を余儀なくされている（別表4）ので、その全体的な収容調整につとめた。行刑施設においては、昭和36年中に別表5のとおり管外移送を実施した。
- (2) 被収容者に対するよりよき処遇制度の確立のために多角的な調査研究を行ない、また、矯正管区を經由して上申の各所の処遇細則を検討し、認可手続をとるほか、統一的かつ適正な処遇の実施につき指導監督した。  
処遇関係の事務処理件数は次表のとおりである。

年 次	区 分	情願の処 理	処遇細則 の認可	法令の解釈 及び運用上 の質疑回答	処遇に関する 注意及び 運用通達	警備に関する 注意及び 運用通達	その他	計

- (3) 被疑者又は被告人の身分を併有する受刑者の処遇については、各所において、その処遇内容が区々にわたり、種々問題を生じている向もあつたので、その統一をはかる必要が認められ、通達をもつて指示した（余罪受刑者の処遇について 昭36. 12. 14矯正甲第1019号）。

別表1 矯正施設事故発生状況調（昭和36年12月31日現在）

事 故 施設別	逃 走	火 災	自 殺	メチール 類盗 飲死	作 業 死 傷	職 員 殺 傷	同僚間 殺 傷	集 団 暴 行	其 他	計
少 年 院	(398) 203	1	2	-	3	6	(1) 5	-	5	(1) 225
少年鑑別所	(35) 16	-	1	-	-	2	1	-	-	20
婦人補導院	(31) 23	-	-	-	-	-	-	-	1	24



- (注) 1 「逃走」の欄中括弧内の数字は逃走人員を示し、「作業死傷」、「職員殺傷」、「同僚間殺傷」及び「計」欄括弧内数字は死亡人員を示す。  
 2 「作業死傷」、「職員殺傷」及び「同僚間殺傷」は、いずれも重大な事犯についてのみ掲げた。

別表2 矯正施設の数及び収容状況 (昭和36年12月31日現在)

施設の種類	施設数	収容定員	収容現員
矯正管区	8	-	-
矯正研修所	9	-	-
刑務所	57	41,059	51,801
刑務支所	16	2,362	1,324
拘置所	7	5,542	6,850
拘置支所	97	4,465	3,348
少年刑務所	9	4,116	5,598
少年院	58	9,380	9,292
少年院分院	3	70	77
少年鑑別所	50	2,218	1,378
少年鑑別所分所	1	10	6
婦人補導院	3	276	186
計	318	69,498	79,860

別表3 矯正施設新収容者累年比較 (昭和36年12月31日現在)

施設別	年別						
	昭30年	昭31年	昭32年	昭33年	昭34年	昭35年	昭36年
刑務所	53,955	51,183	47,898	46,392	45,244	40,981	37,269
少年院	8,717	7,918	8,314	8,822	9,440	9,108	8,621
少年鑑別所	31,031	29,332	31,610	34,027	37,418	38,661	37,591

(注) 新収容者とは裁判の確定等により年間あらたに施設に入所した者をいう。

別表4 矯正管区別収容比率表 (昭和36年12月31日現在)

施設別	管区別									全平均
	東京	大阪	名古屋	広島	福岡	仙台	札幌	高松	計	
刑務所	112%	120%	105%	98%	107%	118%	137%	103%	111%	
少年院	110%	79%	90%	74%	91%	98%	154%	105%	96%	
少年鑑別所	70%	71%	45%	54%	40%	54%	96%	65%	86%	

婦人補導院	102	43	-	-	44	-	-	-	64
-------	-----	----	---	---	----	---	---	---	----

(注) 本表は各矯正管内施設収容人員の収容定員に対する割合を百分比によつて表わしたものである。

別表5 昭和36年度本省指令による管外移送人員 (昭36. 4. 1から昭37. 3. 31まで)

移送を受けた管区	移送管区									計
	東京	大阪	名古屋	広島	福岡	仙台	札幌	高松	計	
東京	-	16	651	12	2	572	475	-	1,728	
大阪	3	-	185	71	-	1	1	400	661	
名古屋	-	1	-	-	-	-	-	-	1	
広島	1	2	2	-	2	-	-	-	7	
福岡	4	-	51	51	-	-	-	300	406	
仙台	-	-	-	-	2	-	-	2	4	
札幌	1	-	1	-	-	-	-	-	2	
高松	-	-	-	-	1	1	-	-	2	
計	9	19	890	134	7	574	476	702	2,811	

(注) 移送内訳(死刑囚を除く): らい患者移送3, 特殊教育移送15, 保安移送20, 技能者移送139, 拘禁緩和・作業上移送2634, 計2811

作業課 法務省組織令第25条

会同 矯正管区第二部長協議会 (作業関係)

年月日	協議事項
昭36. 3. 2~3	1 昭和35年度歳入見込額の把握について 2 昭和36年度刑務作業費予算の配分について 3 昭和36年度の作業運営について 4 当面の諸問題について
昭36. 10. 24~25	1 昭和36年度下半期における作業の運営について 2 作業々種の統合について 3 刑務作業製品検査規程(仮称)の制定について 4 その他当面の諸問題について



1 最近10か年間の刑務所の経費と作業収入額

区分 年度	収容費	作業収入による償却率	作業費	作業収入に対する回収率	作業収入額
	A	$\frac{C}{A} \times 100$	B	$\frac{C}{B} \times 100$	C
昭和 27	2,942,477	65	1,152,480	166	1,919,106
28	2,737,573	77	1,020,124	208	2,130,215
29	2,815,131	78	964,367	210	2,027,609
30	2,972,793	68	935,400	215	2,010,706
31	3,067,090	77	1,041,443	214	2,231,537
32	2,998,754	75	1,088,446	205	2,235,080
33	2,963,869	75	1,041,429	213	2,221,801
34	3,103,194	80	1,221,467	203	2,480,394
35	2,894,981	98	1,325,739	214	2,841,560
36	3,037,144	108	1,362,623	240	3,275,239

(備考) 単位は千円である。

2 作業製品需要先別調

(昭和36年度)

区分 年度	内 訳				%		
	部内自給 (A)	官 公 需 (B)	民 需 (C)	計	A	B	C
昭和 27	357,316	399,451	1,202,264	1,959,013	18	20	62
28	326,052	390,923	1,409,917	2,126,892	16	18	66
29	236,695	374,906	1,407,835	2,019,436	12	18	70
30	205,482	375,357	1,427,213	2,008,052	10	19	71
31	248,347	305,298	1,658,431	2,212,076	11	14	75
32	158,657	441,771	1,634,447	2,234,875	7	20	73
33	159,534	469,322	1,593,290	2,222,146	7	21	72
34	165,059	547,123	1,767,859	2,480,041	7	22	71
35	146,034	569,561	2,124,211	2,839,806	5	20	75
36	125,786	563,104	2,586,349	3,275,239	4	17	79

(備考) (1) 金額は調定額である。(2) 過去10カ年間に調査した。(3) 単位は千円である。

3 調定額及び就業人員

(昭和36年度)

業 種	調定額	就業人員	業 種	調定額	就業人員	業 種	調定額	就業人員
木 工	778,090	4,298	化学工業	42,622	453	菓 工	15,835	655
印 刷	443,738	2,710	製 紙	60,396	334	食品加工	18,024	145
洋 裁	274,559	4,086	紙 細 工	169,002	6,883	雑 工	40,902	1,006
金 属	574,020	6,120	編物袋物	27,375	1,010	そ の 他	64,172	1,061
農 牧	104,479	987	メリヤス	63,424	2,748	構外作業	149,673	1,378
伐木製炭	2,156	90	窯 業	21,913	238	経 理 夫	-	8,633
造 林	221	-	革 工	270,769	1,868	営 繕 夫	-	2,976
鉱 業	-	-	紡 績	107,860	2,847			
漁 業	676	-	竹 工	45,333	671	計	3,275,239	51,197

(備考) (1) 単位は千円である。(2) 就業人員は昭和37年3月31日現在である。

4 職業訓練実施結果

(昭和36年度)

種 目	終了人員	支出額 千円	種 目	終了人員	支出額	種 目	終了人員	支出額
建 築	9	817	塗 装	12	7	経 理 事 務	23	64
左 官	23	640	汽 罐	65	143	園 芸	2	13
活版印刷	174	4,836	自動車整備	26	303	看 板	4	12
騰写印刷	52	199	自動車運転	145	501	畳 工	6	40
和 裁	9	15	農 耕	31	835	電動機修理	15	3
洋 裁	167	1,202	機械製紙	19	3	鉄 筋 工	11	-
手 芸	6	51	機械織布	10	-	船 舶 職 員	12	499
機 械	91	1,489	製 靴	172	7,309	調 理	28	9
鋳 造	9	1,065	竹 細 工	10	32	彫 刻	15	523
板 金	5	113	石材加工	2	25	電 気 器 具 修 理	4	57
電 工	23	582	理 容	98	718	合 計	1,553	34,019



会 同 矯正管区第三部長協議会 (医療分類関係)

年 月 日	協 議 事 項
昭36. 2. 9~10	1 矯正医官修学資金貸与制度の実施について
	2 精神薄弱者対策の強化について
	3 分類技術の向上について
	4 少年簿の取扱について
	5 食糧給与規程の改正について
	6 その他

1 保健医療

- (1) 一・二の施設について赤痢の集団発生がみられたが、前年に引き続き収容者の健康状態は良好とかがわれた (別表1, 2).
- (2) 主な事業としてはつぎのものがあげられる。  
 第8回日本矯正医学会総会 日時 昭和36年10月10日~11日 会場 大阪市大手前会館 「被拘禁者の循環器機能を中心とした諸問題」 および「犯罪非行少年の成り行きと予測をめぐる諸問題」の二つのシンポジウムをはさんで90題にのぼる研究発表があり、また「矯正の科学化と刑事政策」(正木亮博士) および「人間生活と条件反射」(阪大吉井直三郎博士) と題する特別講演があつた。参加人員 400名余。
- (3) その他 (イ)日本矯正医学会が4月24日日本医学会第52分科会として承認された。(ロ)昭和36年度科学技術振興のための在外研究員(長期留学)として逸見技官(中野刑務所)が渡米し(8月29日)、カリフォルニア医療刑務所において研究中である。(ハ)昭和36年度フルブライト教授研究員奨学金により能美技官(中野刑務所)が渡米し(9月、シカゴ大学において研究中である。

別表1 死亡・刑(句留)執行停止状況

(各表中括弧内の数字は昭和35年中の数字を示す。以下同じ。)

(イ) 部局別・月別矯正施設収容者死亡数 (昭和36年)

区 別	月 別												合 計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
刑 受 刑 者	(12) 13	(7) 10	(18) 11	(10) 9	(14) 2	(7) 5	(13) 10	(7) 8	(7) 12	(7) 10	(6) 6	(11) 8	(121) 104
務 被 告 人	(1) 2	(1) -	(1) 1	(2) 2	(-) 1	(1) 1	(1) 2	(1) 1	(-) 2	(2) 1	(-) 2	(1) 3	(11) 18
所 刑 死 者	(-) -	(1) -	(7) -	(3) -	(2) 1	(8) 1	(6) 1	(3) -	(2) 3	(7) -	(-) -	(-) -	(39) 6

少 年 院	(2)	(1)	(2)	(-)	(1)	(2)	(-)	(-)	(3)	(1)	(-)	(2)	(14)
少 年 鑑 別 所	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(1)	(-)	(1)

(ロ) 執行停止数

(昭和36年)

区 別	月 別												合 計
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
刑 執 行 停 止	(14) 18	(7) 12	(14) 14	(20) 11	(12) 22	(15) 16	(8) 15	(2) 7	(11) 10	(9) 8	(7) 10	(25) 19	(144) 164
句 留 執 行 停 止	(16) 10	(29) 18	(24) 14	(16) 24	(16) 20	(10) 23	(16) 17	(20) 22	(16) 22	(15) 15	(16) 17	(20) 34	(214) 236

別表2 伝染病発生状況

(昭和36年)

病名別	施 設 別				少 年 院				少 年 鑑 別 所			
	件数	真患者	疑似患者	保菌者	件数	真患者	疑似患者	保菌者	件数	真患者	疑似患者	保菌者
赤 痢	(81) 162	(12) 477	(1) 185	(325) 464	(14) 24	(7) 1	(-) -	(40) 46	(15) 26	(2) 2	(-) -	(90) 39
腸チフス	(1) 2	(-) -	(1) 2	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
バラチフス	(1) -	(-) -	(-) -	(1) -	(1) -	(-) -	(-) -	(1) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
猩紅熱	(1) -	(1) -	(-) -	(-) -	(-) 1	(-) 1	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
ジフテリア	(-) 1	(-) 1	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -
小児麻痺	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 1	(-) -	(-) -	(-) 1	(-) 1	(-) -	(-) 1	(-) -

病名別	施 設 別				合 計			
	件数	真患者	疑似患者	保菌者	件数	真患者	疑似患者	保菌者
赤 痢	(-) 2	(-) -	(-) -	(-) 4	(110) 214	(21) 480	(1) 185	(455) 553
腸チフス	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(1) 2	(-) 2	(1) -	(-) -
バラチフス	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(2) -	(-) -	(-) -	(2) -
猩紅熱	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(1) 1	(1) 1	(-) -	(-) 1
ジフテリア	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 1	(-) 1	(-) -	(-) -
小児麻痺	(-) -	(-) -	(-) -	(-) -	(-) 2	(-) -	(-) 1	(-) 1

2 分類鑑別

- (1) 刑務所関係 (別表1~4参照) 前年にひきつづき、分類制度の第二の発展段階として、分類調査と処遇との結びつきをはかるうとする努力や、心理療法技術導入の



試みが、各施設にみられたが、その他、具拘置所 (KZ級)、豊橋刑務所 (禁固) につき、施設の特殊化の動きがみられた。

(i) 管区受刑者分類規程の改正

a 東京管区ではC級 (長期) 受刑者の漸増に鑑み、収容状況の均衡と処遇の適正をはかるため、C級の刑期基準を8年から10年に変更した (昭和36. 5. 19矯正丙第1084号、「東京矯正管区受刑者分類規程の一部改正について」)。

b 広島管区ではD級 (男子少年) の収容及び処遇の適正をはかるため、岩国少年刑務所を、従来のD級・E級 (少年に準じて処遇する必要がある成人男子) 併設施設からD級単一施設とし、また、具拘置支所を老衰者及び虚弱者の専門施設とした (昭和36. 6. 2矯正丙第613号、「受刑者分類規程の一部改正について」)。

c 名古屋管区では、禁固受刑者の漸増に伴い、これが収容・処遇の適正をはかるため、豊橋刑務支所に執行刑期3か月以上のA系統受刑者 (NA級) を集禁することとした (昭和36. 10. 3矯正丙第2967号「受刑者分類規程の一部改正について」)。

(ii) カール・ロジャーズ博士によるカウンセリング講習会 7月31日から8月4日まで、本省会議室において、標記講習会が開催され、保護・刑事両局及び総合研究所からの聴講者とともに、矯正局からも約30人の聴講者が参加し、カウンセリング技術の施設内導入について研究討議を行なった。

(iii) 問題収容者の実態調査について 施設内における、暴力行為、抗命、怠業等の問題収容者に対する処遇技術の確立のために、書類による実態調査を行ない、結果については総合研究所と共に分析・検討を行なっている (昭和36. 11. 8 矯正甲第939号「問題収容者の実態調査について」)。

(iv) 中野刑務所に保護観察官を駐在させることについて 矯正処遇から更正保護への円滑な移行と仮釈放制度の一層適切な運営とに資するため、実験的に東京保護観察所の観察官1名を中野刑務所に常駐させる措置がとられることとなつた (昭和36. 12. 22保護第565号「保護観察官を矯正施設に駐在させることについて」)。

(v) 集団知能検査様式の統一について 受刑者に対する知能検査については施設によりそのとりあつかいが区々であつたので、今後、新確定受刑者全員に対して、所定の様式により実施することとなつた (昭和36. 5. 18矯正甲第439号「集団知能検査の実施について」)。

(vi) 金沢刑務所分類処遇規程について 施設における分類処遇規程の認可申請は必ずしも数多くはないが、標記施設では、分類調査会の組織、運営、ならびに作業、教育、保護、保安、保健の各面における処遇方針を明確にした規定を作成、認可された (昭和36. 9. 29年矯正丙第98号、「金沢刑務所分類処遇規程の認可について」)。

(b) その他

a 矯正施設における精神薄弱者対策として、精薄受刑者の専門収容計画が検討され、特に予算要求が行なわれた。

b 分類技術向上のため分類技術研究会を2回開催し大学、研究所等部外の学識経験者の意見をきいた。

別表1 分類級別施設数 (昭36. 12. 31現在)

種類	男子施設														女子	外国人	合計	
	成人				少年				医療									
級別	A	G	E	A・G	E・G	B	C	B・C	A・B	D	D・E	D・E・G	H	K	H・K	J	M	
施設数	12	4	1	7	1	27	2	6	1	2	3	2	1	2	2	5	1	79

備考 1 この表に掲げられた施設：拘置所6 (小倉を除く) 拘置支所1, 刑務所57, 少年刑務所9, 刑務支所5, 独立女区1, 計79  
 2 級の内容：(性格がおおむね正常で改善容易と思われるもの), B (性格がおおむね準正常で改善困難と思われるもの), C (成人男子中長期のもの), D (男子少年), E (G級のうちおおむね23歳未満で少年に準じて処遇する必要があるもの), G (A級中の25歳未満のもの), H (HX:精神薄弱, HY:精神病質, HZ:精神病), K (KX:身体疾患, KY:身体障害, KZ:老衰及び虚弱), J (女子), M (外国人)

別表2 管区別分類級別取扱人員 (昭和36年中分類終了者)

管区別	A	B	C	D	E	G	H	K	J	M	N	合計
東京	2442 16.4	9691 65.1	99 0.7	420 2.8	165 1.1	1473 9.9	29 0.2	29 0.2	950 3.4	26 0.2	-	14883 100
大阪	1292 16.4	4264 53.9	89 1.1	303 3.8	379 4.8	884 11.2	73 0.9	212 2.7	407 5.2	3	-	7906 100
名古屋	579 17.8	1873 57.5	43 1.3	45 1.4	21 0.7	453 13.9	76 2.3	69 2.1	80 2.5	1	15	3255 100
広島	358 14.8	1421 58.9	35 1.5	103 4.2	231 9.6	100 4.2	58 2.4	63 2.6	44 1.8	-	-	2413 100
福岡	618 9.7	BX3930 BY408 61.6 6.4	114 1.8	209 3.3	258 4.0	134 2.1	330 5.2	128 2.0	253 3.9	-	-	6382 100
仙台	740 18.4	2209 55.0	41 1.0	145 3.6	11 0.3	726 18.1	53 1.3	70 1.7	24 0.6	-	-	4019 100
札幌	439 17.1	1464 56.9	44 1.7	61 2.4	1	481 18.7	26 1.0	16 0.6	42 1.6	1	-	2575 100
高松	184 12.7	930 64.1	11 0.7	36 2.5	57 3.9	103 7.1	74 5.1	33 2.3	23 1.6	-	-	1451 100
計	6652 15.5	26190 61.1	476 1.1	1322 3.1	1123 2.6	4353 10.2	719 1.7	620 1.4	1382 3.2	31 0.1	15	42884 100

(注) 1 N (名古屋管区) は10月以降のみ  
 2 下段の数字は%を示す



別表 3

## 受刑者精神状況調

(昭和36.12.25現在)

状況別	級別	A	B	C	D	E	G	H	K	J	M	N	計
人員	総数	8,519	30,152	3,893	1,715	1,593	6,120	1,195	978	1,277	25	32	55,499
正	常	5,300	8,477	1,404	786	1,052	3,225	-	367	605	8	30	21,254
準	常	2,618	17,113	1,882	776	464	2,328	-	513	376	13	2	26,085
精	神	601	4,562	607	153	77	567	1,195	98	296	4	-	8,160
精神障害内訳	精神	430	1,464	120	39	56	348	654	53	154	3	-	3,321
	神	148	2,901	428	98	16	183	278	30	125	1	-	4,208
	病	10	136	23	15	5	24	35	6	8	-	-	262
	症	13	61	36	1	-	12	228	9	9	-	-	369

(注) Nは禁錮受刑者(名古屋管区のみ)

別表 4

## 受刑者処遇難易調

(昭和36.12.25現在)

処遇難易別	級別	A	B	C	D	E	G	H	K	J	M	N	計
処遇上の問題のないもの		6,819	18,463	2,308	937	1,087	4,287	253	546	833	16	32	35,581
問題はあがるがなんとかやっつけていけるもの		79.7	61.2	58.5	54.6	68.2	70.0	21.2	55.8	55.8	64.0	100.0	64.0
	総数	1,251	6,676	850	396	387	1,284	361	260	260	6	-	11,758
集団処遇の困難なもの		14.6	22.1	21.5	23.1	24.3	21.0	30.2	26.6	22.3	24.0	-	21.1
	総数	489	5,054	788	382	119	549	581	172	164	3	-	8,301
	逃走のおそれ	5.7	16.7	20.0	22.3	7.5	9.0	48.6	17.6	12.8	12.0	-	14.9
	乱暴・暴行	39	504	94	54	11	52	33	8	2	-	-	799
ボスの傾向		114	1,647	282	115	42	187	138	24	37	-	-	2,585
	反則をくりかえす	67	525	98	67	20	66	65	7	12	-	-	925
作業事故頻発		134	1,185	122	53	28	177	92	20	32	-	-	1,843
	不平・不満	1	74	12	8	-	11	28	-	7	-	-	141
その他		57	612	101	60	15	30	76	28	18	2	-	999
	その他	77	507	80	25	3	26	149	85	56	1	-	985
計		8,559	30,193	3,946	1,715	1,593	6,120	1,195	978	1,284	25	32	55,640

(注) 各欄上段の数字は人員数, 下段の数字は%を示す。



(2) 保護少年の鑑別分類について (別表1~5)

(1) 鑑別業務充実のため国家公務員上級試験合格者14名が採用された。 (四) 第25回心理学会大会に延 121 名の鑑別技官が鑑別技術の向上についての効果を発表した。

別表1 昭和36年少年鑑別所鑑別終了人員

総人員	家庭裁判所関係				依頼関係	
	自所収容者	在宅者	その他	計	保護観察所等	一般
79,104	37,672	1,386	64	39,122	1,173	38,807
100%	47.6%	1.8%	0.1%	49.5%	1.5%	49.0%

別表2 昭和36年鑑別少年精神状況

総人員	精神状況別							計	* 除外者
	正常	準正常	精神薄弱	精神病質	神経症	その他の診断困難精神障害なもの	計		
39,122	1,542	29,027	3,043	2,341	35	235	2	36,225	2,897
	4.3%	80.1%	6.5%	8.4%	0.1%	0.6%	0.0%	100%	

\* 除外者とは、観護措置の取消又は変更および他の鑑別所への移送等により、当該鑑別所で調査を実施できなかったものをいう。

別表3 少年院在者の知能指数調

(昭和36年12月25日現在)

I. Q.	性格			人員			百分率		
	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計
140以上	16	2	18	0.2	0.2	0.2			
130~139	39	4	41	0.5	0.4	0.4			
120~129	107	7	116	1.3	0.7	1.3			
110~119	389	15	404	4.7	1.6	4.4			
100~109	1,069	72	1,141	12.8	7.6	12.3			
90~99	1,941	140	2,081	23.4	14.7	22.4			
80~89	2,099	199	2,298	25.6	20.9	24.8			
70~79	1,440	251	1,691	17.3	46.4	18.2			
60~69	734	134	868	8.8	14.1	9.4			
50~59	272	66	338	3.3	6.9	3.6			
40~49	145	38	183	1.7	4.0	2.0			
39以下	60	23	83	0.7	2.4	0.9			
小計	8,311	951	9,262	100.0	100.0	100.0			
除外者	15	1	16						
総計	8,326	952	9,278						

(昭和36年12月25日現在)

別表4 少年院在院者の精神状況調

種別	性別		年齢		精神状況		合計	
	男	女	初等	中等	特等	別医	小計	総計
人員	1,208	47	4,771	1,693	1,076	8,326	952	9,278
	3,924	237	3,565	1,210	1,288	5,863	603	6,466
百分率	3.9	0.7	4.5	1.3	1.4	3.3	2.2	3.2
	76.5	19.6	74.6	20.9	27.7	73.5	63.3	69.7
種別	精神障害	精神障害	精神障害	精神障害	精神障害	精神障害	精神障害	精神障害
	精神障害	精神障害	精神障害	精神障害	精神障害	精神障害	精神障害	精神障害

注1 精神薄弱：おおむねI. Q. 69以下で明らかに精神発育が制止状態にあるもの。精神病質：人格の異常が高度であつて、社会適応障害を起しやすく、矯正困難なもの。精神病：精神分裂病、進行麻痺、テンカン (精神薄弱に合併するものを除く。) 躁うつ病、中毒性精神病、頭部外傷又は脳疾患による精神障害、その他の器質性脳疾患、心因反応、老人性精神病、症候性精神異常、その他。神経症：心因性の疾患で不安神経症、神経衰弱、強迫神経症、反応性抑うつなどの症状を呈するもの。  
注2 二つ以上の徴候を示すものは主たるものに含めてある。



別表 5

## 少年院在院者の処遇難易調

(昭和36年12月25日現在)

種別	男			女			子			女			子			計		
	初	中	特	初	中	特	初	中	特	初	中	特	初	中	特	初	中	特
総集者	1,208	4,771	1,693	654	8,326	200	540	77	135	952	1,408	5,311	1,770	789	9,278			
処遇問題のない者	642	2,080	669	231	3,622	82	198	20	40	340	724	2,278	689	271	3,962			
処遇問題があるが処遇してはいけない者	262	1,407	408	188	2,265	68	165	25	53	311	330	1,572	433	241	2,576			
処遇困難者	304	1,284	616	235	2,439	50	177	32	42	301	354	1,461	648	277	2,740			
逃走のおそれがある者	113	320	145	51	629	13	23	1	5	42	126	343	146	56	671			
暴行のおそれがある者	39	229	184	24	476	6	18	5	4	33	45	247	189	28	509			
暴力的傾向がある者	53	254	90	26	423	2	28	6	5	41	55	282	96	31	464			
反則を繰り返す者	50	240	100	38	428	9	36	5	6	56	59	276	105	44	484			
性的問題がある者	14	41	11	7	73	3	10	1	1	15	17	51	12	8	88			
不平等感がある者	27	145	48	21	241	6	27	7	7	47	33	172	55	28	288			
その他	8	55	38	68	169	11	35	7	14	67	19	90	45	82	236			
総集者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0			
処遇問題のない者	53.1	43.6	39.5	35.3	43.5	41.0	36.7	26.0	29.6	35.7	51.4	42.9	38.9	34.3	42.7			
処遇問題があるが処遇してはいけない者	21.7	29.5	24.1	28.8	27.2	34.0	30.6	32.5	39.3	32.7	23.4	29.6	24.5	30.5	27.8			
処遇困難者	25.2	26.9	36.4	35.9	29.3	25.0	32.8	41.5	31.1	31.6	25.2	27.5	36.6	35.1	29.5			
逃走のおそれがある者	9.4	6.7	0.9	7.8	7.6	6.5	4.2	1.3	3.7	4.4	9.0	6.6	8.2	7.1	7.2			
暴行のおそれがある者	3.2	4.7	1.2	3.6	5.7	3.0	3.3	6.5	3.0	3.5	3.2	4.7	10.7	3.6	5.5			
暴力的傾向がある者	4.4	5.3	0.5	4.0	5.1	1.0	5.2	7.7	3.7	4.3	3.9	5.3	5.4	3.9	5.0			
反則を繰り返す者	4.1	5.0	0.6	5.8	5.1	4.5	6.7	6.5	4.4	5.9	4.2	5.2	5.9	5.6	5.2			
性的問題がある者	1.2	0.9	0.1	1.1	0.9	1.5	1.9	1.3	0.7	1.6	1.2	1.0	0.7	1.0	0.9			
不平等感がある者	2.2	3.0	0.3	3.2	2.9	3.0	5.0	9.1	5.2	4.9	2.4	3.2	3.1	3.5	3.1			
その他	0.7	1.2	0.2	10.4	2.0	5.5	6.5	9.1	10.4	7.0	1.3	1.7	2.6	10.4	2.6			

## (3) 婦人補導院関係 (別表6~8参照)

本年中の新収容者は396名であり、その分類関係資料は、別表のとおりである。

別表 6 入院時の年齢

総数	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~
396	100	102	77	61	29	19	8

別表 8 最終学歴

総数	高校卒	高校中退	中学卒	中学中退	小学卒	小学中退	不就学	
							よみかき可	よみかき不能
396	18	23	157	37	81	63	3	10

別表 8 精神状況

総数	正常	準正常	精神病質の傾向	精神病質	精神病	精神薄弱
396	50	143	21	4	8	170

3 給養改善状況 昨年食糧給与規程の副食の栄養基準量を改正したことで、栄養指導により収容者の栄養摂取状況は向上した。

## 矯正施設における収容者栄養摂取量 (1人1日当り)

(i) 拘置所, 刑務所

区分	栄養成分	総蛋白質 g	動物性蛋白質 g	脂肪 g	熱量 cal	カルシウム mg	ビタミン			
							A IU	B <sub>1</sub> mg	B <sub>2</sub> mg	C mg
主食	食	59.7	-	11.0	2,850	140	15	1,877	0.572	-
副食	食	42.7	20.5	16.9	633	789	2,874	1,120	1,150	119
計		102.4	20.5	27.9	3,483	929	2,889	2,997	1,722	119



(四) 少年院

区分	栄養成分	総蛋白質 g	動物性蛋白質 g	脂肪 g	熱量 cal	カルシウム mg	ビタミン			
							A IU	B <sub>1</sub> mg	B <sub>2</sub> mg	C mg
主食		58.9	-	10.0	2,240	129	9	1.876	0.571	-
副食		50.0	25.6	18.3	687	1,036	3,948	1.13	1.570	135
計		108.9	25.6	28.3	2,927	1,165	3,957	3.006	2.141	135

(五) 少年鑑別所

区分	栄養成分	総蛋白質 g	動物性蛋白質 g	脂肪 g	熱量 cal	カルシウム mg	ビタミン			
							A IU	B <sub>1</sub> mg	B <sub>2</sub> mg	C mg
主食		58.4	-	10.0	2,231	129	9	1.860	0.500	-
副食		45.1	24.3	16.8	611	984	3,599	1.180	1.640	131
計		103.5	24.3	26.8	2,842	1,113	3,608	3.040	2.140	131

(六) 婦人補導院

区分	栄養成分	総蛋白質 g	動物性蛋白質 g	脂肪 g	熱量 cal	カルシウム mg	ビタミン			
							A IU	B <sub>1</sub> mg	B <sub>2</sub> mg	C mg
主食		46.8	-	6.4	2,008	88	-	1.250	330	-
副食		44.6	23.1	28.3	642	1,116	3,396	1.410	1.220	93
計		91.4	23.1	34.7	2,650	1,204	3,396	2.660	1.550	93

指紋事務取扱件数最近10年比較表

年次 種別	(昭和36年)												
	昭和36年	35	34	33	32	31	30	29	28	27	10年平均	指紋法美前年に対 施以降の 比	
新原紙数	15,291	16,782	18,828	18,331	21,443	21,514	22,737	19,995	23,079	25,563	20,356	1,297,752	91
廃棄原紙数	935	691	856	99,798	1,219	1,231	1,647	4,398	1,722	2,044	11,454	322,944	135
年末現在原紙数	974,808	960,452	944,361	926,389	1,007,856	987,632	967,349	946,259	930,662	909,305	955,507	1,024,086	101
受刑追加人員	29,151	31,794	34,450	35,093	36,744	38,098	37,757	34,102	38,947	37,504	35,364	1,024,086	92
対照数	47,210	36,768	39,785	55,575	62,325	60,137	68,305	64,060	50,538	48,589	53,329	990,883	128
前科発見数	20,312	19,585	22,335	21,692	24,613	24,727	27,537	24,351	18,310	17,255	22,072	421,295	104

備考 1 指紋法は、明治41年10月16日からいわゆる内地刑務所に収容された懲役受刑者について初めて施行されたが、大正6年に禁錮受刑者にも適用されるに至つた。翌7年には、台湾・朝鮮の刑務所に収容された内地人受刑者、同13年には、陸海軍刑務所に収容された受刑者又昭和9年には、関東庁と南洋庁の刑務所に収容された内地人受刑者をも対照としてきたが、昭和20年の終戦後は、本土内の刑務所に収容された懲役又は禁錮受刑者について実施され今日に至つている。

2 年末現在原紙数には翌年度へ繰越の処理未済紙を含む。本年度において繰越未済原紙683枚が含まれている。



指紋対照および前科発見最近10年比較表

(昭和36年)

種別	年次	総数		発見率(%)	指紋対照による		発見率(%)	刑務所から		裁判所および検察庁から照会	警察署から		その他から		指紋対照によらない前科発見数
		指紋対照	科見		対照	見		対照	見		対照	見	対照	見	
年次	昭和36年	47,210	312	43.47	210,094	43	2,561	2,379	460	13,861	2,282	1,850	2,907	2,004	218
	35年	36,768	585	53.36	768,216	52	3,001	2,761	28,804	12,896	1,875	1,541	3,088	2,018	369
	34年	39,785	335	56.39	785,218,856	55	2,747	2,540	29,464	13,145	1,924	1,547	5,650	4,624	479
	33年	55,575	692	39.55	575,211,195	38	2,889	2,520	49,166	15,923	2,322	1,799	1,198	953	497
	32年	62,325	613	39.62	325,23,941	38	2,977	2,527	56,535	19,129	1,755	1,397	1,058	888	672
	31年	60,137	727	41.60	137,23,982	39	3,729	3,095	51,888	16,992	2,284	1,851	2,236	2,044	745
	30年	68,305	537	40.68	305,26,472	38	4,278	2,885	59,355	19,758	2,919	2,165	1,753	1,664	1,065
	29年	64,060	351	38.64	60,23,323	36	3,810	2,095	54,979	17,158	3,071	1,987	2,200	2,083	1,028
	28年	50,538	310	36.50	538,17,266	34	4,028	2,430	42,733	12,725	3,678	2,030	99	81	1,044
	27年	48,589	255	36.48	589,16,044	33	5,834	3,317	37,044	9,801	5,413	2,677	298	249	1,211
平均		53,329	272	41.53	329,21,339	40	3,585	2,655	44,943	15,139	2,752	1,884	2,049	1,661	733
指紋法実施以降の累計		90,883	421,295	43.90	883,398,543	40.73	29,443,843	517,487	172,177	334,462	141,508	65,690	40,931	22,752	
前年に対する本年比(%)		128	104	81	128	105	85	86	137	107	122	120	94	99	95

備考 本表中の「その他から照会」は主として入国管理事務所、地方更生保護委員会等からの照会である。

教育課

法務省組織令第27条

会 同 矯正管区第三部長協議会 (教育関係)

年月日	協議事項
昭36. 2. 2~10	1 篤志面接委員の委嘱手続について 2 収容費支弁職業訓練の効果的運営について 3 院外委嘱職業補導について
11. 7	1 少年院職業補導事務規程について 2 宗教教誨に関する諸問題について

1 教科教育

(1) 刑務所

対象人員	3,129	
指導時間	国語	182
	算数	182

松本少年刑務所に設置されている松本市立旭町中学校桐分校卒業生は昭和36年中24名である。

(2) 少年院

区分	課程	養護課程	小学校課程	中学校課程	高等学校に準ずる課程	計
人員		394	485	1,998	109	2,986
学級数		23	32	97	8	160

2 職業教育

(1) 刑務所

区分	種目	理容	美容	ラジオ立	自動車	電具修理	汽罐	電工	調理	騰印写刷	経事理務	計
実施庁数		5	1	5	8	1	9	3	2	9	2	45
昭和36年中訓練終了人員		98	14	37	145	4	65	23	28	52	23	489
訓練時間	普通学科	40	40	40	30	30	45	30	30	30	20	-
	専門学科	830	845	362	306	405	550	644	580	84	398	-
	実技訓練	1,530	1,515	2,008	864	765	1,805	1,726	590	1,086	782	-
計		2,400	2,402	2,400	1,200	1,200	2,400	2,400	1,200	1,200	1,200	-



(2) 少年院

種目 区分	木工	機械	板金	洋裁	手芸	印刷	孔版	竹工
	実施庁数	41	9	21	56	12	7	23
昭和36年末補導人員	996	257	590	863	305	139	262	468
補導時間	普通学科	150	170	170	110	130	160	110
	専門学科	230	280	280	190	280	290	180
	実技訓練	1,420	1,350	1,350	1,500	1,390	1,350	1,425
計	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800

種目 区分	農耕	園芸	畜産	ラジオ	自動車	その他	計
	実施庁数	50	34	18	11	14	26
昭和36年末補導人員	3,154	854	234	119	243	286	8,770
補導時間	普通学科	130	130	130	240	180	-
	専門学科	240	255	280	460	450	-
	実技訓練	1,430	1,415	1,390	1,100	1,170	-
計	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	-	-

(注) その他の内訳は窯業、理容、タイプ、汽罐、製靴、自転車等である。

(3) 婦人補導院

種目 区分	家事	園芸	洋裁	和裁	手芸	謄写 印刷	タイプ ライター	計
	実施庁数	3	3	3	3	3	1	1
昭和36年末補導人員	9	19	21	30	56	3	2	140

(注) 上記の補導種目として、特別な事情がある者を除くすべての在院者に、施設を営んでゆくために必要な用務である炊事、清掃、看護、洗濯及び補綴を順次交代で行なわせ、指導している。

3 資格又は免許の取得状況 (昭和36年1月~12月)

(1) 刑務所

種目	珠算簿記	汽罐	自動車運転	自動車整備	低圧電気工事	理容	美容	調理	クリーニング	アセチレン接	海技	海技	無線	その他	計
	取得人員	1,133	158	139	183	46	9	54	14	5	35	30	11	18	178

(2) 少年院

種目	珠算簿記	タイプ	汽罐	自動車運転	無線通信	理容	その他	計
取得人員	1,453	20	4	11	304	34	4	30
								1,860

4 通信教育受講状況 (昭和36年4月~37年3月)

(1) 刑務所

種目	自動車	ラジオ テレビ	電気簿記	孔版	洋裁	英語	中高 校	その他	計
受講者	325 (146)	378 (46)	142 (52)	421 (247)	433 (24)	125 (115)	100 (305)	195 (40)	2,279 (1,360)
終了者	170 (64)	204 (26)	71 (24)	214 (103)	229 (9)	82 (51)	51 (123)	127 (22)	1,239 (600)

(2) 少年院

種目	自動車	ラジオ テレビ	電気	無線	簿記	孔版	洋裁	英語	高校	その他	計
受講者	514 (12)	166 (-)	39 (-)	29 (1)	125 (1)	334 (4)	184 (4)	55 (1)	144 (15)	137 (5)	1,727 (43)
終了者	332 (6)	98 (6)	25 (-)	20 (1)	56 (-)	187 (4)	137 (4)	36 (-)	68 (12)	83 (-)	1,042 (33)

(注) 上記の2表とも、括弧内の数字は、私費生の外数である。

5 篤志面接委員活動状況 (昭和36年1月~12月)

(昭和34年版法務年鑑168頁参照)

(1) 刑務所

委員数 (昭36.12.31)	更生保 護	社会福 祉	教育関 係	法曹関 係	文芸 関係	宗 教	商 工	その他	計
		214	124	95	70	120	255	80	61

面接件数 (昭36.1.~12)	精神的 煩悶	家庭 相談	法 律	職 業	教 養	趣 味	宗 教	保 護	その他	計
		2,672	1,145	296	809	1,162	783	1,434	1,144	596



(2) 少年院

委員数	更生保護 関係	社会福祉 関係	教育関係	法曹関係	文芸 関係	宗教 関係	商工 関係	その他	計	
(昭36.12.31)	110	83	112	7	34	135	41	51	573	
面接件数	精神的 煩悶	家庭 相談	法律 相談	職業 相談	教養	趣味	宗教 相談	保護 相談	その他	計
(昭36.1 ~12)	1,270	987	21	1,230	872	326	434	295	540	5,975

(3) 婦人補導院

委員数	更生保護 関係	社会福祉 関係	教育関係	法曹関係	文芸 関係	宗教 関係	商工 関係	その他	計	
(昭36.12.31)	5	8	7	-	3	2	2	4	31	
面接件数	精神的 煩悶	家庭 相談	法律 相談	職業 相談	教養	趣味	宗教 相談	保護 相談	その他	計
(昭36.1 ~12)	17	64	-	80	29	9	10	124	127	461

6 余暇活動実施状況 (昭和34年版法務年鑑 169頁参照)

(1) 刑務所

種類	短俳 歌句	読書の会	吟 詠	音楽	生花 茶道	書道	絵 画	手 芸	その他	計
実施庁数	53	8	3	6	7	13	3	1	6	

(2) 少年院

種類	文芸 弁論	演劇	短歌 俳句	絵画	版画	書道	音楽	読書	生花 茶道	珠算	放送	球技	体操	その他	計	
実施庁数	18	5	32	16	39	11	19	46	5	12	33	13	46	18	27	340
昭和36年 末人員	201	65	453	511	519	159	259	1,263	56	236	939	162	3,433	327	1,160	9,743

(3) 婦人補導院

種類	文 芸	音 楽	珠 算	書 道	茶 道	華 道	手 芸	ス ポ ー ッ	その他	計
実施庁数	2	3	1	2	3	2	2	2	2	19
昭和36年 末人員	18	34	2	48	28	29	22	46	75	302

7 その他昭和36年中における主要業務

- (1) 収容者の処遇に関する調査
- (2) 業間体操の研究・制定
- (3) 少年院職業補導実験施設の設置

参事官

法務省組織令第27条の2

〔法規室〕

部内限りではあるが、内部組織としておかれている法規室については昭和35年版法務年鑑 166頁参照。業務実施の概況は次のとおりである。

1 矯正に関する基本法令案の作成に関する事項

- (1) 監獄法の改正準備 (改正準備の趣旨につき、昭和35年法務年鑑 166頁参照) 本年においては、昭和33年末に発足した監獄法改正準備会 (構成等につき昭和33年法務年鑑 225頁参照) が、さきに作成された矯正局仮案としての「監獄法改正要綱仮草案」及び「監獄法改正要綱仮草案に基づく構想案」を中心に引き続き毎週1回審議したが、この年間においては第45回から第75回まで31回開催された。
- (2) 少年院法等の改正問題点の検討 刑事局に設けられた少年法調査研究会には、参事官が引き続き出席して少年法の改正問題とあわせ、従来の少年院法等の改正問題点を調査研究している。
- (3) その他 矯正医官修学資金貸与法、同法施行令、同法施行規則を立案したほか、刑務所、少年刑務所及び拘留所組織規程の一部改正3件並びにこれらの施行通達の立案を行なった (125頁、矯正に関する法令案の作成について参照)。

2 矯正法令の解釈、運用、調査等に関する事項

- (1) 死刑確定者が収容施設の長を被告として提起している文書図書閲覧等禁止処分に対する不服事件、独居房窓改善等請求事件、国を被告としている死刑受執行義務不存在確認請求事件並びに受刑者が収容施設の長を被告として提起した監獄法施行規則の一部等無効確認請求事件につき、訟務当局と絶えず連絡し資料を提供した。
- (2) 国連社会防衛課担当官からの依頼により、「犯罪防止及び犯罪者処遇に関する国連協議グループ世界会議用資料 (未決拘禁制度関係)」を作成し、送付した。
- (3) 資料「日本における矯正行政1961年版」、同英文「Penal and Correctional Institution in Japan 1961」を作成した。

3 各国矯正制度に関する資料の収集、整理及び保存に関する事項

本年においても、昨年に引き続き国連その他諸国から送付された資料並びに購入外国図書雑誌を整理し、逐次従来の資料を補足するとともにこれを保存して各課の利用に供している。



〔参事官室〕

矯正施設には、職員の勤務体制の合理化、矯正処遇並びに機構の合理化、分類専門施設の設置、医療専門施設の拡充整備、矯正施設及び設備の整備、収容者の給養の改善、職員研修機構の充実等、行政上の重要な課題が山積している。これら懸案の事項を総合的に調査研究し、その対策を企画立案するため、矯正局に、内部組織として参事官室が設けられ、これらの事務を専門的に担当する参事官が配置されている。業務実施の概況は次のとおりである。

**1 重要な矯正行政についての企画立案** (1) 少年院職員勤務体制基準案を作成して、本年度矯正管区長・少年院長会共に諮り、この案をもつて少年院職員勤務体制合理化の当面の目標とすることにした。(2) 新営に着手した滋賀、名古屋、松江、福岡各刑務所の建築要項を作成し、経理部営繕課の同意を得て、当該刑務所建築の準則とすることにした。(3) 名古屋、福岡両刑務所の建築要項に対応する両刑務所職員の勤務体制基準案を作成して矯正管区長・拘置所長・刑務所長・少年刑務所長会共に諮った。(4) 少年鑑別所職員勤務体制基準につき調査研究を行ない当室案をもつて、少年鑑別所教官充実の当面の基準とすることにした。(5) 刑務所建築警備別構造基準案を作成して、全国刑務所長に諮った。

**2 重要な矯正行政についての調査研究** (1) 少年院の機能の向上を目標として、少年院施設の整備並びに少年院の殊殊化について調査研究を行なった。(2) 累進処遇と分類処遇との調和をはかり、合理的な行刑処遇体系を確立することを目標として行刑累進処遇令(昭和8年司法省令第35号)の改正につき調査研究を行なった。

**3 その他** (1) 刑事局に設けられている少年法調査研究会には、参事官が出席して、少年法の改正問題とあわせて、少年院法等の問題点につき調査研究を行なった。(2) 矯正資料第28号「非行少年の身体鑑別基準に関する研究」を刊行した。(3) 矯正審議会並びに施設長会同に関する事務、渉外事務、大蔵省に対する予算要求(勤務体制合理化に関連しての人員要求)事務等につき総務課の事務を分担して行なった。

(5) 保 護 局

法務省設置法第3条、第9条 法務省組織令第28条～第33条

概況 昭和36年は、保護観察官100名の増員を契機として、更生保護制度の一層の充実発展を期するため、仮釈放審理の適正な運用を図り、一方、保護観察の充実強化に重点をおくと共に、保護観察官の資質の向上と執務態勢の強化を図った。なお、今後における保護観察の充実強化の方策を検討するため、東京・横浜両保護観察所に実験保護区各2を指定し保護観察の最も合理化された運営を試みている。また、中野刑務所に保護観察官を駐在させ、矯正から保護への移行の円滑化を図ることにつとめている。昭和36年中招集した会議は、下記のとおりであるが、特に暴力事犯及び青少年対象者に対する「保護観察の徹底化」、「仮釈放制度運用の適正化」等の諸問題をとりあげて協議した。

会同とその概要

年月日	件名	協議事項	備考
36. 2. 27 28	地方更生保護委員会事務局長会議	1 審査事務等からみた仮釈放審理の適正化について 2 保護観察官の今次増員分の配置に関連する基本的考え方について	
36. 6. 19 20	地方更生保護委員会・保護観察所総務課長会議	1 保護観察官と法務事務官との待遇の調整方法について 2 更生保護委託費及び保護司実費弁償金の経理について 3 質疑及び要望事項	
36. 10. 17 18	地方更生保護委員会委員長・保護観察所長会議	1 保護観察の徹底化について (1) 暴力事犯対象者の保護観察, (2) 仮出獄取消, 仮解除等いわゆる特殊事件の処理 2 仮釈放制度運用の適正化について (1) 審理の充実, (2) 保護観察への移行の円滑化, (3) 仮釈放後の保護観察状況の把握	

総務課

法務省組織令第29条

- 1 地方更生保護委員会及び保護観察所の管理 については、常時各庁の事務処理状況の把握につとめ、職員の配置、予算執行についての事務運用方針に関する必要な通達・質疑に対する回答を行なった。
- 2 更生保護に関する一般企画及び法令案の作成 については、総務課所管のものとして、昭和36年4月28日省令第16号をもつて「更生保護委託費支弁基準」(昭和31年省令第34



号)の一部を改正し、更生緊急保護法(昭和25年法律第203号)第3条第2項の規定に基づく委託によって生ずる費用の支弁の内、宿泊費1級地1日23円を25円に、2級地1日20円を22円に、3級地1日18円を20円に、食事附宿泊費1級地1日90円を97円に、2級地1日81円を87円に、3級地1日70円を76円にそれぞれ単価を引き上げた。又同年5月12日省令第19号をもつて「保護司実費弁償金支給規則」(昭和29年省令第47号)の一部を改正し、保護司が保護観察を担当したときは、担当事件1件につき1ヵ月200円以内を240円以内に引き上げた。

3 保護司、更生保護会職員及び更生保護事業に従事する者の表彰 については、褒章条例、保護司法第13条及び更生緊急保護法第15条に規定するところによつて、下記のとおり功労者の表彰が行なわれた。

(1) 藍綬褒彰 5月3日憲法記念日に、下記17名が藍綬褒彰を授与され、6月2日本省において法務大臣から伝達、終わつて宮中に参内、陛下から御会釈を賜わつた。

(東京)井東寅藏、垣見八郎右衛門、(神奈川)青木嘉雄、(栃木)高木貞隆、(長野)出沢莊助、(奈良)上田博堂、(滋賀)六賀慶哉、(和歌山)岩井玉和、(愛知)河本舜二、(富山)瀬川了全、(岡山)寺山真寿野、(福岡)阿理澄、(佐賀)八谷彌吉、(青森)室津哲三、(北海道)宮尾直治、(香川)小川政市、(徳島)阪東豊重。

(2) 法務大臣表彰 10月19・20日の両日東京都共立講堂で開催された全国厚生保護大会において、下記54名の功労者が法務大臣の表彰をうけた。(イ)保護司(東京)秋山祐雅・安藤信衛・石川猛・加藤栄助、(横浜)成田秀光・中込貫明、(浦和)松倉秋之助・大石勝治、(千藤)監物正三郎、(水戸)荒川辰郎、(前橋)柴田実恵、(静岡)近藤勝二、(甲府)小佐野寿六、(長野)久保田孟、(新潟)今川文晔、(大阪)業師徳松・善峰海証・田中栄治、(京都)岩井三郎、(神戸)伊達道一、(奈良)南義宗、(大津)浜本亀太郎、(和歌山)柳岡俊教、(名古屋)桑山竺童、(津)樋口恒通、(岐阜)安藤徳一、(福井)久我本孝、(金沢)尾戸次作、(広島)武田信夫、(山口)弘中高丸、(岡山)萩野半麓、(松江)佐々木二力、(福岡)山口辰平、(佐賀)久保源太郎、(長崎)小佐々恵明、(大分)伊藤謙作、(熊本)赤松利雄、(鹿児島)西村規矩丸、(宮崎)友清義昭、(仙台)菊池峻、(福島)村上東、(盛岡)千葉愨道、(秋田)佐藤謙二郎、(青森)小山内竜心、(函館)及能千松、(旭川)坂上貞吉、(釧路)高森与三吉、(高松)細井照道・川田和吉、(松山)関定。(ロ)更生保護会(東京)小杉武雄、(和歌山)野際菴、(福岡)小野タマ、(旭川)阪東良一。(ハ)多年にわたり更生保護事業に功績があつて死亡した保護司等に対する法務大臣表彰。保護司(宇都宮)日下得門、(愛知)愛知自啓会会長徳江治之助。

(3) 保護司に対する法務大臣感謝状 埼玉県・町田武太郎保護司は、多年にわたり更生保護事業に貢献し、保護司退任にあたり、8月9日感謝状が贈られた。

(4) 民間協力功労者に対する法務大臣感謝状 (イ)福岡県・甘蔗大伴は多年にわたり更

生保護事業の発展に貢献し、3月13日福岡県糸島保護区更生保護50周年記念式典にあたり感謝状が贈られた。(ロ)東京都・彫塑家花田一男は東京保護観察所庁舎竣工に際し、白色セメント「希望の像」を製作寄贈したことに対し、5月24日庁舎落成式にあたり感証状が贈られた。(ハ)東京都・中外製薬株式会社社長上野十蔵は、犯罪者の矯正及び更生保護活動に資するため、サトウ・ハチロー著詩集「おかあさん」2,000部を寄贈したことに対し、5月13日感謝状が贈られた。(ニ)大阪府・関西電力株式会社取締役会長太田垣士郎は、青少年更生保護施設泉州寮の建設についての多大の協力に対し8月30日感謝状が贈られた。(ホ)東京都・東京更生保護婦人連盟は、東京保護観察協会敬和園婦人寮の運動資金として多額の寄附をしたことに対し、11月13日感謝状が贈られた。(ヘ)第11回「社会を明るくする運動」月間を機に、更生保護事業に協力し、貢献のあつた民間篤志家43名と3団体に対し感謝状が贈られた。

(5) BBS会員に対する法務大臣感謝状 7月15日法務省別館大会議室で開催の第14回全国BBS大会において功績顕著なBBS会員6名と1団体に感謝状が贈られた。

調査連絡課

法務省組織令第30条

1 更生保護に関する科学的調査及び資料の整備

(1) 犯罪実態調査 昭和36年度の犯罪実態調査として本年2月1日から3月31日に至る間に新たに受理した2号観察、3号観察及び4号観察事件のうち、罪名が、殺人、傷害、傷害致死、脅迫、強姦、わいせつ、住居侵入、恐喝、強盗、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反及び銃砲刀剣類等所持取締法違反のいずれかに該当する事件800件を調査対象として、「暴力事犯対象者の保護観察の実態調査」を実施した。

(2) 更生保護に関する研究(委託) 本年度の研究(委託)を下記のとおり実施した。(イ)「精神障害者の保護観察について」島田善治・樋口幸吉、(ロ)「所在不明の動機および原因について」三浦悦哉、(ハ)「移送事件の保護観察について」久保浩、(ニ)「道路交通取締法違反事件の保護観察の実態について」本多兵三郎、「仮釈放事件の審理と保護観察の見通しについて」大野力男。

(3) 「保護月報」の編集配布 職員の資質の向上と執務の参考に供するため、保護観察に関係する訓令・通達・資料及び職員による調査・研究等を編集の上、当局管下の各庁並びに関係各庁に配布した。刊行状況は下表の通りである。

刊号	刊行年月	頁数	型体	年刊・月刊の別	収録期間	備考
第51号	36.3	240	A5	隔月刊	35.11.1~36.2.28	各1,600部発行
52	36.5	204	〃	〃	36.3.1~36.4.30	〃
53	36.9	157	〃	〃	36.5.1~36.8.31	〃



(4) 「更生保護」の編集 保護司の教養訓練を目的として、昭和25年11月から当局の責任編集により発行されている「更生保護」(月刊)を、本年度も従来の編集方式にしたがつて、保護観察を中核とする保護司活動に関する論説、実務の手引、ケース研究、その他の資料等を編集した。刊行状況は下表の通りである。

刊号	刊行年月	頁数	型体	年刊・月刊の別	収録期間	備考
第12巻第1号	36. 1	64	A 5	月刊	35. 12. 1~12. 31	
〃 2	〃 2	〃	〃	〃	36. 1. 1~ 1. 31	
〃 3	〃 3	〃	〃	〃	2. 1~ 2. 28	
〃 4	〃 4	〃	〃	〃	3. 1~ 3. 31	
〃 5	〃 5	〃	〃	〃	4. 1~ 4. 30	
〃 6	〃 6	〃	〃	〃	5. 1~ 5. 31	
〃 7	〃 7	〃	〃	〃	6. 1~ 6. 30	社会を明るくする運動特集号
〃 8	〃 8	〃	〃	〃	7. 1~ 7. 31	
〃 9	〃 9	〃	〃	〃	8. 1~ 8. 31	
〃 10	〃 10	〃	〃	〃	9. 1~ 9. 30	
〃 11	〃 11	〃	〃	〃	10. 1~10. 31	
〃 12	〃 12	〃	〃	〃	11. 1~11. 31	全国更生保護大会速報を付録として刊行

2. 保護区及び保護区ごとの保護司の定数の一部改正 保護司法に基づいて定められた保護区及び保護区ごとの保護司の定数の改正について、浦和、静岡、長野、新潟、大阪、富山、長崎及び松山保護観察所の8庁から、保護区の名称の変更(2件)、保護区の分割(12件)、保護区の区域の変更(5件)、保護区の区域の表示の変更(1件)、保護区ごとの保護司の定数の変更(22件)を内容とする申請を受理し、新潟保護観察所の保護区の分割申請1件を除き、12月20日法務省訓令第3号をもつて、保護区及び保護区ごとの保護司の定数(昭和32年法務省訓令第2号)の一部を申請通り改正した。なお、保護区数及び保護区ごとの保護司の定数については(昭和35年版法務年鑑171頁~172頁参照)

3. 全国更生保護大会の開催 昭和36年は10月19・20の2日間、東京都において高松宮殿下御臨席のもとに保護司代表約1,900名、更生保護会関係者代表約200名が参集し、研究協議を行なった。式典においては、更生保護事業に特に功勞のあつた保護司50名及び更生保護会役職員4名に対し法務大臣の表彰を行ない、研究協議は4部会を編成し、次の主題について研究協議を行なった。

〔第1部会〕保護観察の充実強化に関する事項 〔第2部会〕保護司の行なう犯罪予防

活動の充実強化に関する事項 〔第3部会〕保護司集会の充実強化に関する事項 〔第4部会〕更生保護会の機能の充実強化に関する事項。

4. 地方別保護司研修の実施 地方別保護司研修(保護司に対し、更生保護制度に関する基本理念を理解させるとともに、保護観察の実施方法等その職務を行なうために必要な知識及び技術を修得させることを目的とする。)は、実施以来今年で7回目を迎えたが、本年も日本更生保護協会及び全国保護司連盟と共催のもとに全国を9ブロックにおいて797名の保護司に対して行なわれた。開催状況及び研修課目等は下表のとおりである。

地方別	保護観察所別研修人員数(名)			開催地	開催月日
南関東	東京 31 横浜 14 浦和 9	千葉 11 静岡 14	計 79	静岡	8月1日 2日 3日
北関東	水戸 9 宇都宮 9 前橋 9	甲府 6 長野 11 新潟 11	計 55	前橋	5月24日 25日 26日
近畿	大京 25 大阪 10 神戸 16	奈良 6 大津 5 和歌山 7	計 69	大阪	6月12日 13日 14日
中部	名古屋 21 津 8 岐阜 8	福井 5 津 6 富山 7	計 55	名古屋	6月7日 8日 9日
中国	広島 12 松江 6 鳥取 4	岡山 11 山口 9	計 42	広島	5月18日 19日 20日
九州	福岡 17 佐賀 7 長崎 10	大分 7 熊本 9 鹿児島 9	宮崎 7 計 66	鹿児島	5月30日 31日 6月1日
東北	仙台 8 福島 9 山形 7	盛岡 6 秋田 8 青森 6	計 44	仙台	6月21日 22日 23日
北海道	札幌 12 函館 7	旭川 7 釧路 8	計 34	旭川	6月26日 27日 28日
四国	高松 6 徳島 6	高知 7 松山 8	計 27	徳島	5月23日 24日 25日
合計	471名				

(注) 上記研修人員の外任意参加者326名あり、総計797名である。



研 修 課 目	担 当 講 師
更生保護制度の刑事政策的意義 (講義)	保護局講師
保護観察の主要点について (講義)	〃
仮釈放に関する環境の調査調整を効果的に行なうためにはどうしたらよいか (ゼミナール)	保護局講師 地方委員会講師
保護観察において適当な接触を保つためにはどのような配慮が必要か (ゼミナール)	保護局講師 保護観察所講師
ケース研究 (パネル方式による)	保護局講師
質疑応答	講師 全員

5 社会を明るくする運動 犯罪者予防更生法により、保護観察所の所掌事務として定められた犯罪予防活動を助長する仕事は年間を通じ、行なわれているが、特に7月1ヵ月間は、「社会を明るくする運動」実施委員会(昭和34年版法務年鑑179頁参照)の主催で、「第1回社会を明るくする運動」を展開し、犯罪予防活動を積極的に推進した。本年の本運動の概要は次表のとおりである。

(1) 実施委員会の設置

種 別	設 置 数
中央実施委員会	1
都道府県実施委員会	48
地方実施委員会 市町村単位の実施委員会	754
保護区単位の実施委員会	626
その他の単位の実施委員会	173
計	1,602

(2) 行事实施状況

実 施 行 事	実 施 状 況
社会を明るくする運動民間協力者の表彰	被表彰者 465名
矯正・更生保護事業協力功労者の表彰	被表彰名 870名
協議会、講演会、座談会等	開催 4,573回 参加人員約 384,394名
更生保護大会、ケース研究会、BBS大会等	開催 2,645回 参加人員約 360,418名
更生保護相談の実施	開催 687回 参加人員約 3,875名
NHK夏期移動相談に対する協力	開設 5回 参加人員約 4,254名
矯正施設、更生保護会への訪問	訪問 343回 訪問人員 11,778人
矯正作品展示会	開催 59回 参加人員約 16,870人
その他(愛のバレード、弁論大会、一日保護観察所長、一日刑務所長等)	回数 2,827回 参加人員約 494,358人

(3) 愛の図書・愛の衣料寄贈運動

図書	受贈図書(そのまま配分できるもの)	2,782冊
図書	受贈図書のうち配分に適しないものを換金した額	32,035円
	図書購入費として受領した金額	1,102,404円
図書	図書購入費として現金で配分	888,695円
計		3,774冊
衣料等	受贈衣料 { 一般衣料 789点 中右衣料, 古綿 801kg }	
衣料等	衣料購入費として受贈した金額	5,600円
はがき		14,632枚

(4) 広報宣伝活動状況

活 動 種 別	実 施 状 況
ラジオ	N H K 放送 90回 民間放送 225回
テレビ	N H K 放送 24回 民間放送 231回
新聞	全国紙地方版 162回 地方紙 577回
雑誌	官公庁、団体 広報誌紙 296回 一般雑誌 4回

(5) 宣伝資料の作成・利用状況

資 料 種 別	作 成 ・ 利 用 数 量	資 料 種 別	作 成 ・ 利 用 数 量
ポスター	380,560枚	映画フィルム 購入作成	14本 919本
リーフレット	1,636,810枚	幻灯フィルム	208本
しおり	834,870枚	懸垂幕, 横断幕	2,428張
機関紙特集号	124,559冊	立看板	5,357本
「更生保護」7月号	22,906冊	マッチ, 鉛筆, びら, 手拭, 風船等	1,103,358個

6 更生保護会

(1) 更生緊急保護法(昭和25年法律第203号)施行以来現在までに、法務大臣の認可を得て設立したもの及び法務大臣の承認を得て廃止したものの数は、次のとおりである(昭和年25から同36年12月まで)。

区 分	設 立	廃 止	現 在 数	
			更 生 保 護 会	保 護 施 設
直接保護事業を営む更生保護会	204	38	166	169
連絡助成事業を営む更生保護会	58	1	57	-
両事業を併せ営む更生保護会	3	0	3	3
計	265	39	226	172

(注) 直接保護事業を営む更生保護会のうち、保護施設を2つ有するものは3団体である。



昭和35年1月から同年12月までの間に新たに設立を認可されたもの及び法務大臣の承認を得て廃止したものは、次のとおりである。

(イ) 設立を認可されたもの

管内	区分	名称	設立認可年月日
高松	直接更生保護会	財団法人和光園	昭和36年3月31日

(ロ) 廃止の承認をしたもの

管内	区分	名称	廃止承認年月日
奈良	直接更生保護会	財団法人奈良県山辺学院	昭和36年12月18日
名古屋	同上	瀬戸更生保護会	昭和36年8月10日
札幌	同上	室蘭更生保護会	昭和36年9月10日

なお、昭和36年末における直接保護事業を営む更生保護会の地方別分布状況は、次のとおりである。

区分	地方別								
	関東	近畿	中部	中国	九州	東北	北海道	四国	計
団体数	64	21	17	14	22	12	14	8	172
収容定員	1,493	732	616	293	546	196	301	173	4,350

(注) 団体数には、保護施設数を計上した。

(2) 昭和36年度における更生保護会関係の予算は、次のとおりである。

科目	員数	単価	金額	員数算出根拠
更生保護委託費		円	円	
食事附宿泊費	367,704人	91.72	33,275,000	30,642人×12日
宿泊費	328,914人	24.80	8,157,000	18,273人×18日
補導費	696,618人	10.00	6,966,000	食事附宿泊人員+宿泊人員
委託事務費	696,618人	56.00	39,011,000	同上
更生保護会補助金			11,940,000	
事務費	456,000人	14.00	6,384,000	任意保護のみ
施設費	18,520坪	300.00	5,556,000	施設の総坪数を対象
計			99,799,000	

(3) 直接更生保護事業を営む更生保護会の昭和35年度収支決算の全国集計(156団体)は、次のとおりである。

収入			支出		
科目	金額(円)	%	科目	金額(円)	%
補助金	15,372,935	4.8	事務費	98,015,051	31.1
事務費	6,641,740	2.1	人件費	65,450,463	20.8
施設費	5,200,300	1.7	事務費	32,564,588	10.3
その他	3,530,895	1.1	収容保護費	103,921,509	33.0
特別収入	56,450,448	17.9	補導費	12,120,999	3.9
寄附金	41,549,828	13.2	賄費	69,973,676	22.2
会費	3,124,073	1.0	衣料費	1,051,714	0.3
助成金	11,776,547	3.7	被害弁償金	243,872	0.1
財産収入	19,896,608	6.3	貸与金	6,364,483	2.0
委託費	76,261,933	24.2	その他	14,166,765	4.5
事務費	32,887,430	10.4	施設費	46,746,760	14.9
その他	43,374,503	13.8	新営費	23,504,165	7.5
償還金	57,855,971	18.4	改築補修費	17,968,595	5.7
繰入金	21,202,596	6.7	その他	5,274,000	1.7
借入金	37,180,255	11.8	債務弁済金	32,405,182	10.3
雑収入	8,097,369	2.6	繰入金	6,681,748	2.1
前年度繰越金	22,425,213	7.1	特別会計	2,022,824	0.6
計	314,743,328	100	その他	4,658,924	1.5
			繰越金	22,367,850	7.1
			その他	4,605,228	1.5
			計	314,743,328	100

(注) 昭和35年度(昭和35年4月1日から昭和36年3月31日まで)において、更生保護会(157団体)が食事附宿泊供与及び宿泊供与の保護を行なった延人員は、国の委託に基づくもの604,865人、国の委託によらず任意に行なったもの534,058人、合計1,138,923人である(延人員は1人1日を1件として計上した)。従つて、収容者1人当たり所要経費は約280円である。

(4) 連絡助成更生保護事業を営む更生保護会(47団体)の昭和35年度収支決算の全国集計表は、次のとおりである。



収 入			支 出		
科 目	金 額 (円)	%	科 目	金 額 (円)	%
地方公共団体補助金	14,198,168	13.4	事務費	15,576,338	14.7
特別収入	60,468,927	57.1	人件費	6,311,558	6.0
寄附金	21,631,270	20.4	事務費	9,264,780	8.7
会費	24,975,357	23.6	事業費	62,724,609	59.2
助成金	7,006,000	6.7	助成金	39,851,860	37.6
共同募金	6,856,300	6.4	犯罪予防活動費	4,682,969	4.4
分担金	3,515,503	3.3	指導訓練費	3,147,709	3.0
借入金	1,300,000	1.2	その他	15,042,071	14.2
繰入金	1,511,105	1.4	施設費	3,610,243	3.4
繰越金	15,410,176	14.6	補修費	111,248	0.1
その他	9,493,184	9.0	その他	3,498,995	3.3
			弁済金	193,675	0.2
			繰入金	3,284,546	3.1
			特別会計	1,168,168	1.1
			その他	2,116,378	2.0
			繰越金	19,272,395	18.2
			その他	1,235,257	1.2
計	105,897,063	100	計	105,897,063	100

(注) この集計表には、全国及び地方委員会の管轄区域を事業範囲とするものは除外した。

(5) 更生保護事業御奨励の思召をもつて、天皇誕生日にあたり御下賜金が、149 更生保護会に対して下賜され、また、歳末特別御下賜金品が次の更生保護会に下賜された。

管 内	区 分	名 称
神 戸	直接更生保護会	財団法人 播磨保正会
名 古 屋	同 上	財団法人 立正園
旭 川	同 上	財団法人 旭川保護会

7 更生保護に関する関係各省庁及び各種団体又は機関との連絡等 昭和34年版法務年鑑 182、183頁及び昭和35年版 178 頁参照。

観 察 課

法務省組織令第31条

昭和36年における業務の主要な目標は、仮釈放審理の適正化と保護観察の充実強化を図ることであつたが、そのため実施した業務のうち、おもなものは次のとおりである。

1 特殊事案に関する仮釈放審理の実情調査と事例集の作成 仮釈放の許可及び棄却事件のうち特殊事案に関し地方更生保護委員会から仮釈放審理の状況について報告を求め、常時必要な行政指導を行なつたほか、仮釈放の審理及び決定の適正化を図る上の参考に資するため、これらの報告のあつた特殊事案について仮釈放審理事件事例集の第1集を作成、本年1月に発行した。なお同事例集の第2集の発行は、翌年1月に持ち越された。

2 保護観察の充実強化の方策を検討するための実験 保護観察の充実強化の方策を検討するため36年度において増員をみた100名の保護観察官の中から8名をさいて、東京及び横浜の両保護観察所において二つの実験を実施した。実験の方法は、第1種として保護観察官が直接事件を担当して保護観察を行なうものと、第2種の実験として主任官の担当件数を軽減することにより、保護観察及び在監又は在院中の者の環境の調査及び調整等を実施するもので、いずれについてもその実施状況につき追跡的調査を行ない、保護観察充実強化の方策を検討しようとするものである。

第1種の実験においては主任官の担当件数を概ね50件とし(1号観察20件、2号・3号・4号観察事件各10件とする)、第2種の実験においては、保護観察事件が概ね100件ないし150件程度ある特定の地区が選定され実施された。

3 起訴猶予者に対する特別の更生補導措置の実施 起訴担当とされる被疑者であつても、犯罪の情状、本人の性格、素質等を考慮して適切な個別処遇を講じ、又は本人の社会環境等に対し適当な調整を試みることによつて、本人の更生と、再犯の防止ができると判断される者を選択して刑事処分を条件付で猶予し、この者に対し保護観察所において更生補導の措置を講じようとするものである。本制度は本年初頭から、横浜地方検察庁と横浜保護観察所との間に協定を行ない実施されているもので、更生緊急保護法にそつて、本人から保護の申出の手続をとつた上で、保護観察官、保護司がその者の補導を行なうことにした。横浜保護観察所において、本年初頭以来本補導の措置を実施した者は計84名に達している。なお、宮崎地方検察庁と宮崎保護観察所との間においても、この種補導の措置に関する協定がなされ、本年10月から実施された。

4 保護観察に関する実態調査 保護観察の実施状況、対象者の実態、保護観察成績報告書の活用状況等の実情を調査検討して、保護観察の充実強化の具体的方策をたてるため、本年も前年と同様全国の保護観察所から7月分の保護観察成績報告書を送付させ、これについて、(1) 保護観察の担当者から保護観察所長に対する報告書の提出状況、(2) 担当者と対象者との連絡状況、(3) 対象者の就職状況等につき調査を行なつた。なお、本年は総合評定の成績が不良の者(4,705人)に関し、(1) 担当者の問題意識、(2)



保護観察の方法、(3) 記載内容、(4) 主任官の判断と措置等の事項についても調査を行なった。

5 審査請求事件 本年中に中央更生保護審査会が取扱った地方更生保護委員会の決定に対する審査請求事件は6件で、いずれも棄却の決定がなされた。

恩 赦 課 法務省組織令第32条

- 1 常時恩赦 本年中に取り扱った常時恩赦の処理状況は、第1表のとおりである。
- 2 出願期間短縮 本年中に取り扱った「恩赦につき出願期間短縮願」の処理状況は、第2表のとおりである。

第1表 常時恩赦統計表

区分 上申庁	受 理 人 員							処 理						
	総 数	旧 受	新 受				総 数	相 当						
			特 赦	減 刑	刑の 免除 執行	復 権		計	特 赦	減 刑	刑の 免除 執行	復 権		
総 数	118 (13)	33 (2)	85 (11)	12	28 (7)	11 (4)	34	87 (9)	47 (3)	9	6 (1)	8 (2)	24	
検 察 庁	33 (2)	7 (1)	26 (1)	11	1	5 (1)	9	29 (2)	15 (2)	9	-	4 (2)	2	
刑 務 所 拘 置 所	29 (4)	10	19 (4)	1	18 (4)	-	-	19 (4)	-	-	-	-	-	
保 護 観 察 所	56 (7)	16 (1)	40 (6)	-	9 (3)	6 (3)	25	39 (3)	32 (1)	-	6 (1)	4	22	

人 員 計	不 相 当				未 処 理 人 員				
	特 赦	減 刑	刑の 免除 執行	復 権	総 数	特 赦	減 刑	刑の 免除 執行	復 権
40 (6)	4	23 (5)	4 (1)	9	31 (4)	2	15 (2)	5 (2)	9
14	3	3	2	6	4	2	-	1	1
19 (4)	1	18 (4)	-	-	10	-	10	-	-
7 (2)	-	2 (1)	2 (1)	3	17 (4)	-	5 (2)	4 (2)	8

注 (1) 括弧内の数は、職権により恩赦の上申があつた人員であつて内数である。  
(2) 刑務所、拘置所の欄における受理人員29人の内20人は死刑の言渡しを受けた者である。

第2表 恩赦出願期間短縮統計表

区分 上申庁	受 理 人 員			処 理 人 員			未処理 人 員 総 数
	総 数	旧 受	新 受	総 数	許 可	不 許 可	
総 数	4	-	4	4	-	4	-
検 察 庁	1	-	1	1	-	1	-
刑 務 所 拘 置 所	2	-	2	2	-	2	-
保 護 観 察 所	1	-	1	1	-	1	-

参 事 官 法務省組織令第33条

1 更生保護行政についての調査研究

(1) 最近の運用実績の調査 仮釈放を含む更生保護制度の運用上の問題点を明らかにするため、昭和35年度を中心として最近の運用実績の全般的な調査検討をした。調査の結果によると、制度の運用は漸次本来の軌道に乗つてその成績も向上の傾向にあるが、なお改善強化を要する問題点が多い。とくに、この制度の核心をなす保護観察については、保護観察官の不足が最大の隘路となつており、対象者のほとんど全部(98.3%)に対する保護観察は民間協力者である保護司を実施担当者とし、その担当保護司に対してなされるべき保護観察官の助言指導は月間わずかに13.4%にとどまる実情で、このことが保護観察の不徹底の最大の原因になつていと認められた。この点を含めて、この運用実績調査の結果の概要は、法務総合研究所の犯罪白書(昭和36年版)のなかに収録されている。

(2) 事務体制の改善に関する実験調査の準備

(i) 保護観察の改善について 保護観察の徹底と効率化のためには、(a)従来のように保護観察の担当者を保護司とする場合には、その担当保護司に対して助言指導を行なうべき主任保護観察官の担任件数を適数にまで縮減する方式(適数担任制)を採用し、また、(b)場合によつては保護観察を保護観察官に直接担当させる方式(直接担任制)を採用する必要があると認められるので、先ずこの二つの方式を実験してそのそれぞれの効果および問題点等を調査検討するため、その実験計画の立案に参画した。

(ii) 仮釈放の改善について 仮釈放の適正化と効率化のためには、矯正施設に更生保護の専門職員を駐在させる必要があると認められるので、保護観察官の矯正施設駐在制を実験するため、その実験計画の立案に参画した。

(3) 精神障害者等の保護観察に関する事例調査 強度の精神障害者ならびに常習累犯者については、現行の保護観察制度では充分でないため制度の補強改正につき検討の



必要があり、改正刑法準備草案で考慮された保安処分・不定期刑の問題との関連もあるので、先ずこれらの特殊対象者に対する保護観察の実態とその成果を検討するため、該当事例を収集してその調査に着手した。

## 2 更生保護に関する法令案に関する事項

- (1) 犯罪者予防更生法等の改正問題点の検討 刑事局の少年法調査研究会ならびに矯正局の監獄法改正準備会に出席し、少年法・監獄法の改正点の研究に関連して、犯罪者予防更生法の改正問題点等を調査研究している。
- (2) 更生保護事業に関する省令の検討 更生緊急保護法の施行に関する事務の改善と簡素化をはかるため、「更生保護事業の認可等に関する規則」(昭和25規則4号)および「更生保護事業を営む者の監督及び寄附金募集に関する規則」(昭和29省令75号)と、「法務大臣の主管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則」(昭和26省令114号)のうち更生保護事業に適用される諸規定とを、統整理する方針のもとに、省令改正の立案作業に参画している。

## (6) 訟務局 法務省設置法第3条、第10条 法務省組織令第34条～第41条

概況 当局の所掌事務の概要は、昭和34年版法務年鑑(189頁)記述のとおりであつて、その所掌にかかる争訟事件の昭和36年中における処理状況は別表(1)ないし(18)のとおりである(177頁ないし195頁参照)。この処理状況を概観するに、申立準備事件においては年間の既済件数が新受件数を292件も上廻つたため、それだけ未済件数が減少したが、本訴事件及び本訴以外の事件においては既済件数が新受件数を下廻り、従つて前者にあつては277件と大幅に、また後者は34件とそれぞれ未済件数が増加し、殊に本訴事件の未済件数の増勢は依然衰えを見せず2,500件の線に迫つている。また、36年中の新受既済の件数を前年中のそれと比較して見ると、申立準備、本訴及び本訴以外の各事件ともに減少しており、前年を100とする指数で36年の件数を表わすと、申立準備事件の新受は88、既済は93、本訴事件の新受は99、既済は97、さらに本訴以外の事件は新受87、既済86という数となる。

### 会 同

年 月 日	件 名	協 議 事 項	備 考
36. 9. 27 28	法務局訟務部長会同	訟務事務の運営上考慮すべき事項について	

### 刊 行 物

書 名	刊 号	頁 数	型 体	刊 行 年 月
訟 務 月 報	第6巻 11号～12号 第7巻 1号～10号	平均約230頁	A 5	月 刊

特異事件 次に36年中に新たに訴訟が提起された事件(新受事件)及び同年中に判決等によつて終了した事件(既済事件)のうち特に一般の注目を引いたと思われる主な事件を若干かかげて見よう。

## 1 新たに提起された事件

- (1) 民事事件 (イ) 高知国有林事件(高知地裁昭和36年(ワ)第286号) 国が国有林として管理中の山林の一部が登記所の台帳附属図面に民地として記載されていたため、これが売買されるという事態が生じた。そこで国が原告となつてその譲受人を相手に該山林全部の所有権並びに境界確認の訴を提起したもの(訴訟物の価格約111,864,117円)。本件では、明治32年の国有林野法の施行以前である明治30年9月に、本件国有林野につき境界査定が行なわれているので、この査定処分の効力が争われている。なお、本訴提起前、本件山林の現状不変更並びに使用妨害禁止の仮処分をなすに当たり、供託を命ぜられた保証金額500万円は、国としては最高の部類に属する。(ロ) 旧高鍋藩国有林事件(東京地裁昭和36年(ワ)第142号) 旧高鍋藩の所領である申間に、百姓私牧といわれる牧場が28箇所あつて、そこで地元部落の百姓達が牧畜をやつていたが、明治12年、この土地が地租改正処分による官民有区分の結果、官有と査定されて爾来国有林として管理経営してきた山林について、今になつて地元部落民の所有であるとしてその返還を求めてきた事件。(ハ) 法廷秩序維持の制裁による損害の賠償請求事件(福岡地裁昭和36年(ワ)第387号) 三井・三池の労働争議に係り生じた暴力行為等処罰に関する法律違反の刑事被告事件(被告人百田昭外6名)の公判の冒頭陳述において、横山茂樹弁護士が福岡地裁の発した各種仮処分命令について裁判所を批判する発言をなし、これが暴言で裁判所の威信を著しく害したことにあたりとして制裁決定を受けたについて、これを違法として損害賠償を求めた事件。(ニ) 警察官の事件発表による損害の賠償請求事件(浦和地裁昭和36年(ワ)第136号) 埼玉県高等学校教職員組合が、県立ろう学校の寮の待遇改善に関連し、学校長の自宅に多数押しかけて面会を強要し、氣勢を上げた事件があり、埼玉県警察本部田村八郎警備部長が別の事件の記者会見でこれにふれたところ、翌日の新聞には同部長が、「県下の労働運動の逸脱ぶりが甚だしい。埼玉県教組の団交には住居侵入の疑がある。これにはAが参加していた。」等の趣旨を発表した旨掲載された。そのためAから自分は右団交には出席していないのに不実の発表により名誉を毀損されたとし、また原告組合からは、暴力的組合であるかのような不実の発表により組合の名誉を毀損されたとしてそれぞれその損害の賠償を求められた事件。(ホ) 工場廃液による損害の賠償請求事件(静岡地裁浜松支部昭和36年(ワ)第145号) 静岡県の鰻養殖業者から提起されたもので、東京通産局所管の磐田アルコール工場がアルコール廃液を河に放流したためその河水を使つている自己の池の鰻が斃死したとしてその損害の賠償を求めた事件。(ヘ) 板付飛行場下の鉱業権の損害賠償請求事件(東京地裁昭和36年(ワ)第8085号) 板付飛行場及び隣接する丘陵下に石炭の採掘権を有する者から、調達局が原告の利害を考慮せずして右飛行場及び附属施設(ガソリンタンクその他)を建設し、ま



た通産局がその保護のために必要であるとして右施設の地下の掘採を目的とする施業案の認可をせず、そのため原告は、鉱業権を侵害されたという理由で、約5億1千万円に上る事業上の損害の賠償を求めた事件。(h) 接収建物の返還にもとづく補償請求事件(東京地裁昭和36年(ワ)第5207号) 千代田区内幸町所在大阪ビル(貸ビル)の建物は、昭和21年に連合軍の婦人軍人等の宿舎として接収され改造が施された。そしてその使用関係は当初国と所有者との間の賃貸借契約であつたが、昭和32年2月以降は「日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法」(昭和27年法律第140号)による公用使用に切り替えられ、昭和33年11月末公用廃止によつて返還された。右返還にともなう原状回復について、所有者から、国には本件建物を単に原状に近く復元するのみでなく、それが元どおり一流の貸ビルとして現在通用するに必要な一切の工事をする義務があるとして、その費用約5億円の内金3億円及び工事期間中の喪失利益金6千万円の支払いを請求した事件。(イ) 八幡平国立公園内の鉱業権制限に関する事件(東京地裁昭和36年(ワ)第608号) 硫黄鉱区を含んだ地域が八幡平国立公園の特別地域に指定されたのに、仙台通商産業局長が鉱業法によりその鉱業権の取消をせず、また右硫黄鉱区の鉱業権者が国立公園法により硫黄の掘採許可申請をしたのに対し、厚生大臣が右許否の処分をしなかつたことにより損害を被つたとして損害賠償を求めてきた事件。(ロ) 組合との協約の効力に関する事件(鹿児島地裁昭和36年(ワ)第118号) 電通合理化問題について、組合側では個々の郵政局長と合理化を実施しないという意味の確認書をとりつけようということで、各特定郵便局長と団体交渉し、郵便局長側は止むなくその意味の確認書をとりかわしたが、郵政局の指導により、各局長からその破棄通告がなされ、電通合理化は予定通り実施されたため、組合側は協約違反だとして、この確認書の有効確認及びそれが無視されたことによる損害賠償を国に請求した事件。(ハ) 定期昇給の延伸に関する事件(東京地裁昭和35年(ワ)第10754号) 電電公社は昭和35年の全電通の春闘の際に勤務時間内1時間の職場大会に参加した原告らを次期昇給期に定期昇給させなかつたところ、原告らは賃金協定により定期昇給の時期にすれば当然自動的に昇給すると主張して定期昇給の賃金(予備的に定期昇給に発令行為があるとするれば、その発令をすべきであるのにこれをしなかつたことによる損害として昇給額相当分の損害)を請求した事件。(ニ) 出来高払賃金の算定に関する事件(木曾福島簡裁昭和36年(ワ)第8号、同第9号) 出来高払いによつて国有林の伐採作業に従事している作業員の賃金については、その賃金計算の基礎となる出来高石数は戦前からの長年の慣行として山元の伐採現場における検知石数によつて支払われてきたが、本件の場合には伐採現場の検量よりも貯木場における検知石数が相当量増加したため、作業員から国を被告としてその差額分の賃金の支払いを求めた事件。(ホ) 旅費の調整に関する事件(横須賀簡裁昭和36年(ワ)第107号) 駐留軍労務者の在勤地内の旅行に対しては、基本労務契約によれば、いつた距離が8キロメートル以上16キロメートル未満の場合又は勤務時間が5時間以上8時間未満の場合は70円、16キロメートル以上又は8時

間以上の場合は100円を支給すると規定されているのに、右規定に該当する8時間以上の2回の旅行に対し、国はその往復に軍用車輛を使用したことを理由として旅費の支給をしないのは不当であるとして200円の旅費の支払を求めた事件。訴額は少額であるが、駐留軍労務者にとっては全国的影響のあるテストケース的事件である。(ヘ) 病院附属看護学校終了者の採否に関する事件(東京地裁昭和36年(ワ)第4135号) 電電公社の附属機関である関東通信病院の附属看護婦養成所を卒業した者2名を公社が採用しなかつたところ、この養成所に入所したとき公社との間に雇用関係が成立しているから、採用しないというのは解雇であつて、これは安保反対等の政治的活動をしたという政治的・思想的な理由によるものであるから無効であり、仮りにそうでないとしても養成所入所時に卒業したら公社で雇うという趣旨の契約が成立していると主張して、公社との間の雇用関係存在確認を求めた事件。

(2) 行政事件 (イ) 塩業整理交付金に関する事件(東京地裁昭和36年(行)第88号) 塩業整備臨時措置法により専売公社が決定した廃田に対する整理交付金2億6千6百万円の額を不服として約4千万円の増額を求めてきた事件。(ロ) 私鉄乗入免許の効力に関する事件(大阪地裁昭和35年(行)第65号、昭和36年(行)第8号併合事件) 京阪神急行が昭和2年京都市四条大宮から四条河原町まで地下道により電車を乗り入れることの免許をうけ、その工事施行認可申請に対する認可がないままに今日にいたつたが、最近工事の交渉を開始したところから、沿道住民である原告らから、京阪神急行が工事の認可をうけてあれば工事着手期限の不遵守により免許は失効しており、工事の認可をうけていなければまたそれによつて免許は失効しているとして、免許の失効確認を求めてきた事件。(ハ) バス営業に関する事件(前橋地裁昭和36年(行)第1号) 高崎・前橋間の路線について、運行回数の比率を定めて運輸協定を結び、バスを運行してきた当事者の一方が、運輸協定を一方的に廃棄し、知事に運行回数の増加を申請したのに対し、知事が従来の運輸協定はなお有効に存続するとし、またその他の事情を考慮して、運行回数の増加を従前の比率によつて認可した処分を違法としてその認可の取消を求めてきた事件。(ニ) 上水道用水の取入れを争う事件(徳島地裁昭和35年(行)第8号) 吉野川の河川管理者である県知事が徳島市に上水道を吉野川から取入れることを許可した結果、附近の灌漑用飲料用の井戸が枯渇し地下水使用の慣習上の権利が侵害されたとして地元民から許可処分の取消を求めてきた事件。(ホ) 争議行為等による処分を争う事件 (a) 郵政省関係 昭和36年の春期闘争において全通労組としては、総評の方針に従い、闘争の目標として、電通合理化反対と事前協議協約の獲得、大幅な賃上げ、非常勤者の完全定員化及びILO条約の批准の4項目を掲げ、この目標のための戦いの山場として昭和36年3月末に半日のストを計画し、その主な闘争戦術としては時間外の労働拒否戦術と約1時間にわたる勤務時間内の職場大会戦術、電通合理化事前協議確認書獲得戦術、電通合理化による電話切替工事等の実力阻止行動戦術、また郵政局に対する集団動員による陳情戦術等違法な闘争をくり返したので、郵政省側は従来のなまぬるい方針を改め、全国的に免職



19名を含めて停職・減給・戒告・訓告等合計10,742名の大量処分を行なつたのであるが、これらの免職・停職処分を受けた者から、免職及び停職処分を争う訴訟が昭和36年中に東京地裁に7件、京都地裁に1件提起された。(b) 電電公社関係 電電公社関係においても、全通労組と同様に、全電通労組は、昭和36年3月16日を期して、全国一斉に始業時間から午前10時頃までの間、勤務時間内の職場大会を開くと共に全員の職場放棄と保安要員の引き上げ等の強硬な闘争方針をとり、これらの職場放棄の際にはビケを張つて管理者側の入局を阻止し、その間電話業務を一時まひ状態におちいらせた。そこで電電公社は、郵政省と同様に強硬方針をとり、全国的に免職16名を含めて停職・減給・戒告等合計7,956名の大量処分を行なつたのであるが、これらの免職処分を受けた者から、その処分を争う訴訟が昭和36年中に福島・新潟・名古屋・長崎の各地域にそれぞれ1件提起された。(c) 職員の地位切替えに関する事件(奈良地裁昭和36年(行)第7号) 上市・下市の各郵更局の昭和36年3月自動改式直営化に伴い、同局勤務の電話交換手は電電公社において職員として引きとることになつたので、郵政省に対し辞職願を提出した。ところが合理化反対の闘争方針をとつていた組合側は、電話交換手が電電公社に転勤してしまつては反対の趣旨が貫徹できないことになるため、電話交換手に対し前に提出した辞職願を撤回して郵便局に残るよう勧告し、電話交換手はこれに応じて辞職願を撤回した。郵政省はこの辞職願の撤回を認めず、同人らに対し退職の発令をなし、また、電電公社でも同人らを採用しなかつたので、同人らは国を被告として従前の地位の確認を求める訴訟を提起した。(d) 職務事項の発表による処分に関する事件(東京地裁昭和36年(行)第99号) 行政監察局においては、同局の行なう行政の運営に関する調査によつて公務員の不正・不当事実が明らかになつた場合、個々の非違事実の追及よりもむしろ将来に向つての行政運営の改善に主眼をおいており、また、そのような非違事実については、個々の職員がみりだに発表することを禁じ、局長がその措置を決定するという方針をとつてきた。ところが同局勤務の職員である原告はその方針に反対し、かかる事実は進んで広く国民に発表すべきであるとの見解をもち、上司の警告を無視して雑誌や「不正者の天国」という書物などで非違事実を発表するとともに、同局のやり方に対し口を極めて非難した。よつて、第一に秘密をもらしたという点、第二に上司の業務上の命令に違反したという点、第三に行政管理庁の信用を失墜せしめることを書いた点から公務員たる適格性を欠くとして分限免職に付した。これに対し原告は人事院に審査の請求をなしたが、人事院は右第二の点のみ取り上げて原処分を維持する旨の判定をしたので、これを争つて訴訟を提起した。(e) 死刑囚の出廷拒否に関する事件(東京地裁昭和36年(行)第86号) 三鷹事件の死刑確定囚から独居房の改善等を求める事件(東京地裁昭和35年(行)第111号)において、昭和36年6月の第1回口頭弁論に原告本人を拘置所側で出廷させなかつたところ、原告はさらに出廷妨害排除と出廷できなかつたことによる精神的打撃、その他の費用について5万円の損害賠償を請求してきた事件。

(3) 税務事件 (i) 所得税の源泉徴収は違憲であると主張する事件(東京地裁昭和36

年(行)第30号) この事件は所得税の源泉徴収が憲法に違反し無効であると主張するものであるが、その理由として、①源泉徴収の場合は徴収義務者が歳入徴収官と出納官吏の二つの地位を兼ねるものであるから財政法の基本原則に反し、結局憲法第84条に違反することになる。②この制度は、本来の納税義務者でない給与の支払者に実質的な納税義務を負担させるものであるから、憲法第84条に反する。③この制度は、源泉徴収義務者に、生活に困難をきたしている給与所得者から猶予なしに税を取立てることを命ずるものであるから、その意に反する苦役を強制するものというべく、憲法第18条に反する。④この制度は、労働基準法の賃金全額払の原則に反し、労働者の基本的権利を護る憲法の原則に反する。⑤源泉徴収義務者に煩さな手数と費用を要する仕事をさせながら、その代償を支払わないのは憲法第29条の財産権尊重の原則に反する。等の諸点を挙げているものである。

## 2 判決等によつて終了した事件

(1) 民事事件 (i) 解散団体の財産に関する事件(東京高裁昭和34年(ネ)第794号、昭和36年1月25日判決) 解散団体に指定され、その所有財産を失つた在日朝鮮人連盟が「解散団体の財産の管理及び処分等に関する政令」殊にその第3条が憲法第29条第3項に違反し無効であるとして国を相手に所有権確認、予備的に損害賠償の請求をしてきたもの。一審判決では右政令は憲法には違反しないが、同政令第3条の国庫帰属は一種の公用徴収と認められるから、国は正当な補償を支払うべきであると判示して国が敗訴した。控訴審判決では同政令第3条は、いわゆる没収を規定したものであり、しかもこの没収は連合最高司令官の指令に基づいてなされた措置であつて、それは超憲法的な性格をもつものである。従つて国は憲法に基づき正当な補償をなすべき義務はないと判示し国が勝訴した。目下上告中である。(ii) 赤坂溜池の国有地に関する事件(東京高裁昭和35年(ネ)第897号、昭和36年4月13日判決) 明治23年9月宮内省が皇室所有の5千坪余の土地を大日本水産会外2団体(通称三会堂という。)に50年の期限で無償で貸付けた。三会堂では現在なおこの土地に地上権をもつていて主張するので国が原告となつて地上権不存在確認の訴訟を提起したものである。一審判決では結局本件土地に三会堂が無償の地上権をもつていたことを認めたいえ、右無償地上権は昭和23年改正の現行国有財産法第42条により消滅したと認定した。そしてこの無償地上権を消滅させる右国有財産法第42条の規定は憲法に違反するものではないと判示した。これを不服として三会堂側が控訴したが、控訴審判決でも一審同様の判断で控訴を棄却した。目下上告中である。(iii) 国有財産の払下げに関する事件(最高裁昭和34年(オ)第258号、昭和36年5月25日判決) 物納財産として国に帰属した旧中島飛行機武蔵野工場の工場及び敷地を昭和25年に財団法人日本文化住宅協会に代金8千万円で払下げたところ、同協会が分納金の支払いをなさないのて契約を解除した。ところが同協会は右契約の解除は無効であるとして本件物件の引渡しを求めてきたもの。一審では国が勝訴したが、控訴審では右解除は信義誠実の原則に反し無効であると判示して国が敗訴した。これに対し国側が上告の結果、最高裁



は破棄差戻しを命じ、現在再び控訴審係属中である。この物件（敷地約2万3千余坪、工場建物約3万4千坪）には契約解除後二・三〇億円を投じた施設をして米軍に提供中なので、これに敗訴すると国側として収拾のつかない事態に追い込まれるので、その結果が注目されている。

(二) 久六島に関する事件（最高裁昭和34年(オ)第301号、昭和36年6月9日判決）久六島は青森県と秋田県の県境地先の日本海にある小島であり、両県のいずれに帰属するか両県の間で争いがあるが、昭和26年に、青森県が同県深浦町に編入する告示をした。しかし、これは当時の地方自治法によると無効であるとして、昭和31年9月に正当な手続で青森県に編入された。原告は青森県の住民で、久六島は自分の所有であるとして、昭和27年に青森県の登記所に所有権保存の仮登記をしたところ、昭和31年7月にこの仮登記は管轄に属しないものとして職権で抹消され、そのため地方法務局長に異議の申立をし、その却下を受けるや、却下処分を取消を求むる訴訟を提起したものである。原告は一・二審とも敗訴し、上告判決でも、昭和26年の青森県の告示は無効であり、仮登記当時久六島はそれぞれの県の区域にも属しなかつた土地であるから職権抹消は相当であるとして上告棄却した。

(三) 三田用水に関する事件（東京地裁昭和27年(ワ)第5135号、昭和36年10月24日判決）現在工業用として使用されている三田用水の水路敷及び両側堤防敷の土地所有権とその水利権が三田用水普通水利組合にあるとして、同組合が国と東京都を相手にその確認の訴を提起した。判決は水利権の点につき、原告組合の権利能力は専ら灌漑用水の水利権に限定されているのであるから、この用途を失い工業用雑用目的のみの水利権をもつということはその権利能力の範囲を越えるものであるとして請求を棄却した。しかし土地所有権については原告組合の請求を認めた（双方から控訴）。

(四) 補償代位と当事者間の示談に関する事件（東京地裁昭和35年(ワ)第387号、昭和36年4月11日判決）自動車事故による被災労働者に80万円の保険給付をした国から加害者にその求償をしたところ、相手方は被災労働者との間に11万円で示談が成立しているから、そのような債務はないとして債務不存在確認の訴を提起した。本判決では被災労働者は国に対して損害賠償請求権を保全する公法上の義務があるから、この義務に違背して右請求権を放棄しても、これをもつて国に対抗できないとして国が勝訴した。相手方は控訴したが本件は実務上しばしば問題とされる点だけに成行きが注目される。

(五) 軍艦陸奥に関する事件（山口地裁昭和28年(ワ)第102号、同30年(ワ)第262号、昭和36年5月請求認諾、反訴取下）軍艦陸奥は昭和18年瀬戸内海沖合いで原因不明の爆発事故により沈没した。戦後昭和24年に或る業者が陸奥の搭載物件を引揚げたいということで、当時所管の山口県知事と引揚げ契約を結んだ。その後その業者から引継いだ本件相手方（西日本海事株式会社）が許可のない物件を引揚げて処分したり、許可を得て引揚げた物件についても払下契約を結ばないで勝手に売却したりしたので、国側は、未払の払下げ代金と無断売却部分の損害賠償請求の訴訟を起した。これに対し相手方は軍艦陸奥に対する国の所有権は失われたこと及び無主のものを自己が引揚げ作業による先占によ

って取得したと主張して、逆に艦体の所有権確認の反訴を提起してきた。ところが八幡製鉄において残体の払下げを受けこれを引揚げることになり、その結果関係者間で話し合いができ、相手方は国からの本訴請求を認諾し、自己の反訴を取下げることにより解決した。

(六) 佐野市の参議院議員再選挙に関する損害賠償事件（東京地裁昭和31年(ワ)第5192号、昭和36年5月17日判決）昭和28年4月の全国区参議院議員選挙に際し、佐野市の選挙管理委員会において一候補者の政党名を誤記した掲示をしたため選挙が無効となり、八木秀次外5名が当選を失い再選挙が行なわれた（再選挙の結果うち1名は落選）について、これらの者のうち5名（落選者を含む）から再選挙は同選挙管理委員会の職員の掲示の過失が原因であり、自分等はこれにより再選挙費用の支出、精神的損害、落選による歳費請求権の喪失等の損害を受けたとして、その賠償を求めた事件について、候補者は右職員の過失によつて再選挙費用支出という損害を受けたものであり、かつ、これを忍受しなければならない理由はないとして、国に再選挙費用の損害の賠償を命ずる判決があつた。これに対しては双方から控訴し、現在控訴審で審理中である。

(七) 竹島に関する損害賠償事件（東京地裁昭和34年(行)第139号、昭和36年11月9日判決）竹島に隣鉱石の採掘権を有する者から、竹島が韓国軍によつて占拠されているため鉱業権の行使ができない。これは政府が韓国の軍隊を退去させるに足る適当な方策を講ずる義務を怠つているためであるということで、国に対して損害の賠償を求め、他方、島根県知事に対して鉱区税の納税義務がないことの確認を求めていた事件について、領土の問題は事の性質上、内閣による政治的判断、それに対する国会の批判、窮極的には主権者たる国民の判断という政治的な過程によつて決定処理されるべき問題であつて、政府には原告のために韓国の竹島占拠を排除すべき法的義務はないということ及び原告は現在鉱業権の実施ができないとしても、それが可能となり次第、排他的にこれを掘採し得るという地位を保証されているものであり、また、地方税法はかような利益が存在する限り、なお鉱区税を賦課する趣旨と解釈されるということをも理由としてこれを棄却する判決があつた。この事件は控訴なく確定した。

(八) 輸血による梅毒感染に関する損害賠償事件（最高裁昭和31年(オ)第1065号、昭和36年2月16日判決）東大病院の輸血により梅毒に感染したという婦人からこれによる損害を求めた事件であつて、これについてはさきに、原告の請求を認容する第一審・第二審の判決があり、国側から上告していたものであるが、最高裁は、本件医師が供血者に対し懇に真実の答をするよう誘導し、具体的かつ詳細な問診をしたならば、梅毒感染の機会があつたことを推知し得べき結果を得られなかつたとは断言し得ないとして、医師に注意義務違反ありとする原審判決を維持する判決をした。

(九) 百里航空隊基地に関する事件（水戸地裁昭和32年(ワ)第103号、昭和36年2月21日判決）国が百里農業協同組合に対し元海軍軍用地を防風林採草地として自作農創設特別措置法の規定により売渡し、再び防衛庁が売買契約によりこれを買ひとつたところ、基地反対派の組合員数名から国に対し、組合と防衛庁間の売買契約は憲法第9条に違反するから無効であるとして、国が買取つ



た土地の所有権が組合にあることと原告らが右土地の使用収益権を有することの確認を求めた事件である。判決は他人間の法律関係の確認を求めものとして所有権確認を求めものについて訴を却下し、使用収益権の確認を求めものについて請求を棄却した。目下第二審（東京高裁）に係属中。

(e) 米駐留軍のロックアウトに関する事件。（東京高裁昭和32年（ネ）第111号，昭和36年1月30日判決） 米駐留軍小倉総合補給廠における組合が昭和28年8月，48時間ストに入ったが，スト終了の少し前に部隊司令官から組合に紛争について協約ができるまでスト参加従業員は軍施設への復帰を許さないと通告し，スト終了後出勤しようとした組合員の入門を拒否し，国はその間の賃金を支払わなかつたので，原告ら組合員から右賃金の支払いを求めてきた事件である。 主なる争点として，被告国は第一に本件入門拒否の措置は使用者の争議行為としてのロックアウトにはかならないから，使用者にはその間の賃金支払義務はないこと，第二に駐留軍労務者給与規程には軍の都合により使用人を休業させた場合は平均賃金の6割に相当する休業手当を支給するとなつているから，少なくともこの6割以上は支払う義務がないと主張したが，一審で敗訴し，二審でも敗訴判決をうけた。判決理由は第一点については，本件入門拒否は使用者の争議手段としてのロックアウトにあたるが，使用者はロックアウト中の賃金支払義務を当然に免れるものではないといい，第二点については，給与規程の前記条項は労働基準法第26条と同趣旨のもので，民法第536条第2項の適用を排除するものではないとして賃金全額の支払いを命じた。（第二の点について上告中）

(f) 最低賃金の決定に関する事件（広島地裁昭和36年（ワ）第5号・第7号，昭和36年11月29日判決） 広島労働基準局長が最低賃金法第9条の規定によつて，原告らの使用されている広島県輸送用機械器具製造業の最低賃金を1日220円と230円とに定めたところ，これは一般労働者の収入とか，現在の物価，経済事情からみてあまりに低額にすぎ，憲法第25条，労基準法第1条・第2条，最低賃金法第3条に違反する違法な決定であり，原告らの賃金は現在一日530円ないし580円であるが，このような低賃金に甘んじなければならないのは本件決定のように低額すぎる最低賃金が定められたためにかならないとして，最低賃金の決定の取消を求めてきたのであるが，判決は，最低賃金の決定はその適用を受ける使用者に対し，その決定にかかる最低賃金額以上の賃金をその雇用する労務者に支払うことを義務付けるに止まり，その適用を受ける労務者に対し何等の義務を課するものではないから，労務者は，最低賃金の決定により法律上の保護を受けることがあつても，その権利ないし法律上の利益を害せられることはない。従つて労働者は，右決定の取消を求める利益を有しないと理由で訴を却下した。

(g) 旅券の発給拒否に関する事件（東京地裁昭和32年（ワ）第9429号，昭和36年6月27日判決） 昭和32年夏，第6回世男青年学生平和友好祭がモスクワで開催され，わが国からも500名の招待を受けたので，青年友好団体側では正式の旅券給申請書によらずして単に500名の候補者を選び，その名簿を外務大臣に提出し旅券の発給について折衝がなされたところ，これに対して外務省は，結局，500名のうち155名だけは旅券を発給し，その渡航を認

めたが，残りの300余名については旅券の発給をしなかつたところ，そのうち原告等185名が渡航できなかつたことによる慰籍料として，それぞれ5万円を支払えという損害賠償請求事件である。判決は，原告からは未だ旅券法に定められた適式な旅券発給申請がなされていないから，それに対応する外務大臣の発給拒否処分はなされていないのであるし，また適式の旅券発給申請手続のなされる以前において外務省が渡航希望者らに対して政府の政治的立場を説明して渡航希望者の縮少の説得をすることはなんら違法ではないとして原告の請求を棄却した。

(2) 行政事件 (i) 外貨債の有効化に関する事件（東京地裁昭和33年（行）第178号，昭和36年9月29日判決） 日系米国市民が旧外貨債処理法による邦貨債に借り替えられた外貨債について，外貨債有効化法の定める要件を充たすものとして大蔵大臣に申請したが拒否されたので，その処分の取消を求めた事件である。判決は，有効化法所定の要件事実の立証責任はこれを主張する側にあるとし，旧証券は借り替えにより有価証券としての効力を失つているから，その所持により直ちに真の権利者であるとの推定はできないとして請求を棄却した。目下第二審（東京高裁）に係属中。

(ii) ドイツ人財産の処分に関する事件（東京高裁昭和33年（ネ）第708号，昭和36年12月6日判決） 米・英・仏三国委員会の権限下におかれていたドイツ人の在外財産を，同委員会の要請により大蔵大臣が平和条約第20条ドイツ財産管理令に基づき公売の方法で売却したところ，当該ドイツ人から公売を行政処分として無効確認を求めて来た事件であつて，原審東京地裁では裁判権の範囲外であるとして訴を却下したのに対し，控訴審では公売処分は目的財を高価に売り払う一手段として公売の方法をとつたのにすぎず，行政処分ではないとして控訴を棄却した。目下上告中。

(iii) 建築基準法違反の建物に関する事件（東京高裁昭和35年（ネ）第2939号，昭和36年11月19日判決） 建築基準法違反の建物について，その近隣者が是正措置をとるよう申請したが知事が何らの措置を講じないので同法により異議申立，訴願を申し立てたが却下され，本訴において訴願裁決の取消を求めた事件であつて，第一審判決は建築基準法は，近隣居住者ら個人に対し是正措置を求める具体的権利を認めているものではないから，是正措置がとられないからといつて原告の権利利益に影響を与えるものではなく，行政処分として取消を訴求できないとして訴を却下し，控訴審判決においても原審判決をそのまま維持して控訴を棄却した。

(iv) 海難原因審判に関する林兼造船事件（最高裁昭和28年（オ）第110号，昭和36年3月15日判決） 高等海難審判庁が「本件衝突は林兼造船株式会社の業務上の過失によつて発生したものである」旨の裁決をしたのに対し，林兼造船株式会社からその裁決の取消を求めてきた事件であつて，原審判決は原告の請求を認容したが，最高裁の判決では海難審判庁の裁決は海難原因を明らかにした裁決であつて，被上告人に何らの権利義務の変動を生ずるものでなく，またその過失を確定する効力もないから，行政処分と解することはできないとして，原判決を破棄し，被上告人の訴を却下した。

(v) 洞爺丸海難関係事件（最高裁昭和35年（オ）第1278号，昭和36年4月20日判決） 昭和35年版法務年鑑本項（187頁）に記載